令和6年度 第1回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和6年6月12日(水) 9:30~12:00 場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶狩野専門委員長
- 3 議 事
- (1) 令和6年度専門委員会の開催スケジュール等について
- (2) 大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>
 - ・岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業 (宮古市)
 - · 紫波警察署庁舎等整備事業 (紫波町)
- (3) 大規模公共事業の再評価について<諮問審議>
 - 若柳中部経営体育成基盤整備事業(奥州市)
 - 馬淵川広域河川改修事業(二戸市、八幡平市、一戸町)
 - ・都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)(盛岡市)
- (4) 第2回専門委員会(現地調査)について
- 4 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備考
狩野 徹	佐久大学人間福祉学部 教授	都市計画建築計画	専門委員長
島田 悦作	岩手県立大学総合政策学部 准教授	財政学 農業経済学 環境経済学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	欠席
濵上 邦彦	岩手大学農学部 准教授	農業土木水工学	
松木 佐和子	岩手大学農学部講師	森林環境	
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	
八重樫 健太郎	北光監査法人公認会計士	企業会計	
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	副専門委員長

(敬称略)

令和6年度第1回大規模事業評価専門委員会 配付資料一覧

- ○資料 No. 1 令和6年度大規模事業評価専門委員会の開催スケジュール (案)
- ○資料 No. 2 大規模事業評価諮問書(写)
- ○資料 No. 3 令和6年度大規模事業評価地区 位置図 (R 6.6 諮問)
- ○資料 No. 4 大規模事業評価関係資料

【事前評価】

- ・岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業 (宮古市)
- · 紫波警察署庁舎等整備事業 (紫波町)

【再評価】

- •若柳中部経営体育成基盤整備事業(奥州市)
- ·馬淵川広域河川改修事業(二戸市、八幡平市、一戸町)
- ・都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)(盛岡市)
- ○資料 No. 5 令和6年度大規模事業評価専門委員会 現地調査行程(案)
- ○参考資料 No. 1 公共事業評価から大規模公共事業評価へ移行する場合の 取扱いについて

令和6年度大規模事業評価専門委員会の開催スケジュール (案)

1. 審議案件(予定)【6件】

【事前評価】

- ① 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業【教育委員会事務局】(施設 基本構想後) <宮古市>
- ② 紫波警察署庁舎等整備事業【警察本部】

(施設 基本設計後) <紫波町>

③ 岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設(仮称)整備事業【環境生活部、保健福祉部】 (施設 基本設計後) <盛岡市> ※11 月諮問予定

【再評価】

- ④ 若柳中部経営体育成基盤整備事業【農林水産部】<奥州市>
- ⑤ 馬淵川広域河川改修事業【県土整備部】<二戸市、八幡平市、一戸町>
- ⑥ 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)【県土整備部】 <盛岡市>
- ※ 新たに事前評価や随時再評価の必要が生じた事業があった場合には、上記案件以外にも審議をお願いすることがあります。

2. 報告案件(予定)【2件】

【事後評価】

- ① 高森高原風力発電所【企業局】<一戸町>
- ② 押角峠地域連携道路整備事業(ネットワーク形成型)【県土整備部】<宮古市、岩泉町>

3. 年間スケジュール(予定)

時期	専門委員会等の内容	事前評価(審議)	再評価	事後評価等 (報告)	備考
6/12 (水)	第1回専門委員会	0	0	_	諮問審議
7/10 (水)	第2回専門委員会(現地)	0	0	_	現地調査
8/26 (月)	第3回専門委員会	0	0	0	継続審議、答申案審議 事後評価報告
9/19 (木)	予備日	0	0	_	継続審議、答申案審議
11/19 (火)	第4回専門委員会	0		_	諮問審議
1/8 (水)	第5回専門委員会	0	_	_	継続審議、答申案審議
1/14 (火)	予備日	0	_	_	継続審議、答申案審議
令和7年 2月上旬	第6回専門委員会	_	_	_	R 7年度 スケジュール等

[※] 現時点での予定であり、審議等の進捗状況に応じて、審議回数は増減する場合があります。

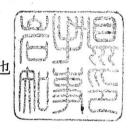
諮問書 (写)



政 第 40 号 令和6年6月6日

岩手県政策評価委員会 委員長 吉野 英岐 様

岩手県知事 達 増 拓



大規模事業評価について (諮問)

政策等の評価に関する条例(平成 15 年岩手県条例第 60 号)第 10 条第 1 項の 規定に基づき、別紙の大規模公共事業に係る再評価について意見を求めます。

(別紙)

大規模公共事業再評価 対象事業

	担当部名				事 業			
番号	担当課名	事 業 名	市町村名	着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	再評価の要件	
1	農林水産部農村建設課	若柳中部経営体育成基盤整備事業	奥州市	Н27	R9	6, 854	2	
2	県土整備部 河川課	馬淵川広域河川改修事業	二戸市 八幡平市 一戸町	H25	R27	7, 606	3	
3	県土整備部 都市計画課	都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)	盛岡市	H23	R8	5, 500	5	

※再評価の要件:

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業(再々評価、再々々評価)
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業(高規格道路及びダム事業に限る)
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業(随時再評価)
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると 判断した事業



教 企 第 206 号 令和6年6月6日

岩手県政策評価委員会 委員長 吉野 英岐 様



大規模事業評価について (諮問)

政策等の評価に関する条例(平成15年岩手県条例第60号)第10条第4項で 準用する同条第1項の規定に基づき、別紙の大規模事業に係る事前評価につい て意見を求めます。

担当:教育企画室

施設整備管財担当 神久保

TEL: 019-629-6155 (内線 6155)

(別紙)

大規模施設整備事業事前評価 対象事業

	担当部名			事業計画			
番号		事業名	市町村名	着手	完了 予定	総事業費	事前評価 の要件
	153株石			年度	年度	(百万円)	
1	教育委員会 事務局	岩手県立宮古商工高等学校及び 岩手県立宮古水産高等学校校舎新築事業	宮古市	2024 (R6)	2034 (R16)	11,800	基本構想後
	教育企画室			, í	Ì		



岩警第 631号 令和6年6月6日

岩手県政策評価委員会 委員長 吉野 英岐 様

岩手県警察本部長 増田 武志 単子

大規模事業評価について (諮問)

政策等の評価に関する条例(平成15年岩手県条例第60号)第10条第4項で 準用する同条第1項の規定に基づき、別紙の大規模事業に係る事前評価につい て意見を求めます。

担当:岩手県警察本部

警務部警務課企画係長 佐藤 敦

警務部会計課施設企画第一補佐 佐藤 寬之

TEL: 019-653-0110 (内線 2653/2262)

(別紙)

大規模施設整備事業事前評価 対象事業

	担当部名			事業計画			
番号	担当課名	事業名	市町村名	着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	事前評価 の要件
1	警察本部 会計課	紫波警察署庁舎等整備事業	紫波町	2023 (R5)	2030 (R12)	3, 462	基本設計後



令和6年6月6日

岩手県大規模事業評価専門委員会 専門委員長 狩野 徹 様

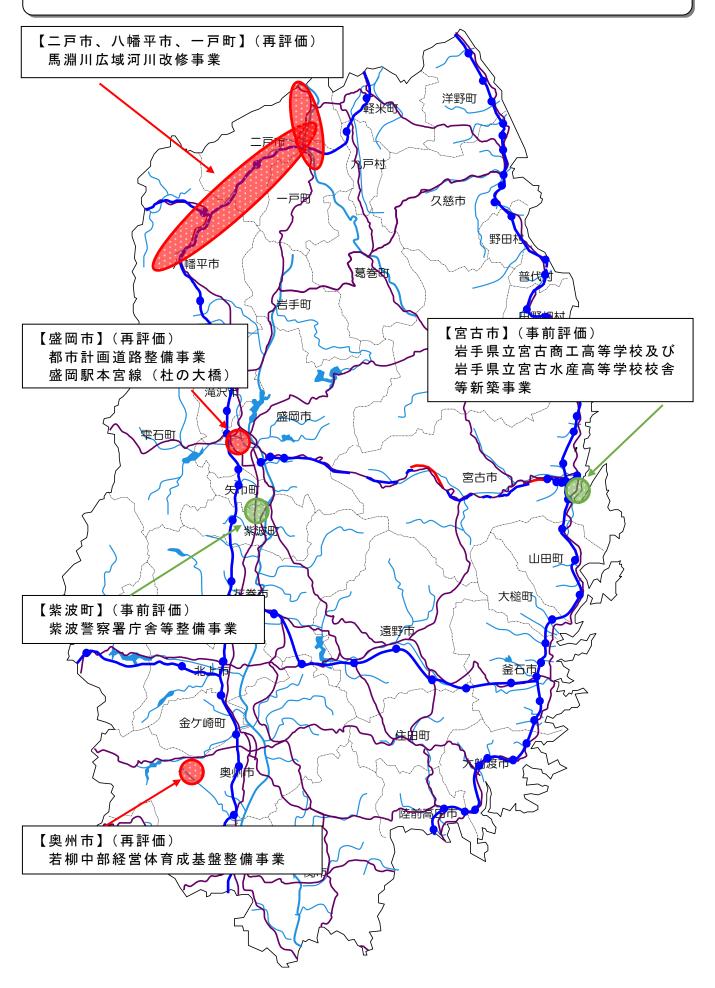
岩手県政策評価委員会 委員長 吉野 英岐



大規模事業評価に係る諮問について

政策等の評価に関する条例(平成15年岩手県条例第60号)第10条第1項 及び同条第4項で準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県知 事及び岩手県教育長並びに岩手県警察本部長から、大規模公共事業に係る再評 価及び大規模施設整備事業に係る事前評価について諮問がありましたので通 知します。

大規模事業評価地区 位置図 (R6.6 諮問)



大規模事業評価関係資料

大規模施設整備事業 事前評価

番号	担当部局等	事業名	地区名等	ページ
	岩手県教育委員会	岩手県立宮古商工高等学校		
1	事務局	及び岩手県立宮古水産高等	宮古市	12~63
	教育企画室	学校校舎等新築事業		
9	岩手県警察本部	紫波警察署庁舎等整備事業	紫波町	64~106
2	会計課	杀奴書祭者月 古寺登 	亲 仮叫	64~106

大規模公共事業 再評価

番号	担当部局等	事業名	地区名等	ページ	
1	農林水産部	経営体育成基盤整備事業	 若柳中部(奥州市)	107~134	
1	農村建設課		右側中部(突川川)	107 ~ 134	
0	県土整備部	広域河川改修事業	一級河川馬淵川(二戸市、	125 - 166	
2	河川課	仏域刊川以修事業	八幡平市、一戸町)	135~166	
9	県土整備部	初士 弘而送 收 數供事类	盛岡駅本宮線 (杜の大橋)	167- 104	
3	3 都市計画道路整備事業都市計画課		(盛岡市)	167~194	

大規模施設整備事業事前評価調書の概要

(岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業)

担当部課:県教育委員会事務局教育企画室

1 事業概要 (所在市町村:宮古市)

○事業目的: 老朽化が著しい岩手県立宮古商工高等学校(商業校舎及び工業校舎)と岩手県立宮古水 産高等学校の3校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備し、両校の各 専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させ、幅広い学びを可能にするとともに、地 域産業との連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化を図る。

○事業内容:

ア 建設予定地

宮古商工高等学校商業校舎及び宮古水産高等学校の現在地(県有地)

イ 敷地面積

宮古商工高等学校商業校舎 33,530 m²、宮古水産高等学校 30,916 m²

ウ 施設規模(基本構想後)

地区が沃 (金件)所	3) 交 /			
区 分	構造	階数	延床面積	備考
校舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	16, 770 m²	新築:商工、水産、産業教育施設
第一体育館	鉄骨造	2階	1, 359 m²	改修:商業校舎
第二体育館 · 柔剣道場	鉄骨造	1階	1,092 m²	改修:商業校舎
合 計			19, 221 m²	
グラウンド整備	外構	_	11, 500 m²	宮古商工高等学校商業校舎敷地 (陸上トラックなど)
サブグラウンド 整備	外構	_	20, 000 m²	宮古水産高等学校敷地 (野球場、ラグビー場など)
合 計			31, 500 m ²	

○事業期間:令和6年度~令和16年度

○総事業費:11,800百万円

○経 緯

ア 岩手県立宮古商業高等学校

昭和38年度 岩手県立宮古高等学校から商業科家政科が分離独立し、岩手県立宮古商業高等学校 を設立し、現在地に移転

昭和39年度 体育館新築、校舎増築落成

昭和56年度 第二体育館新築落成

昭和63年度 産業教育施設、柔剣道場新築落成

平成 5年度 校舎大規模改造第一期工事完成

平成 6年度 校舎大規模改造第二期工事完成

平成 9年度 第一体育館大規模改修工事完成

平成 11 年度 産業教育施設大規模改造工事完成

平成24年度 校舎等耐震補強工事完成

平成27年度 高校再編計画前期計画(H28~R2)を策定し、R2年度に岩手県立宮古工業高等学校との統合を計画

令和 元年度 岩手県立宮古工業高等学校と統合により閉校

イ 岩手県立宮古工業高等学校

昭和 46 年度 岩手県立宮古工業高等学校誘致期成同盟会結成

昭和47年度 宮古市赤前横枕地内に校地設定 第1期工事着工

昭和 48 年度 開校

昭和49年度 第2期工事の実験・実習室、体育館完成

平成 3年度 産業教育施設家庭科・電子機械科実習棟完成

平成 8年度 校舎大規模改修工事完成

平成 12 年度 電気・設備工業科棟大規模改造工事、校舎耐震補強工事完成

平成22年度 東日本大震災津波により校舎・工業科実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣道場・ 部室等が浸水

平成27年度 高校再編計画前期計画(H28~R2)を策定し、R2年度に岩手県立宮古商業高等学校との統合を計画

令和 元年度 岩手県立宮古商業高等学校と統合により閉校

ウ 岩手県立宮古商工高等学校

令和 2年度 県内初の校舎制による専門高校として開校

令和 3年度 高校再編計画後期計画 (R3~R7) を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画

工 岩手県立宮古水産高等学校

明治34年度 県立水産学校開設、甲種実業学校として発足

昭和27年度 岩手県立宮古水産高等学校と改称

昭和 43 年度 新校舎落成

昭和 46 年度 產業教育施設棟完成

平成 2年度 第二体育館完成

平成 4年度 校舎大規模改修 (A棟·B棟) 工事完成

平成 8年度 第一体育館、食品科学総合実習室、ボクシング場完成

平成 10 年度 校舎大規模改修(C棟)工事完成

平成 14 年度 校舎大規模改修 (A棟・B棟) 工事完成

平成 18 年度 校舎大規模改造及び耐震改修工事完成

平成22年度 東日本大震災津波によりグラウンドが冠水

令和 3年度 高校再編計画後期計画 (R3~R7) を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画

2 事業の必要性等

ア 県計画との関連

- 「いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプラン」の政策分野Ⅲ「教育」、政策項目№16 「児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます」における 県が取り組む具体的な推進方策において、安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施 設等の長寿命化等を推進することとしている。
- 「岩手県教育振興計画(2024~2028)」の具体的施策の内容項目「7 学びの基盤づくり」において、学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実を図ることとしている。
- 「新たな県立高等学校再編計画後期計画」の後期計画(令和3年度~令和7年度)の方針において、宮古地域は、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後

の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要としている。

イ 課題や県民のニーズとの関連

- 宮古商工高等学校商業校舎は、1963 (S38) 年に建築され築 61 年が経過、宮古商工高等学校工業校舎は、1973 (S48) 年に建築され築 51 年が経過、宮古水産高等学校は、1968 (S43) 年に建築され築 56 年が経過し老朽化が著しいことから、早急に生徒等の安全性と安心して学べる教育環境を確保した学校を整備する必要がある。
- 東日本大震災津波により、宮古商工高等学校工業校舎の校舎・工業科実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水、宮古水産高等学校のグラウンドが冠水したことから、新校舎は、生徒等の安全を確保するため、浸水想定区域外に整備する必要がある。

3 環境保全と景観への配慮

- リサイクルを考慮した低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した計画とすることとしている。
- 外壁外断熱による施設の高断熱化、冷暖房設備の負担軽減、及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然採光、通風、換気の積極的な導入、ソーラーパネルの設置などにより, CO2 の排出を抑制する。
- 大きな施設ボリュームを分節化して威圧感を低減するとともに、シンプルなデザインとすること で周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。

4 総合評価

両校とも開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要である。

3 校舎とも建築後 50 年以上が経過しており、老朽化が著しく、また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に安全性を確保する必要がある。

このため、浸水想定区域外の宮古商工高等学校商業校舎敷地内に3校舎を一体的に整備することにより、安全性を確保するとともに、整備面積の削減と総事業費を抑制することが可能であり、合築による事業実施が妥当であると判断したものである。

なお、環境や景観についても、支障となる要因はないものである。

令和6年5月23日作成

施設の名称	岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校			
担当部課名	教育企画室	建設予定地	宮古市	
	いわて県民計画(2019-	~2028)		
	(政策)Ⅲ 教育			
県の計画との関連	(政策項目)No.16	児童生徒が安全に	学ぶことができる教育環境の整備	
や教職員の資質の向上を進めます				
	(具体的な推進方策) ① 安全でより良い教育環境の整備			

(1) 事業目的

老朽化が著しい岩手県立宮古商工高等学校(商業校舎及び工業校舎)と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備し、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させ、幅広い学びを可能にするとともに、地域産業との連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化を図る。

(2) 事業の特徴

岩手県立宮古商工高等学校(商業校舎及び工業校舎)と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を 一体的に整備することにより、施設の機能向上や県財政負担の軽減を図る。

(3) 事業目標

ア目標

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
施設の供用開始	_	_	令和9年度	_

【参考】いわて県民計画(2019~2028) 第2期アクションプランの関連指標

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
県立高校の長寿命化改修・大				
規模改造等実施施設数(施設)	令和3年度	3	令和8年度	9
〔累計〕				

イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠

令和3年度に策定した「新たな県立高等学校再編計画 $(H28\sim R7)$ 」(以下、「高校再編計画」という。)の後期計画 $(R3\sim R7)$ において一体的整備が計画されており、現施設の老朽化が著しいことを踏まえて、竣工年度を設定した。

(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢

- 平成23年3月の東日本大震災津波によって、宮古商工高等学校工業校舎は、校舎・工業科 実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水、宮古水産高等学校は、グラウンド が冠水しており、地球温暖化に伴う大雨の頻発や強風、地震、土砂災害など自然災害の発生へ の備えとして、日常的に多数の生徒が学校生活を送っている学校施設の安全性の確保が必要 である。
- 本県においては、教育環境の改善を図るため、建築後 50 年を目途に、施設状況を踏まえながら計画的に改築を進めている。
- 宮古地域は、東日本大震災津波からの復興と物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれている。このことから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要であり、両校には宮古地域の専門高校としてその役割が一層期待されている。

事業概要

(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など

ア 岩手県立宮古商業高等学校

昭和38年度 岩手県立宮古高等学校から商業科家政科が分離独立し、岩手県立宮古商業高 等学校を設立し、現在地に移転

昭和39年度 体育館新築、校舎増築落成

昭和56年度 第二体育館新築落成

昭和63年度 新産業教育施設、柔剣道場新築落成

平成 5年度 校舎大規模改造第一期工事完成

平成 6年度 校舎大規模改造第二期工事完成

平成 9年度 第一体育館大規模改修工事完成

平成11年度 產業教育施設大規模改造工事完成

平成24年度 校舎等耐震補強工事完成

平成27年度 高校再編計画前期計画(H28~R2)を策定し、R2年度に岩手県立宮古工業高等学校との統合を計画

令和 元年度 岩手県立宮古工業高等学校と統合により閉校

イ 岩手県立宮古工業高等学校

昭和 46 年度 岩手県立宮古工業高等学校誘致期成同盟会結成

昭和47年度 宮古市赤前横枕地内に校地設定 第1期工事着工

昭和48年度 開校

昭和49年度 第2期工事の実験・実習室、体育館完成

平成 3年度 産業教育施設家庭科·電子機械科実習棟完成

平成 8年度 校舎大規模改修工事完成

平成 12 年度 電気・設備工業科棟大規模改造工事、校舎耐震補強工事完成

平成22年度 東日本大震災津波により校舎・工業科実習棟1階及び第1・2体育館・柔剣 道場・部室等が浸水

平成27年度 高校再編計画前期計画(H28~R2)を策定し、R2年度に岩手県立宮古商業高 等学校との統合を計画

令和 元年度 岩手県立宮古商業高等学校と統合により閉校

ウ 岩手県立宮古商工高等学校

令和 2年度 県内初の校舎制による専門高校として開校

令和 3年度 高校再編計画後期計画 (R3~R7) を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と 岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画 工 岩手県立宮古水産高等学校

明治34年度 県立水産学校開設、甲種実業学校として発足

昭和27年度 岩手県立宮古水産高等学校と改称

昭和43年度 新校舎落成

昭和46年度 產業教育施設棟完成

平成 2年度 第二体育館完成

平成 4年度 校舎大規模改修 (A棟・B棟) 工事完成

平成 8年度 第一体育館、食品科学総合実習室、ボクシング場完成

平成 10 年度 校舎大規模改修 (C棟) 工事完成

平成 14 年度 校舎大規模改修 (A棟・B棟) 工事完成

平成 18 年度 校舎大規模改造及び耐震改修工事完成

平成22年度 東日本大震災津波によりグラウンドが冠水

令和 3年度 高校再編計画後期計画 (R3~R7) を策定し、岩手県立宮古商工高等学校と 岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内に一体的整備を計画

(6) 事業の内容

ア 事業主体

岩手県

- イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等)
 - (ア) 建設予定地

宮古商工高等学校商業校舎及び宮古水産高等学校の現在地(県有地)

(イ) 敷地面積

宮古商工高等学校商業校舎 33,530 m²、宮古水産高等学校 30,916 m²

(ウ) 施設規模(基本構想後)

区 分	構造	階数	延床面積	備考	
校舎棟	鉄筋コンクリート造	4 階	16, 770 m²	新築:商工、水産、産業教育施設	
第一体育館	鉄骨造	2階	1, 359 m²	改修:商業校舎	
第二体育館 · 柔剣道場	鉄骨造	1階	1, 092 m²	改修:商業校舎	
合 計			19, 221 m²		
グラウンド整備	外構	_	11, 500 m²	宮古商工高等学校商業校舎敷地	
				(陸上トラックなど)	
サブグラウンド	外構		20, 000 m ²	宮古水産高等学校敷地	
整備	フト1 円		20, 000 III	(野球場、ラグビー場など)	
合 計			31, 500 m ²		

ウ スケジュール

- (ア) 計画期間 令和6年度 ~ 令和16年度
- (イ) 今後のスケジュール (基本構想段階の想定であり、情勢等により変更もあり得る。) ~令和 6年度 基本設計・実施設計

令和 7年度~令和 9年度 既存校舎一部解体、校舎・体育館等新築工事施工 令和 10年度~令和 11年度 既存校舎解体工事施工(宮古商工高等学校商業校舎)

令和12年度~令和13年度 グラウンド整備施工(宮古商工高等学校商業校舎)

令和14年度~令和15年度 既存校舎解体工事施工(宮古水産高等学校)

令和 15 年度~令和 16 年度 グラウンド整備施工(宮古水産高等学校)

(7) 整備事業費と収支計画

ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地費	本体工事費	設備費	その他**
11,800	0	11, 000	未定	800

※設計、工事監理、事務費など

イ 年度別事業計画

~R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
630	1, 160	3, 360	4, 900	90	360
R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度	
30	290	100	420	460	

ウ財源

国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債
800	0	1, 100	9, 900

エ コスト縮減への取組

- 県有地である宮古商工高等学校商業校舎敷地内に宮古商工高等学校商業校舎、宮古商工 高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の校舎等を別棟とせず、合築することにより、特別 教室や図書室、講義室を中心に積極的に必要諸室の共用化を図り、全体施設面積を縮減する ことで、建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- また、宮古商工高等学校商業校舎の体育館や柔剣道場は改修の上、再利用することとし、 宮古水産高等学校の産業教育施設の一部及び体育館等は既存施設をそのまま利用すること で建設費用を抑制する。
- 建設費用に留意しつつ、高断熱化、高効率照明器具及び高効率空調機器の採用により年間 光熱費を削減するとともに、交換や維持管理費用を抑制する。
- 補修、メンテナンスしやすく耐久性に優れた内外装材や設備材料を採用し、躯体寿命に比べて耐用年数の短い設備機器類は、日常の維持管理や将来の更新が容易に行える配置計画とすることで、施設全体の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストを抑制する。

才 収支計画

- 収入見込 授業料、入学選考料、入学料
- 支出見込 人件費、管理運営費(消耗品費、光熱水費、維持修繕費等)
- 〇 収支計画

(単位:千円)

	内 訳	R9年度
収入	授業料等	5, 302
	計	5, 302
支出	人件費	1, 026, 990
	管理運営費	352, 792
	計	1, 379, 782

※新校舎供用開始初年度

※収支は、R10年度以降も同水準で推移する見込み。

(1) 事業実施の必要性

ア 県計画との関連

- 「いわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプラン」の政策分野Ⅲ「教育」、政策項目No.16「児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます」における県が取り組む具体的な推進方策において、安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進することとしている。
- 「岩手県教育振興計画(2024~2028)」の具体的施策の内容項目「7 学びの基盤づくり」において、学校施設の老朽化の進行や新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、計画的に学校の施設や設備の充実を図ることとしている。
- 高校再編計画後期計画 (R3~R7) の方針において、宮古地域は、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要としている。

イ 課題や県民のニーズとの関連

- 宮古商工高等学校商業校舎は、1963 (S38) 年に建築され築 61 年が経過、宮古商工高等学校工業校舎は、1973 (S48) 年に建築され築 51 年が経過、宮古水産高等学校は、1968 (S43) 年に建築され築 56 年が経過し老朽化が著しいことから、早急に生徒等の安全性と安心して学べる教育環境を確保した学校を整備する必要がある。
- 東日本大震災津波により、宮古商工高等学校工業校舎の校舎・工業科実習棟1階及び第 1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水、宮古水産高等学校のグラウンドが冠水したことか ら、新校舎は、生徒等の安全を確保するため、浸水想定区域外に整備する必要がある。

(2) 県が実施 (関与) する必要性

両校は、学校教育法第2条、第5条に基づき県が設置及び管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものである。

両校は、開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、引き続き宮古地域唯一の商業・工業・水産の専門高校としてのニーズが見込まれる。

(3) 緊急に取り組む必要性

宮古商工高等学校商業校舎は、県内で最も建築年が古く、築 61 年が経過、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校も築 50 年以上を経過し、老朽化が著しいことから、早急に改築する必要がある。

また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に移転整備する必要がある。

(1) 規模の妥当性

面積については、文部科学省等の基準による計画面積を基本とし、既存施設の状況を踏まえ抑制するとともに、諸室の共有を図ったものであり、施設規模は妥当である。

・既存施設(単位: m²)

豆八	校舎	産業教育施設	第一体育館	第二体育館	柔剣道場
区分	RC造	RC造・S造	S造	S造	S造
商業	5, 088	1,880	1, 359	736	356
工業	3, 154	6, 258	937	614	350
水産	3, 429	6, 459	1, 263	736	357
計	11,671	14, 597	3, 559	2, 086	1,063
合計	26, 268		6, 708		

※RC造…鉄筋コンクリート造、S造…鉄骨造

・計画施設(単位: m²)

巨八	校舎全体		内訳	第一体育館	第二体育館	柔剣道場
区分	(RC造)	校舎	産業教育施設	S造	S造	S造
商工	7, 417	2, 362	5, 055	_	_	_
水産	5, 793	1, 460	4, 333	_	_	_
共用	3, 560	3, 560		1, 359	736	356
合計	16,770	7, 382	9, 388	1, 359	736	356

- (2) 代替手段との優位性 (既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等)
 - 宮古地域の商工高校及び水産高校は当該校のみであり、周辺地域に、活用可能な既存施設 や類似施設はないこと。
 - 宮古地域における産業技術の次世代の担い手を育成する専門高校として「教育の場」を提供しており、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要であること。

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

宮古商工高等学校商業校舎敷地内(宮古市磯鶏)

イ 選定理由

- 宮古商工高等学校商業校舎の敷地内において、新築整備に必要な面積を確保できること。
- 県有地であり、用地取得等の財政負担が生じないこと。
- 浸水想定区域外であること。

(4) 利用者への配慮(ユニバーサルデザイン等)

- 床段差を排除して、スムーズな施設利用を可能にする。
- 視認性のよいわかりやすい案内サインの設置により、大規模な学校建築において外部見 学者にも無理のない誘導を行う。
- ゆとりある廊下幅、エレベーターの設置、バリアフリートイレの整備により、けがをした 生徒、車椅子利用者、施設見学高齢者にも配慮した、学校建築とする。

環境保全と景観への配慮

- (1) 環境に対する影響及び保守対策
 - ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分
 - 建設予定地の現況は学校のグラウンドとなっている。
 - 岩手県自然環境保全指針による保全区分は「C (・ 二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・ 重要な動植物種が生息・生育する地域 ・ 重要な地形・地質・自然景観 が存在する地域)」とされている。
 - イ 環境保全対策とそれに要する経費
 - リサイクルを考慮した低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した計画と することとしている。
 - 外壁外断熱による施設の高断熱化、冷暖房設備の負担軽減、及び消費電力の少ない設備機器の使用、自然採光、通風、換気の積極的な導入、ソーラーパネルの設置などにより、CO2の排出を抑制する。
 - 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保護・保全に努めることとする。
- (2) 景観に対する影響及び配慮
 - 岩手県景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。
 - 大きな施設ボリュームを分節化して威圧感を低減するとともに、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。
- その他

総合評価

(1) 地域住民等の意見とその対応

校舎の老朽化が進んでいること、東日本大震災津波で被災していることなどに伴い、生徒が安全で安心して学ぶための整備であることから、地域住民から反対意見等はない。

(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応 特になし

(1) 総合評価

対応方針案

事業実施・ 要検討 ・ その他 () ()

○ 総合評価に係るコメント

両校とも開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要である。 3校舎とも建築後50年以上が経過しており、老朽化が著しく、また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に安全性を確保する必要がある。

このため、浸水想定区域外の宮古商工高等学校商業校舎敷地内に3校舎を一体的に整備することにより、安全性を確保するとともに、整備面積の削減と総事業費を抑制することが可能であり、合築による事業実施が妥当であると判断したものである。

なお、環境や景観についても、支障となる要因はないものである。

(2) 要検討、その他の場合対応案

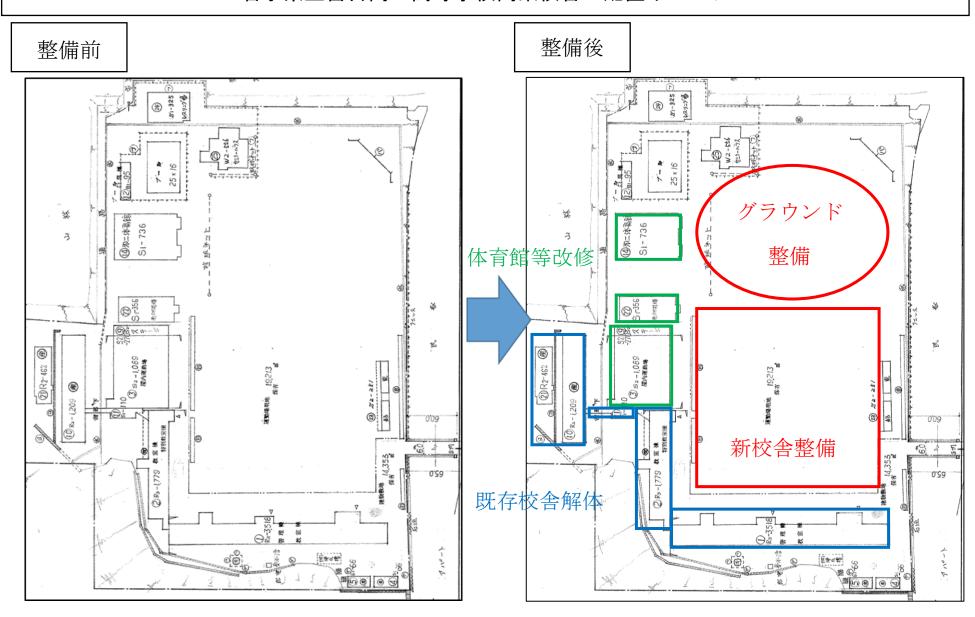
_

- ※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。
- ※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目 の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業 位置図

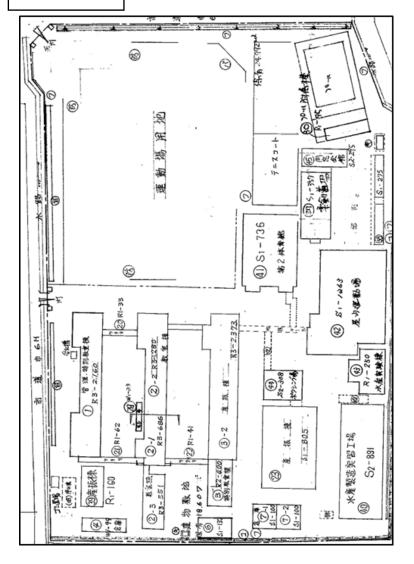


岩手県立宮古商工高等学校商業校舎 配置イメージ

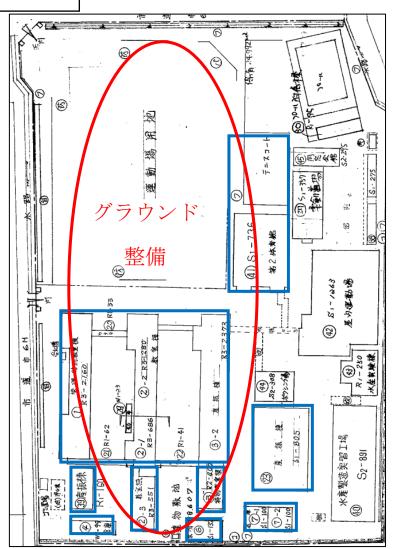


岩手県立宮古水産高等学校 配置イメージ

整備前



整備後



既存校舎等

解体

岩手県立宮古商工高等学校 岩手県立宮古水産高等学校 校舎等新築事業 (所在市町村:宮古市)

- ▶ 1. 事業の概要
- ▶ 2. 事業の必要性
- ▶ 3. 施設計画の妥当性
- ▶ 4. 環境保全と景観への配慮
- ▶ 5. 総合評価



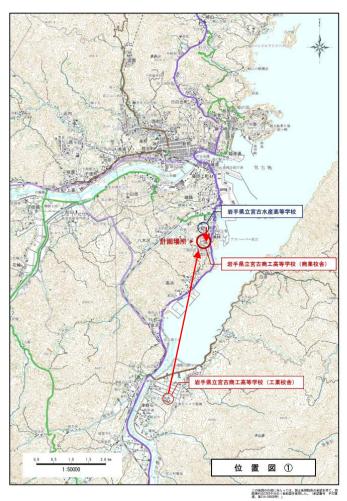
(1) 事業目的

老朽化が著しい岩手県立宮古商工高等学校(商業校舎及び工業校舎)と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を効率性、経済性の観点から同一敷地内に一体的に整備し、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させ、幅広い学びを可能にするとともに、地域産業との連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化を図る。

(2) 事業の特徴

岩手県立宮古商工高等学校(商業校舎及び工業校舎)と岩手県立宮古水産高等学校の3校舎を一体的に整備することにより、施設の機能向上や県財政負担の軽減を図る。

参考 宮古商工高等学校及び宮古水産高等学校位置図





岩手県教育委員会事務局教育企画室

(3) 事業の目標

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
施設の供用開始	_	_	令和9年度	_

※ 令和3年度に策定した「新たな県立高等学校再編計画(H28~R7)」(以下、「高校再編計画」という。)の後期計画(R3~R7)において一体的整備が計画されており、現施設の老朽化が著しいことを踏まえて、竣工年度を設定

(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢

- → 平成23年3月の東日本大震災津波によって、宮古商工高等学校工業校舎と宮古水産高等学校が被災しており、地球温暖化に伴う大雨の頻発や強風、地震、土砂災害など自然災害の発生への備えとして、日常的に多数の生徒が学校生活を送っている学校施設の安全性の確保が必要である。
- 本県においては、教育環境の改善を図るため、建築後50年を目途に、施設状況を踏まえながら計画的に改築を進めている。
- ▶ 宮古地域は、東日本大震災津波からの復興と物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれている。このことから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要であり、両校には宮古地域の専門高校としてその役割が一層期待されている。

参考

新たな県立高等学校再編計画後期計画~抜粋~

令和3年5月24日策定(岩手県教育委員会)

- Ⅲ 後期計画(令和3年度~令和7年度)の方針
 - 4 後期計画の具体的な取組
 - (3) 地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備
 - ウ 宮古ブロックにおける専門高校の整備

宮古地域においては、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要です。

こうしたことから、校舎制*により商業と工業の学びが分かれて学校を運営している宮古 商工高校と、本県唯一の水産高校である宮古水産高校について、老朽化が進む校舎及び施設 等を同一校地内に集約し、両校の施設の供用化を図るなど、一体的に整備します。

これにより、両校の各専門分野に関する特色ある学科の機能を連携させて幅広く学びつつ、地域産業との連携も通じた専門教育の充実や学校活動の活性化が図られるよう、教育環境を整えます。

※ 校舎制

学校運営において統一した基本方針のもとに、複数の校舎を使用し、1つの学校として機能させるものです。大学で言う「〇〇キャンパス」に相当し、校歌、校章、制服等も1つの学校として共通のものとなります。

校舎制の形式として、基本的に同一校舎で学び、実習等の際に専門の施設設備がある校舎に移動して授業を受けるパターンや、基本的に別々の校舎で学び、部活動や学校行事の際に移動して合同で実施するパターンを想定しています。

岩手県教育委員会事務局教育企画室

(5) これまでの経緯

岩手県立宮古商業高等学校

昭和38年度 岩手県立宮古高等学校から商業科家政科が分離独立し、

岩手県立宮古商業高等学校を設立し、現在地に移転

昭和39年度 体育館新築、校舎増築落成

昭和56年度 第二体育館新築落成

昭和63年度 新産業教育施設、柔剣道場新築落成

平成5年度 校舎大規模改造第一期工事完成

平成6年度 校舎大規模改造第二期工事完成

平成9年度 第一体育館大規模改修工事完成

平成11年度 産業教育施設大規模改造工事完成

平成24年度 校舎等耐震補強工事完成

平成27年度 高校再編計画前期計画(H28~R2)を策定し、R2年度に岩手

県立宮古工業高等学校との統合を計画

令和元年度 岩手県立宮古工業高等学校と統合により閉校

(5) これまでの経緯

岩手県立宮古工業高等学校

昭和46年度 岩手県立宮古工業高等学校誘致期成同盟会結成

昭和47年度 宮古市赤前横枕地内に校地設定 第1期工事着工

昭和48年度 開校

昭和49年度 第2期工事の実験・実習室、体育館完成

平成3年度 産業教育施設家庭科・電子機械科実習棟完成

平成8年度 校舎大規模改修工事完成

平成12年度 電気・設備工業科棟大規模改造工事、校舎耐震補強工事完成

平成22年度 東日本大震災津波により校舎・工業科実習棟1階及び第1・2

体育館・柔剣道場・部室等が浸水

平成27年度 高校再編計画前期計画(H28~R2)を策定し、R2年度に岩手

県立宮古商業高等学校との統合を計画

令和元年度 岩手県立宮古商業高等学校と統合により閉校

(5) これまでの経緯

岩手県立宮古商工高等学校

令和2年度 県内初の校舎制による専門高校として開校 令和3年度 高校再編計画後期計画(R3~R7)を策定し、岩手県立宮古商 工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内 に一体的整備を計画

(5) これまでの経緯

岩手県立宮古水産高等学校

明治34年度 県立水産学校開設、甲種実業学校として発足

昭和27年度 岩手県立宮古水産高等学校と改称

昭和43年度 新校舎落成

昭和46年度 產業教育施設棟完成

平成2年度 第二体育館完成

平成4年度 校舎大規模改修(A棟・B棟)工事完成

平成8年度第一体育館、食品科学総合実習室、ボクシング場完成

平成10年度 校舎大規模改修 (C棟) 工事完成

平成14年度 校舎大規模改修 (A棟·B棟) 工事完成

平成18年度 校舎大規模改造及び耐震改修工事完成

平成22年度 東日本大震災津波によりグラウンドが冠水

令和3年度 高校再編計画後期計画(R3~R7)を策定し、岩手県立宮古商

工高等学校と岩手県立宮古水産高等学校の校舎等を同一校地内

に一体的整備を計画

参考 宮古商工高等学校の学科変遷 (現校舎以降)

宮古商業高等学校 昭和38年 商業科 家政科 宮古工業高等学校 昭和47年 経理科 営業科 事務科 商業科 昭和48年 昭和60年 機械科 電気科 設備工業科 経理科 営業科 情報処理科 事務科 商業科 平成元年 商業科 営業科 情報処理科 国際経済科 経理科 平成3年 平成6年 機械科 電子機械科 雷気科 設備工業科 流通経済科 情報処理科 国際経済科 商業科 会計科 平成10年 会計科 商業科 流通経済科 情報科 平成18年 機械科 電気電子科 建築設備科 宮古商工高等学校 令和2年 総合ビジネス科 流通ビジネス科 情報ビジネス科 機械システム科 電気システム科

参考 宮古商工高等学校の学科及び入学生の推移(10年間)

学科名	定員	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
商業科	40	40	40	39	40	40	_	_	_	_	_
会計科	40	36	34	28	21	16	_	_	_	_	_
流通経済科	40	40	40	40	40	29	_	_	_	_	_
情報科	40	40	40	39	32	37	_	_	_	_	_
総合ビジネス科	40	_	_	_	_	_	37	40	40	40	40
流通ビジネス科	40	_	_	_	_	_	40	27	32	40	36
情報ビジネス科	40	_	_	_	_	_	40	40	35	40	15
機械科	40	35	21	29	23	18	_	_	_	_	_
電気電子科	40	13	18	17	19	27	_	_	_	_	_
建築設備科	40	20	23	18	14	23	_	_	_	_	_
機械システム科	40	_	_	_	_	_	26	29	33	21	27
電気システム科	40	_	_	—	_	—	15	18	7	18	11
合計	_	224	216	210	189	190	158	154	147	159	129

参考 宮古水産高等学校の学科変遷(全日制:現校舎以降)

		_									
昭和43年											
漁業科	7.	水産増殖	直科	水産製	造科	総合	水産科	無殺	泉通信科		家政科
昭和46年	<u> </u>										
漁業科	ì	魚業経営	営科	水産製	造科	機	関科	無紛	泉通信科		家政科
昭和47年											
漁業科	漁業組	圣営科	水	産製造科	機関		無線通信	`科	家政利	科	食物科
昭和61年											
漁業科	漁業網	圣営科	水	産製造科	機関	資科	電子通信	科	家政	科	食物科
昭和63年											
漁業科	海洋生產	全科学和	斗 水	産製造科	機関		電子通信	`科	家政和	家政科食物	
平成2年											
海洋漁業科	海洋	羊生産和	斗学科	水産製	造科	電子	通信科	鬄	尼政科		食物科
平成4年											
海洋漁業科	4	海	洋生産科	·学科	水産	製造科	,	家政科			食物科
平成9年									•		
海洋技術				食品製造科			家政科			負	食物科
平成13年											
海海	羊技術科				食品家	家政科				食物和	斗
平成31年											
	Ý	毎洋生産	全科					負	度物科		

参考 宮古水産高等学校の学科及び入学生の推移(10年間)

	学科名	定員	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	海洋技術科	40	24	33	21	18	_	_	_	_	_	_
	食品家政科	40	24	34	24	22		—	_	_	_	—
全日制	海洋生産科	40	_		_		14	12	9	15	12	10
	食物科	40	27	40	38	32	32	34	22	26	31	28
	小計	_	75	107	83	72	46	46	31	41	43	38
専攻科	漁業科	15	8	10	4	1	2	6	6	3	8	5
导攻件	小計	_	8	10	4	1	2	6	6	3	8	5
	合 計	<u> </u>	83	117	87	73	48	52	37	44	51	43

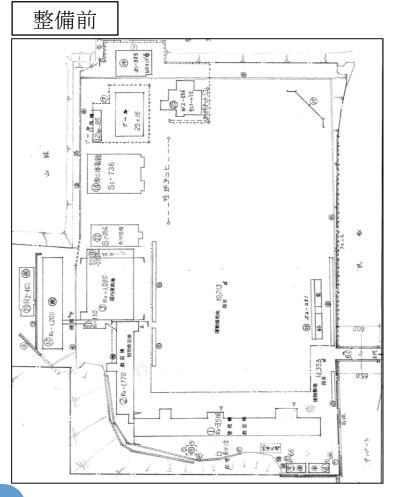
(6) 事業の内容

ア 事業主体 岩手県

- イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等)
 - (7) 建設予定地 宮古商工高等学校商業校舎及び宮古水産高等学校の現在地(県有地)
 - (イ) 敷地面積 宮古商工高等学校商業校舎33,530㎡、宮古水産高等学校30,916㎡
 - (ウ) 施設規模(基本構想後)

区分	構造	階数	延床面積	備 考
校舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	16, 770 m ²	新築: 商工、水産、産業教育施設
第一体育館	鉄骨造	2階	$1,359\mathrm{m}^2$	改修:商業校舎
第二体育館 • 柔剣道場	鉄骨造	1階	1, 092 m ²	改修:商業校舎
合 計			19, 221 m ²	
グラウンド整備	外構	_	11, 500 m ²	商業校舎敷地(陸上トラックなど)
サブグラウンド整備	外構	_	20, 000 m ²	水産敷地 (野球場、ラグビー場など)
合 計			31, 500 m ²	

参考 配置イメージ (宮古商工高等学校商業校舎)

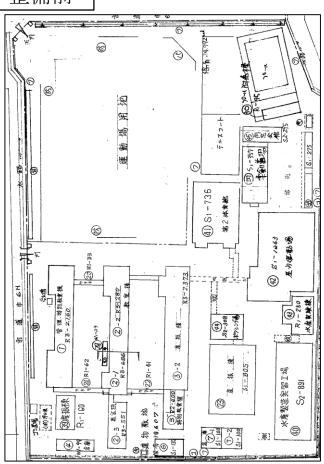




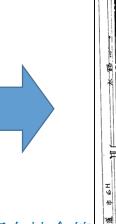
岩手県教育委員会事務局教育企画室

参考配置イメージ(宮古水産高等学校)

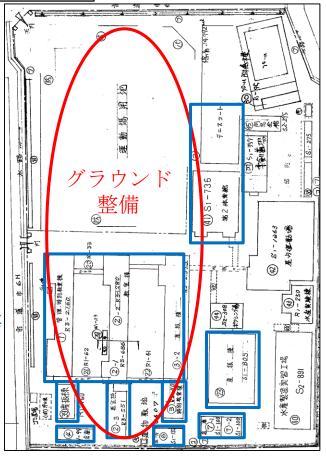
整備前



整備後



既存校舎等 解体



岩手県教育委員会事務局教育企画室

(6) 事業の内容

ウ スケジュール

- ・計画期間 令和6年度 ~ 令和16年度
- 今後のスケジュール(基本構想段階の想定であり、情勢等により変更もあり得る。)

~令和6年度 基本設計・実施設計 令和7年度~令和9年度 既存校舎一部解体、校舎・体育館等新築工事施工 令和10年度~令和11年度 既存校舎解体工事施工(宮古商工高等学校商業校舎) 令和12年度~令和13年度 グラウンド整備施工(宮古商工高等学校商業校舎) 令和14年度~令和15年度 既存校舎解体工事施工(宮古水産高等学校) 令和15年度~令和16年度 グラウンド整備施工(宮古水産高等学校)

(7) 整備事業費

(単位:百万円)

総事業費	用地費	工事費	設備費	その他(委託料等)
11,800	_	11,000	未定	800

【コスト縮減への取組】

- ▶ 県有地である宮古商工高等学校商業校舎敷地内に宮古商工高等学校商業校舎、 宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の校舎等を別棟とせず、合築することにより、特別教室や図書室、講義室を中心に積極的に必要諸室の共用化を 図り、全体施設面積を縮減することで、建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- ▶ 宮古商工高等学校商業校舎の体育館や柔剣道場は改修の上、再利用することとし、宮古水産高等学校の産業教育施設の一部及び体育館等は既存施設をそのまま利用することで建設費用を抑制する。
- ➤ 建設費用に留意しつつ、<mark>高断熱化、高効率照明器具及び高効率空調機器の採用</mark> により年間光熱費を削減するとともに、交換や維持管理費用を抑制する。
- 承補修、メンテナンスしやすく耐久性に優れた内外装材や設備材料を採用し、躯体寿命に比べて耐用年数の短い設備機器類は、日常の維持管理や将来の更新が容易に行える配置計画とすることで、施設全体の長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストを抑制する。

(1) 事業実施の必要性

ア 県計画との関連

安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進する。

- ➤ 岩手県教育振興計画 (2024~2028)
 - 7 学びの基盤づくり」

安全・安心な教育環境を整備するため、計画的な学校施設等の長寿命化等を推進する。

新たな県立高等学校再編計画後期計画(令和3年度~令和7年度)

宮古地域は、物流基盤の整備が進んでおり、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業の振興や、多様な地域資源を生かした交流人口の拡大が進展していくと見込まれることから、今後の産業の広がりを見据え、自己の専門分野の学びに加え、他の領域にも視野を広げて学ぶことができる人材の育成が必要としている。

(1) 事業実施の必要性

イ 課題や県民のニーズとの関連

➤ 宮古商工高等学校商業校舎:建築1963 (S38) 年 築61年経過

宮古商工高等学校工業校舎:建築1973 (S48) 年 築51年経過

宮古水産高等学校 : 建築1968 (S43) 年 築56年経過

老朽化が著しいことから、早急に生徒等の安全性と安心して学べる教育環境を確保した学校を整備する必要がある。

➤ 東日本大震災津波による被害

宮古商工高等学校工業校舎:校舎・工業科実習棟1階及び

第1・2体育館・柔剣道場・部室等が浸水

宮古水産高等学校 : グラウンドが冠水

新校舎は、生徒等の安全を確保するため、浸水想定区域外に整備する必要がある。

東日本大震災津波浸水状況



がれきに埋め尽くされた県立宮古工業高等学校グラウンド(平成23年3月13日)



県立宮古工業高等学校の玄関前·校庭(平成23年3月13日) 岩手県教育委員会事務局教育企画室



県立宮古水産高等学校の正門前(平成23年3月13日) 同校提供



県立宮古水産高等学校のグラウンド (平成23年3月13日) 同校提供

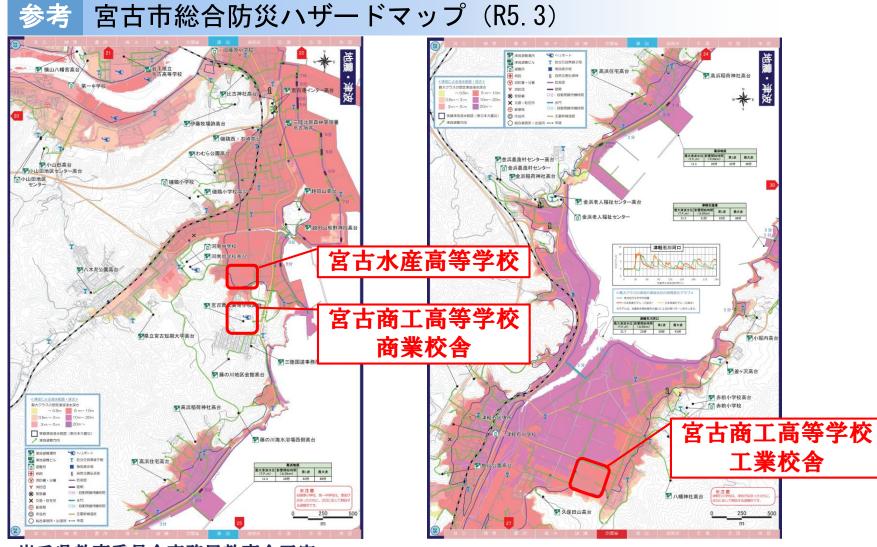
県が実施(関与)する必要性 (2)

県立高等学校は、学校教育法第2条、第5条に基づき県が設置及び管理する施設

県が学校施設の適正な管理運営の責任を負うもの

(3)緊急に取り組む必要性

- ▶ 宮古商工高等学校商業校舎は、県内で最も建築年が古く、築61年が経過、宮古 商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校も築50年以上を経過し、老朽化が著 しいことから、早急に改築する必要がある。
- > 宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域 内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに 支障を来したことから、早急に移転整備する必要がある。



(1) 規模の妥当性

面積については、文部科学省等の基準による計画面積を基本とし、既存施設の 状況を踏まえ<mark>抑制</mark>するとともに、<mark>諸室の共有</mark>を図ったものであり、施設規模は妥 当である。

· 既存施設(単位: ㎡)

区分	校舎 R C造	産業教育施設 RC造・S造	第一体育館 S造	第二体育館 S造	柔剣道場 S造
商業	5, 088	1, 880	1, 359	736	356
工業	3, 154	6, 258	937	614	350
水産	3, 429	6, 459	1, 263	736	357
計	11, 671	14, 597	3, 559	2, 086	1, 063
合計	26	, 268		6, 708	

※RC造…鉄筋コングリート造、S造…鉄骨造

(1) 規模の妥当性

·計画施設(単位: m³)

区分	校舎全体 (RC造)	内訳 (校舎)	(産業教育施設)	第一体育館 S造	第二体育館 S造	柔剣道場 S造
商工	7, 417	2, 362	5, 055	_	_	_
水産	5, 793	1, 460	4, 333	_	_	_
共用	3, 560	3, 560		1, 359	736	356
合計	16, 770	7, 382	9, 388	1, 359	736	356

参考 一体的整備に伴う諸室(特別教室)の共有化①

特別教室名		既存施設		新築	
符別教主名	校舎名	諸室名	床面積㎡	諸室名	床面積㎡
	商業	会議室		中会議室A	60.00
	商業	資料室兼小会議室	67. 50	中会議室B	60.00
	商業	小会議室		小会議室A	30.00
会議室	工業	第一会議室		小会議室B	30.00
云 娥王	工業	第二会議室	36. 00		
	水産	会議室	109. 02		
	水産	小会議室	62. 79		
		床面積合計	463. 81	床面積合計	180.00
	商業	大講義室		大講義室	230.00
	商業	大講義室準備室	40. 50	多目的室 (兼会議室)	145.00
	商業	視聴覚室	153. 00		
	商業	視聴覚準備室	40. 50		
講義室	商業	集会室	67. 50		
神我王	工業	視聴覚室	133. 00		
	工業	視聴覚準備室	32. 00		
	水産	視聴覚教室	92. 58		
	水産	集会室	119. 76		
		床面積合計	831. 84		375.00
	商業	音楽室	164. 98	音楽室	105.00
音楽室	水産	音楽室	92. 58	楽器庫	30.00
		床面積合計	257. 56	床面積合計	135.00
	商業	美術室	122. 43	美術室	95.00
	商業	美術準備室	36. 90	美術準備室	25.00
美術室	工業	美術教室	133.00		
	工業	美術教室準備室	32. 00		
		床面積合計	324. 33	床面積合計	120.00
	商業	書道室	130. 78	書道室	90.00
書道室	商業	書道準備室	34. 20	書道準備室	30.00
		床面積合計	164. 98		120.00

参考 一体的整備に伴う諸室(特別教室)の共有化②

性可執令力		既存施設		新築	
特別教室名	校舎名	諸室名	床面積㎡	諸室名	床面積㎡
	商業	理科教室	105. 38	理科室	90.00
	商業	理科教室準備室	33. 75	理科準備室	25. 00
	水産	理科室		化学実験室	95.00
	水産	準備室	34. 20	理科倉庫	5. 00
理科室	工業	化学実験室	133.00	理科薬品庫	10.00
	工業	化学実験準備室	32.00		
	工業	物理実験室	133. 00		
	工業	物理実験準備室	32.00		
		床面積合計	621. 93	床面積合計	225. 00
	商業	図書室	118.80	図書室	80.00
	工業	図書室	108.00	図書閲覧室	90.00
	水産	図書室	125. 40	司書室	20.00
図書室	商業	図書司書室	16. 20		
	工業	司書室	15. 75		
	水産	司書室	31. 40		
		床面積合計	415. 55	床面積合計	190.00
	商業	調理教室	108.00	調理教室	140.00
調理室	商業	調理教室準備室	33. 75	調理準備室	35. 00
神垤至	工業	食物実習室	144. 00		
		床面積合計	285. 75	床面積合計	175. 00
	商業	被服実習室	110. 25	被服室	130.00
	商業	被服実習室準備室	18.00		
被服室	工業	家庭科総合実習室	147. 25		
	工業	家庭科総合実習準備室	42. 75		
		床面積合計	318. 25	床面積合計	130.00

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 商業

	既存施設			新設	-	供老
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	備考
1	情報処理室+講義室	172. 89	1	情報処理室	100.00	
			2	選択講義室1	45.00	分割
3	情報処理準備室	34. 20	3	商業実習準備室	30.00	
4	総合実践室+講義室	170. 10	4	総合実践室	120.00	
			5	選択講義室2	45. 00	分割
6	プログラミング室+講義室	145. 80	6	プログラミング室	95.00	
			7	選択講義室3	45. 00	分割
8	LL教室	116. 48				廃止
9	LL教室準備室	14. 80				廃止
10	コミュニケーション室	116. 48				廃止
11	準備室	17. 55				廃止
			12	ネットワーク実習室	75.00	新設
			13	選択講義室4	45. 00	新設
	床面積合計	788. 30		床面積合計	600.00	

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 工業 (機械) ①

	既存施設			新設		備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	加力
1	機械実習室 (旋盤)	175. 77	1	機械実習室 (旋盤)	180.00	
2	機械実習室 (特殊機械)	234. 36	2	機械実習室 (特殊機械)	175. 00	
3	原動機・流体実習室	109. 17	3	原動機・流体実験室	110.00	
4	木型・鋳造実習室	128. 34	4	鋳造実習室	95.00	
5	器具庫	73. 44	5	器具庫	35. 00	
			6	工具室	20.00	新設
			7	コンプレッサー室	15.00	新設
8	施工実習室	144.00	8	施工実習室	165.00	
9	溶接実習室	113. 58	9	溶接実習室	90.00	
10	空気調和実習室 (ボイラー)	33.00	10	空気調和・衛生実習室	135.00	集約
11	空気調和実習室 (送風)	26. 40				集約
12	空気調和実習室 (空気調和)	163.80				集約
13	空気調和実習室 (負荷)	70. 20				集約
14	試験材料実習室	70.02	14	材料試験実習室	85.00	
15	情報実習室	153. 72	15	情報実習室	90.00	
16	機械制御実習加工室	64. 62	16	機械制御実習加工室	50.00	
17	機械制御実習端末処理室	49. 23	17	機械制御実習端末処理室	45. 00	
18	FA実習室	110. 79	18	FA実習室	40.00	
	床面積小計①	1, 720. 44		床面積小計①	1, 330. 00	

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 工業 (機械) ②

	既存施設			 新 設		備考
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
19	電気計測実習室	58.86				廃止
20	衛生設備実習室	243.00				廃止
21	計画実習室	57. 60				廃止
22	精密加工実習室	110. 79				廃止
23	手仕上実習室	54. 54				廃止
24	工業基礎実習室	173. 88				廃止
25	材料試験実習室	81.00				廃止
26	設備設計実習室	102.60				廃止
27	測量実習室	36.00				廃止
28	設備設計実習室	72.00				廃止
29	第一課題研究実習室	108.00	29	課題研究実習室	145. 00	
30	第二課題研究実習室	71. 25				廃止
31	第三課題研究実習室	150.00				廃止
			32	課題研究準備室	40.00	新設
33	機械科製図実習室	152.00	33	製図室	150.00	
34	機械科製図実習準備室	32.00	34	製図準備室	35. 00	
35	準備室	19.00				廃止
	床面積小計②	1, 522. 52		床面積小計②	370.00	
	床面積合計①+②	3, 242. 96		床面積合計①+②	1, 700. 00	

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 工業 (電気)

	既存施設			 新	/±± ±±.	
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	備考
1	計測実習室	207.00	1	計測実習室	120.00	
			2	計測準備室	40.00	新設
3	電気機器実習室(回転)	162.00	3	電気機器実習室(回転)	100.00	
4	電気機器実習室 (高圧)	54.00	4	電気機器実習室 (高圧)	100.00	
5	電気機器実習室 (静止)	63.00	5	電気機器実習室 (静止)	60.00	
6	電気機器実習室(準備)	45.00	6	電気機器準備室	25. 00	
			7	電気計測実習室	40.00	新設
8	計測実習室 (照明)	45.00	8	計測実習室 (照明)	50.00	
9	自動制御実習室	108.00	9	自動制御実習室	75. 00	
10	工作実習室	119.00	10	電気工作実習室	95.00	
			11	電気工作準備室	35. 00	新設
12	電気工事実習室	133.00	12	電気工事実習室	90.00	
13	電子機器実習室 (応用)	54.00				廃止
14	電子機器実習室(機器)	63.00				廃止
			15	電子計測実習室	45.00	新設
16	電子計算機実習室	225.00	16	電子計算機実習室	115.00	
			17	電子計算準備室	30.00	新設
18	建築設備科製図実習室	152.00				機械科と共用
19	建築設備科製図実習準備室	32.00				機械科と共用
			20	課題研究室(器具保管室)	40.00	
	床面積合計	1, 462. 00		床面積合計	1, 060. 00	

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 水産①

	既存施設			新 設			
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	備考	
1	機関実習室	190.00	1	工学実習室	90.00		
2	航海計器実習室	109. 98				廃止	
3	航海実習室	65. 00				廃止	
4	組立仕上実習室	85.00				廃止	
5	運用実習室	133. 48				廃止	
6	運用実習室	140.00				廃止	
7	運用実習室	75. 00				廃止	
8	食品科学総合実習室	250.00	8	食品化学総合実習室	70.00		
			9	食品化学総合実習準備室	25. 00	新設	
			10	食品薬品庫	20.00	新設	
11	栽培漁業実習室	160.00	11	資源増殖実習室	100.00		
			12	資源増殖実習準備室	20.00	新設	
			13	資源増殖実習控室	10.00	新設	
14	海洋気象実習室	69. 56	14	海洋気象実習室	40.00		
15	水産生物室	82. 73	15	海洋生物実験室	80.00		
			16	海洋生物準備室	35. 00	新設	
17	漁具制作実習室	132.00	17	漁具製作実習室	70.00		
	床面積小計①	1, 492. 75		床面積小計①	560.00		

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 水産②

既存施設			新 設			
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	備考
			18	漁具製作準備室	25. 00	新設
19	漁具性能実習室	60.00				廃止
20	食品資源	123. 76	20	食品資源学習室	40.00	
			21	船舶運用学習室	40.00	新設
22	食品製造実習室	891.00	22	食製実習室	620.00	
			23	運用実習室	30.00	
24	実習船資料室	99. 36	24	水産科資料室	70.00	
25	航海計器実習室	100.00	25	航海計器実習室	110.00	
26	シミュレーション室	109. 98	26	シミュレーター室	80.00	
27	準備室	60. 16				廃止
28	パソコン室	128.86	28	ICT室	75.00	
29	準備室	34.00				廃止
30	情報機器室	31.40				廃止
31	専攻科学習室	99.64	31	専攻科学習室	60.00	
			32	専攻科準備室	30.00	新設
33	船舶職員室	43. 75	33	船舶職員室1	30.00	
34	海翔実習室	47. 94	34	船舶職員室2	35. 00	
	床面積小計②	1, 829. 84		床面積小計②	1, 245. 00	
	床面積合計①+②	3, 322. 59		床面積合計①+②	1, 805. 00	

参考 産業教育施設 (実習施設) の見直し 家庭

	既存施設			新 設			
No.	諸室名	床面積㎡	No.	諸室名	床面積㎡	備考	
1	第1調理室	175. 78	1	専門調理室1	180.00		
2	準備室	42.30	2	調理準備室	30.00		
3	第2調理室	118.60	3	専門調理室 2	145.00		
4	準備室	34. 20				廃止	
			5	師範デモ室	50.00	新設	
6	集団給食室	94.00	6	集団給食室	170.00		
7	接遇・マナー室	179. 54	7	接遇マナー室	120.00		
8	試食室	65. 80	8	調理学習室	70.00		
9	第1被服室	221. 28	9	被服・家庭経営室	125.00		
10	準備室	44.65	10	家庭科準備室	30.00		
11	家庭経営室	159. 80				廃止	
12	試着室	65. 80	12	食物科更衣室1	30.00		
			13	食物科更衣室2	30.00	新設	
			14	食物科職員室	60.00	新設	
	床面積合計	1, 201. 75		床面積合計	1, 040. 00		

(2) 代替手段との優位性

- ➢ 宮古地域の商工高校及び水産高校は当該校のみであり、周辺地域に、活用可能な既存施設や類似施設はないこと。
- ▶ 宮古地域における産業技術の次世代の担い手を育成する専門高校として「教育の場」を提供しており、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要であること。

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

宮古商工高等学校商業校舎敷地内(宮古市磯鶏)

- イ 選定理由
 - ➤ 宮古商工高等学校商業校舎の敷地内において、新築整備に必要な面積を確保できること。
 - ▶ 県有地であり、用地取得等の財政負担が生じないこと。
 - ▶ 浸水想定区域外であること。

(4) 利用者への配慮

- 床段差を排除して、スムーズな施設利用を可能にする。
- → 視認性のよいわかりやすい案内サインの設置により、大規模な学校建築において外部見学者にも無理のない誘導を行う。
- ▶ ゆとりある廊下幅、エレベーターの設置、バリアフリートイレの整備により、 けがをした生徒、車椅子利用者、施設見学高齢者にも配慮した、学校建築とする。

4 環境保全と景観への配慮

(1) 環境に対する影響及び保全対策

建設予定地

- ▶ 宮古商工高等学校商業校舎のグラウンド
- ⇒ 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は「C」。

保全区分	内容	保全目標	保全方向
С	・二次的自然環境の中でも、 比較的自然度が高いと判断 される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・ 生育する地域 ・重要な地形・地質・自然 景観が存在する地域	・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、 その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然 景観について適正な保全を 図る。	事業の実施に当たっては、 調査等により現況を把握し、 積極的な保全に努める。

- 参 リサイクルを考慮した低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した計 画とすることとしている。
- **◎ 希少な動植物の生息が確認された場合は、生息環境を保護・保全に努めることとする**。

4 環境保全と景観への配慮

(2) 景観に対する影響及び配慮

- ⇒ 岩手県景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。
- ▶ 大きな施設ボリュームを分節化して威圧感を低減するとともに、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。

その他

(1) 地域住民等の意見とその対応

▶ 校舎の老朽化が進んでいること、東日本大震災津波で被災していることなどに伴い、生徒が安全で安心して学ぶための整備であることから、地域住民から反対意見等はない。

5 総合評価

- 両校とも開校以来、地域の産業技術の担い手となる人材を育成・輩出してきたところであり、今後も同様の役割を担うことから、安全で安心して学べる教育環境の整備が必要。
- る校舎とも建築後50年以上が経過しており、老朽化が著しく、また、宮古商工高等学校工業校舎及び宮古水産高等学校の現所在地は、浸水想定区域内であり、東日本大震災津波により被害を受けて生徒等の安全確保や授業などに支障を来したことから、早急に安全性を確保する必要。
- 参 浸水想定区域外の宮古商工高等学校商業校舎敷地内に3校舎を一体的に整備することにより、安全性を確保するとともに、整備面積の削減と総事業費を抑制することが可能であり、合築による事業実施が妥当であると判断。
- 環境や景観についても、支障となる要因はない。

【対応方針案】 事業実施

大規模施設整備事業事前評価調書の概要

(紫波警察署庁舎等整備事業)

担当部課:警察本部会計課

- 1 事業概要(所在市町村:紫波町)
 - ○事業目的: 老朽・狭隘化が著しい紫波警察署と交通機動隊の2庁舎及び証拠品センター(新設)を効率性、経済性の観点から一体整備し、施設の機能向上と防災拠点としての機能持による治安基盤の強化により、事故や犯罪が少ない安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。
 - ○事業内容: 建設予定地及び施設の概要
 - 建設予定地 紫波町桜町字大坪51番2ほか 8,233.79㎡
 - ・ 施設の概要 鉄筋コンクリート造4階建(警察署、交通機動隊、証拠品センター) ※庁舎は別棟とせず、合築により整備する。 延べ床面積 3,661.09㎡ (庁舎棟、車庫棟、付属棟合計)

交機隊訓練コース 1,210.45㎡

○事業期間: R5年度 ~ R12年度

○総事業費: 3,462百万円

○経 緯: S47年3月 交通機動隊本隊・直轄隊庁舎を建設

S49年3月 紫波警察署庁舎を建設

H26 年3月 自治体の合併など治安を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた警察力を最大限有効活用するために必要な対応方策を検討するため、岩手県警察 警察署再編等長期構想策定委員会を設置

- H26年12月 紫波警察署庁舎などの建て替えを盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等 長期計画案を策定
- H27年12月 紫波警察署庁舎の建て替え、交通機動隊本隊・直轄隊庁舎の移転・併設 と証拠品センターを併設すること等を盛り込んだ岩手県警察 警察署再編 等長期計画を決定
- R3年3月 紫波警察署等庁舎整備事業基本構想を策定
- R3年11月 PPP/PFI手法導入評価会議において、従来手法による実施検討が適当と 決定
- R4年9月 大規模施設整備事業の事前評価において、県警が「事業実施」とした評価内容は妥当と認められるとの答申を受けたことから、事業を実施

R5年8月 庁舎新築工事設計業務に着手(R6年2月基本設計完了)

2 事業の必要性等

- 紫波警察署庁舎は、S49 年に建築され築 50 年が経過し老朽・狭隘化が著しく、今後、治安基盤 としての機能維持が困難であることから、現在必要とされる警察署の機能を満たした庁舎を整備 する必要がある。
- 交通機動隊本隊庁舎は、S47 年に建築され築 52 年が経過し老朽・狭隘化が著しいほか、敷地が 狭隘なため訓練スペースが不足している。また、再三にわたり大雨による水害に見舞われ災害警 備出動に支障を来すなどしているため、早期に移転整備する必要がある。

○ 証拠品センターは、人を死亡させた罪の公訴時効の撤廃及び延伸に伴い、長期にわたる証拠品の保管が必要となり、各警察署での保管に量的な限界が生じることから、各警察署の証拠品を一括して保管管理する専用施設として整備する必要がある。

3 環境保全と景観への配慮

- 脱炭素化へ向けた取組として、庁舎はZEB Ready相当以上として建築して省エネ化を図り、環境と維持管理コストに配慮した庁舎とする。
- 周辺の街並みと調和に配慮し、地域に親しまれる施設とするよう計画している。
- 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を実施する。

4 総合評価

紫波警察署は、警察法その他関係法令により「紫波郡内における安全・安心」を確保するために 設置しているものである。しかし、施設の老朽・狭隘化が著しいため警察署庁舎に備えるべき標準 的な設備が整っておらず治安基盤としての機能維持が困難な状況にある。

また、交通機動隊は、洪水浸水想定区域内に所在しているため治安基盤としての機能を喪失する 危険性があることから、移転整備の必要に迫られており、「岩手県警察 警察署再編等長期計画」に 基づき、一体整備に向けた取組を確実に推進することとしている。

以上のことから、事業の効率性や施設計画の妥当性の観点及び環境や景観への影響の観点からも、 支障となる要因は無いことから、事業実施が妥当であると判断した。

令和6年5月20日作成

施設の名称	紫波警察署、交通機動隊本隊・直轄隊、証拠品センター					
担当部課名	警察本部会計課 建設予定地 紫波町					
県の計画との関連	計画: いわて県民計画 201 (政策)V安全 (政策項目) No.28 事故や犯 (具体的な推進方策)	2罪が少なく、安全・安	心に暮らせるまちづくりを進めます			

(1) 事業目的

老朽・狭隘化が著しい紫波警察署と交通機動隊本隊の2庁舎及び証拠品センター(新設)を 効率性、経済性の観点から一体整備し、施設の機能向上及び防災拠点としての機能維持による 治安基盤の強化により、事故や犯罪が少ない安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。

(2) 事業の特徴

紫波警察署庁舎の建て替えに合わせ、交通機動隊本隊・直轄隊(移転)並びに証拠品センター (新設)を一体的に整備することにより、県財政負担の軽減のほか、施設の機能向上と治安及 び防災拠点としての機能維持・強化を図る。

また、庁舎は、県における県有施設等の脱炭素化へ向けた基本方針を踏まえ、ZEB Ready 相当以上として建築する方針としている。

(3) 事業目標

ア目標

事

業

概

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
施設の供用開始 (紫波警察署)	_	_	R 9	-
施設の供用開始(証拠品センター)	_	_	R 9	_
施設の供用開始(交通機動隊)	_	—	R10	—

【参考】いわて県民計画 2019~2028 第2期アクションプランの関連指標

指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値
刑法犯認知件数	R 3	2,507件	R 8	2,300件
交通事故発生件数(千人当たり)	R 3	1.29 件	R 8	1.10件

イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠

要

R3年に策定した「紫波警察署等庁舎整備事業基本構想」において想定している竣工年度をもとに設定した。

(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢

安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することについては、地域ぐるみでの犯罪が起こりにくい環境づくりの取組や犯罪被害者を支える社会づくりの取組、高齢者と子ども、自転車の交通事故防止を重点とした交通安全対策、治安基盤の強化などの取組を進めている。

刑法犯認知件数は全国に比べ低く推移しているものの若干増加に転じており、侵入窃盗や無施錠被害率も一定の改善はみられるものの全国に比べ高い割合である。また、特殊詐欺被害についても減少傾向にあるものの、高齢者の被害が高水準で推移していることから、引き続き県民の防犯意識の向上を図る必要がある。

交通事故についても発生件数・死傷者数とも減少傾向にあるものの、依然として交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことや、自転車の交通事故防止を重点とした普及啓発も必要であることから、引き続き抑止対策を推進する必要がある。

さらに、全国的にも異常気象などによる自然災害が頻発しており、災害発生時において治安・防災拠点となる警察施設の機能継続及び強化の必要がある。

(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など

S47年3月 交通機動隊本隊・直轄隊庁舎を建設

S49年3月 紫波警察署庁舎を建設

H26 年3月 自治体の合併など治安を取り巻く環境が大きく変化する中、限られた警察力を 最大限有効活用するために必要な対応方策を検討するため、岩手県警察 警察署再 編等長期構想策定委員会を設置

H26年12月 紫波警察署庁舎などの建て替えを盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等長期計 画案を策定

H27年12月 紫波警察署庁舎の建て替え、交通機動隊本隊・直轄隊庁舎の移転・併設と証拠 品センターを併設すること等を盛り込んだ岩手県警察 警察署再編等長期計画を 決定

R3年3月 紫波警察署等庁舎整備事業基本構想を策定

R3年11月 PPP/PFI 手法導入評価会議において、従来手法による実施検討が適当と決定

R4年9月 大規模施設整備事業の事前評価において、県警が「事業実施」とした評価内容は 妥当と認められるとの答申を受けたことから、事業を実施

R5年8月 庁舎新築工事設計業務に着手(R6年2月基本設計完了)

(6) 事業の内容

ア 事業主体

岩手県

イ 施設の概要及び規模(施設延べ面積、敷地面積等)

(ア) 建設予定地

・ 紫波町の現在地及び宿舎用地(県有地)

※ 同一敷地内の宿舎を解体撤去

・ 隣接する町有地(旧紫波消防署跡地)

※ 購入予定

- (イ) 敷地面積 8,233.79 ㎡
- (ウ) 施設規模(基本設計後)

区 分	構造	階数	延床面積	備考			
庁舎棟	鉄筋コンクリート造	4 階	2, 760. 77 m ²	警察署、交機隊、証拠品センター			
車庫棟(警察署)	鉄骨造	2階	665. 40 m²	車庫、倉庫			
車庫棟(交機隊)	鉄骨造	1 階	220. 20 m²	車庫			
付属棟	_	_	14. 72 m²	駐輪場、受水槽室			
合 計			3, 661. 09 m ²				
交機隊訓練コース	外構	_	1, 210. 45 m ²				

- ウ スケジュール(基本設計段階でのスケジュールであり、変更もあり得る。)
 - (ア) 計画期間 R5 年度 ~ R12 年度
 - (イ) 今後のスケジュール

R6 年度 建築工事実施設計、解体工事設計、用地購入

R7 年度 宿舎・公舎解体・仮設仮眠室設置工事 R7 年度~R9 年度 建築工事(第1期)、警察署運用開始

R9 年度~R10 年度 既存施設解体 (警察署・仮設仮眠室)・外構整備・現車庫棟改修

建築工事(第2期)、交通機動隊運用開始

R11 年度 既存施設解体(現交通機動隊) R12 年度 用地測量等(現交通機動隊用地)

業

事

概要

(7) 整備事業費と収支計画

ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地購入費	建築工事費	解体工事費	設計費	その他
3, 462	95	2, 716	279	169	203

イ 年度別事業計画

R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
65	114	217	948	1,886	177	53	2

ウ 財源

国庫支出金	その他特定財源	一般財源	県債
490	0	635	2, 337

エ コスト縮減への取り組み

- ・ 警察署、交通機動隊及び証拠品センターの各庁舎を同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- 警察署等現在地(県有地)を活用し、総事業費を抑制する。
- ・ 庁舎は ZEB Ready 相当以上で建築することとし、外壁、屋根、窓等の断熱性能の向上、 遮蔽ルーバー等導入による日射抑制、空気調和設備・換気設備の高効率機器の導入、照明 の LED 化、照度制御機能の導入、昇降機の省エネ機器の導入等を行いエネルギー消費量の 抑制を図る。

才 収支計画

整備事業費に関連しないものであるが、通常業務における収支見込を算出した。

- ・ 収入見込 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料(道路交通法関係手数料等)
- 支出見込 人件費、管理運営費(消耗品費、光熱水費、施設維持管理費等)

• 収支計画

(千円)

区分	内訳	R9 年度	
収入	手数料	18, 211	
427	計	18, 211	
	人件費	673, 209	
支出	管理運営費	46, 034	
	計	719, 243	

※警察署運用開始初年度。

※収支は、令和10年度以降も同水準で推移する見込み。

事

業

概要

(1) 事業実施の必要性

ア 県計画との関連

いわて県民計画の政策項目No.28「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」における主な取組内容として、「治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、地域の実態に即した体制の見直しと治安維持拠点である警察施設の整備を進めることにより、事件・事故や災害等の発生現場における早期情報収集機能の充実を図るなど、治安基盤の強化に取り組みます。」としており、本事業も老朽・狭隘化した警察施設を機能向上させて建て替え整備することで、治安基盤の強化を図るもの。

イ 課題や県民のニーズとの関連

- ・ 紫波警察署庁舎は、S49 年に建築され築 50 年が経過し老朽・狭隘化が著しく、今後、 治安基盤としての機能維持が困難であることから、現在必要とされる警察署の機能を満た した庁舎を整備する必要がある。
- ・ 交通機動隊本隊庁舎は、S47年に建築され築52年が経過し老朽・狭隘化が著しいほか、 敷地が狭隘なため訓練スペースが不足している。また、再三にわたり大雨による水害に見 舞われ災害警備出動に支障を来すなどしているため、早期に移転整備する必要がある。
- ・ 証拠品センターは、人を死亡させた罪の公訴時効の撤廃及び延伸に伴い、長期にわたる 証拠品の保管が必要となり、各警察署での保管に量的な限界が生じることから、各警察署 の証拠品を一括して保管管理する専用施設として整備する必要がある。

(2) 県が実施 (関与) する必要性

- ・ 警察署は、警察法第36条、同法第53条、警察法施行令第5条、警察署の名称、位置及び 管轄区域に関する条例により県が設置、管理する施設である。
- ・ 交通機動隊及び証拠品センター (刑事部の所掌) は、警察法第36条、同法第47条により 県に置かれる警察本部に、岩手県警察本部組織条例及び同規則により岩手県警察の内部組織 として定めていることから県が設置、管理する施設である。

以上のことから、各施設の適正な機能維持は、県が実施しなければならない。

(3) 緊急に取り組む必要性

- ・ 現警察署庁舎は、県内で最も建築年が古い警察署庁舎であり、現在必要とされる警察署の 機能を十分に満たしていないことから、早急に建て替える必要がある。
- ・ 現交通機動隊は、庁舎の老朽・狭隘、敷地狭隘のほか、北上川洪水想定浸水区域内であり、 再三に渡る大雨冠水を受けて警察活動に支障を来していることから、治安維持拠点としての 機能喪失を回避するため、早急に移転整備する必要がある。
- ・ 刑事司法制度改正に伴う公訴時効撤廃等により、各警察署の長期保管を必要とする証拠品 を一括保管管理する専用施設の早期確保のため、治安基盤の充実・強化を図る必要がある。

事業

必

 \mathcal{O}

要

性

事業の有効性

(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果 (利用者数、経済波及効果等)

警察署と交通機動隊庁舎を合築整備するもので、整備後も同業務内容を継続することから住民の利便性を考慮し、現在と同程度の来庁者駐車スペースを確保するとともに、同庁舎は災害時において防災拠点として運用することから、治安維持活動を担う職員用の駐車スペースを確保する。

また、現交通機動隊の訓練コースは、敷地が狭隘なために車庫前や職員駐車スペースを活用せざるを得ない状況にあるが、移転後は十分な訓練コースが確保されるため出動前の慣熟走行訓練や運転技能向上訓練を効果的に行うことが可能となり、業務上・受傷事故防止上効果が期待されるもの。

【駐車スペース】

項目	現庁舎	新庁舎
駐車スペース (来庁用)	16 台	17 台
駐車スペース (職員用)	0 台	63 台

- ※ 台数は、警察署の窓口への来庁者及び各種行事における見込み数を考慮した。
- ※ 移転後の職員数として63名を想定している。

【訓練コース】

項目	現庁舎	新庁舎
訓練コース	540. 67 m²	1, 210. 45 m ²

(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果

現在の警察署及び交通機動隊に必要とされる諸室とその面積が確保され、治安維持及び防災拠点としての機能が向上することにより治安基盤の強化が図られ、紫波郡内における安全・安心なまちづくりの推進において効果があるもの。

(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算 (便益)後に、費用と効果について分析する本事業により建設する施設は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持を責務とする警察活動のためであり、その活動の効果を金額に換算することは非常に困難であることから、費用便益分析 (B/C)による効率性の検証は前回 (H30年度久慈警察署等庁舎)と同様に行わないこととした。

なお、東北各県の同様事例においても、費用便益分析を実施した例は確認できなかった。

ア 費用便益分析

基準年 50 年

	区 分	金額 (百万円)	備考(積算根拠等)
費	整備費	3, 462	
用	修繕費	61	初年度を除く 49 年
項	大規模改修工事費	137	20 年後に実施
目	長寿命化工事費	101	40 年後に実施
	総費用(C)	3, 761	社会的割引率 4%
便			
益			
項			
目	総便益(B)	_	
費用]便益比(B/C)	_	

事

施設計画の妥当

性

事

業の効率性

イ 採用した費用便益分析の手法等

費用項目の積算は、以下のとおりとした。

• 整備費

総事業費(事業概要(7)ア)を計上した。

· 修繕費、大規模改修工事費、長寿命化工事費

基本設計段階であり詳細な設備機器が決定していないことから、岩手県公共施設個別施設計画策定指針の中長期保全計画に準じて積算した。

(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性

現地建替を計画しているもので、現在地は紫波町の中心部に位置し、JR 紫波中央駅や紫波町役場、紫波消防署などの官公署が 1.5km 圏内にあり、また、国道にも面していることから管轄区域へのアクセスが良好であり、警察活動を行うに当たって効率の良い場所に所在している。

(1) 規模の妥当性

- ・ 庁舎面積は、警察庁の警察署庁舎新築算定基準のほか、H29 年以降に新築した警察署庁舎 面積を参考に過大な面積とならないよう配意しており、規模は妥当である。
- ・ 敷地面積は、現在地及び隣接する町有地を取得しての現地建替であり、必要最小限となっている。
- ・ 交通機動隊の訓練場(慣熟走行コース、トライアルコース)の整備に必要な面積を確保するため、警察署と同一敷地内に立地する老朽化が著しく入居率が低調な宿舎を廃止・解体の上、敷地を有効活用する。
- ・ 証拠品センターについて、岩手県の整備事例がないため、東北管内他県警での同種事例を 参考とした。

■ 現・新庁舎、用地面積比較

₩₽₽₽	区分		用地	(m²)		延	床面積(m	²)	備考
施設名	区历	所有	現庁舎	新庁舎	増減	現庁舎	新庁舎	増減	
	庁舎					1,048.00	2,467.15	1,419.15	・新庁舎面積は
	分庁舎					145.75	0	-145.75	警察署のみの面
紫波警察署	車庫	県	5,731.02	8,233.79	2,502.77	182.00	665.40	483.40	積とする。
	倉庫	715	3,731.02	0,233.73	2,302.11	23.18	0	-23.18	
	ポンプ室					3.23	0	-3.23	
	附属棟					0.00	14.72	14.72	
	小計	_	5,731.02	8,233.79	2,502.77	1,402.16	3,147.27	1,745.11	
	庁舎					416.66	214.64	-202.02	・新庁舎面積に
交通機動隊	車庫	県	1,884.85	0	-1,884.85	72.00	220.20	148.2	共有部分は含ま
人 超级勤励	物置					16.15	0	-16.15	ない。(新警察
	小計	-	1,884.85	0	-1,884.85	504.81	434.84	-69.97	署面積に含む)
証拠品センター			0	0	0	0	78.98	78.98	
	小計		0	0	0	0	78.98	78.98	
合計		県	7,615.87	8,233.79	617.92	1,906.97	3,661.09	1,754.12	

施設計画の妥当性

■ 直近整備庁舎の規模比較

		紫波警察署	久慈警察署	釜石警察署	宮古警察署
建築年月	В	_	R4.3.23	R1.7.9	H29.12.8
定員	定員計	61人	68人	76人	94人
R6.4.1現在	うち内勤	46人	45人	49人	65人
車両台勢	数	15台	11台	18台	16台
敷地面和	iii.	8,233.79 m ²	11,818.46㎡	13,642.12 m ²	12,843.24mf
延床面積(全体)	併設施設含む	3,661.09 m ²	4,337.84m²	5,691.39 m ²	4,269.85 m ²
延床面積(合計)	警察署部分	3,147.27 m	3,237.02 m	3,940.86 m	4,101.10 m
庁舎棟	構造・階数	RC4	RC4	RC4	RC4
月音休	延床面積	2,467.15m²	2,522.73 m ²	2,861.56mf	3,036.14mf
車庫棟	構造・階数	S2	S2	S2	S2
半厚休	延床面積	665.40 m ²	673.79 m ²	1,037.27 m ²	1,018.96㎡
	ゴミ集積場	0.00 m²	15.00 m ²	14.82 m ²	15.00 m ²
付属棟	来客自転車置場	8.72 m²	19.50 m ²	21.21 m ²	25.00 m²
	受水槽室	6.00 m²	6.00 m [†]	6.00mf	6.00 m²
外構面和	Ė	7,240.40m²	9,682.16mf	10,959.83 mf	10,565.68mf

	免許		県北免許C	沿岸免許C	
/++ en-bt: en	交機隊	交機隊本隊		交機隊沿岸	
1开 截 加 截	高速隊		高速隊久慈	高速隊釜石	高速隊宮古
	その他	証拠品C			

■ 直近整備庁舎の事業費比較

		紫波警察署	久慈警察署	釜石警察署	宮古警察署
事業費(予算ペース)	合計	3,462,130	3,491,975	3,950,077	4,036,652
(千円)	うち工事費	2,715,900	2,919,204	2,999,042	3,625,711

■ 交通機動隊訓練コース比較検討

	面積	定員	一人当たり面積
交通機動隊(本隊)※新庁舎	1,210.45m²	15人	81㎡/人
交通機動隊(沿岸分駐隊)	873.45 m²	6人	146㎡/人

(2) 代替手段との優位性(既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等)

警察業務は、その特殊性から警察施設以外で実施することが困難であることから、活用できる他の既存施設や類似施設はないこと。

特に留置施設及び取調室は、警察特有の施設であり他の代替施設はないこと。

計画の妥

当

性

施

設

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

紫波警察署現在地及び紫波消防署跡地(紫波町桜町字大坪 51 番 2 ほか)

イ 選定理由

警察法施行令第5条第2号において、「警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も 便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他事情を参酌して決定すること。」 とされており、当該条件を満たす下記事項により選定したもの。

- ・ 紫波町の中心部に位置し、JR紫波中央駅や紫波町役場、紫波消防署など官公署も1.5km 圏内にあること。
- ・ 当該敷地は土砂災害危険区域外であること。なお、敷地の一部は洪水浸水想定区域内 であるものの、庁舎の建築位置を洪水浸水想定区域外として対応することにより、治安・ 防災拠点施設として支障を来たすおそれがないこと。
- ・ 災害時、主要道路へのアクセスが良好であり、管轄区域への早期臨場、警察活動が可能であること。
- ・ 既存の県有地を活用するとともに、隣接する町有地を確保することで施設整備に必要 な面積を確保できること。

(4) 利用者への配慮 (ユニバーサルデザイン等)

ア 外部計画

- ・ 車椅子専用駐車場を設置し、十分な駐車スペースと標識を設置する。
- ・ 駐車場から段差のないアプローチ、排水蓋は滑りにくい仕上げとし、車椅子のキャスター等が落ち込まない構造とする。
- ・ 敷地内に歩行者用通路を確保し、誘導用床材又は点状ブロック等を埋設する。

イ 内部計画

- ・ 床材の表面は滑りにくい仕上げとし、幅員の確保、段差のない床とする。
- ・ 階段は識別しやすく段でつまずきにくいものとし、手すりを設ける。
- ・ エレベーターは車椅子使用者及び視覚障がい者が利用しやすい制御装置(点字や音による案内等)や手すりを設置する。
- ・ 1階のユニバーサルトイレは、出入口の幅及び十分な室内空間を確保し、手すりの適切な配置、オストメイト対応水洗器具の設置、案内標識の設置など利用者に配慮した構造とする。また、名称は「みんなのトイレ」とし、車椅子使用者のほか性別を問わず全ての方が利用できるトイレとして整備する計画としている。
- ・ 案内板は、高さ、文字の大きさ、表示をわかりやすいものとし、視覚障がい者が利用できるものとする。

環境保全と景観への配点

(1) 環境に対する影響及び保全対策

- ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分
 - 建設予定地の現況は、現在地及び旧紫波消防署跡地(町有地)である。
 - ・ 岩手県自然環境保全指針では、Eランク(自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域)である。

イ 環境保全対策とそれに要する経費

・ 脱炭素化へ向けた取組として、庁舎は ZEB Ready 相当以上として建築して省エネ化を図り、環境と維持管理コストに配慮した庁舎とする。

具体的な対応として、サッシ、ガラス、屋根、壁などの高断熱化、冷暖房設備の負荷軽減及び消費電力の少ない設備機器の導入、照明制御機能付きの電灯設備の導入、太陽光発電設備導入による自然エネルギーの活用などによりCO2の排出を抑制する。

- ※ ZEB Ready:エネルギー消費量が50%以上削減される建築物
- ・ 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて生息環境を保全する取組を実施 する。

(2) 景観に対する影響及び配慮

ア 岩手県景観条例において、一般地域(市街地景観地区)とされている。

イ 建設予定地は、県景観条例に係る重点地域に指定されてはいないが、シンプルなデザインとすることで周辺の街並みと調和を図り、地域に親しまれる施設とするよう計画している。

(1) 地域住民等の意見とその対応

住民説明会は実施していないものの、現在のところ反対する意見は受けていない。 なお、地域住民から意見があった際は、丁寧な説明に努める。

(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応

災害発生時において、治安・防災拠点施設として機能継続するため、庁舎構造は鉄筋コンク リート造とし、耐震性能についても重要度係数 1.5 を確保する。

また、主要設備機器を地上2階以上に配置するとともに運転可能な燃料の備蓄、太陽光発電 設備を設置し、エネルギー供給ルートの多重、多様化を図る計画としている。

更に、上下水道の途絶時における対応とし、受水槽タンク内の水利用、排水の一時貯留が可能な設備を設置し、警察活動に支障を来たすことのないようにする。

そ

の

他

(1) 総合評価

対応方針案

事業実施 ・ 要検討 ・ その他 () ()

○ 総合評価に係るコメント

総合

紫波警察署は、警察法その他関係法令により「紫波郡内における安全・安心」を確保するために設置しているものである。しかし、施設の老朽・狭隘化が著しいため警察署庁舎に備えるべき標準的な設備が整っておらず治安基盤としての機能維持が困難な状況にある。

評価

また、交通機動隊は、洪水浸水想定区域内に所在しているため治安基盤としての機能を喪失する危険性があることから、移転整備の必要に迫られており、「岩手県警察 警察 署再編等長期計画」に基づき、一体整備に向けた取組を確実に推進することとしている。 以上のことから、事業の効率性や施設計画の妥当性の観点及び環境や景観への影響の 観点からも、支障となる要因は無いことから、事業実施が妥当であると判断した。

- (2) 要検討、その他の場合対応案
- ※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。
- ※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

事業の目的

紫波警察署庁舎等整備事業の概要

老朽・狭隘化が著しい紫波警察署と交通機動隊本隊の2庁

舎及び証拠品センター(新設)を効率性、経済性の観点から 一体整備し、施設の機能向上及び防災拠点としての機能維持 による治安基盤の強化を図り、事故や犯罪が少ない安全・安 心に暮らせるまちづくりを推進する。

施設名:交通機動隊本隊

所在地:盛岡市東仙北一丁目12番18号

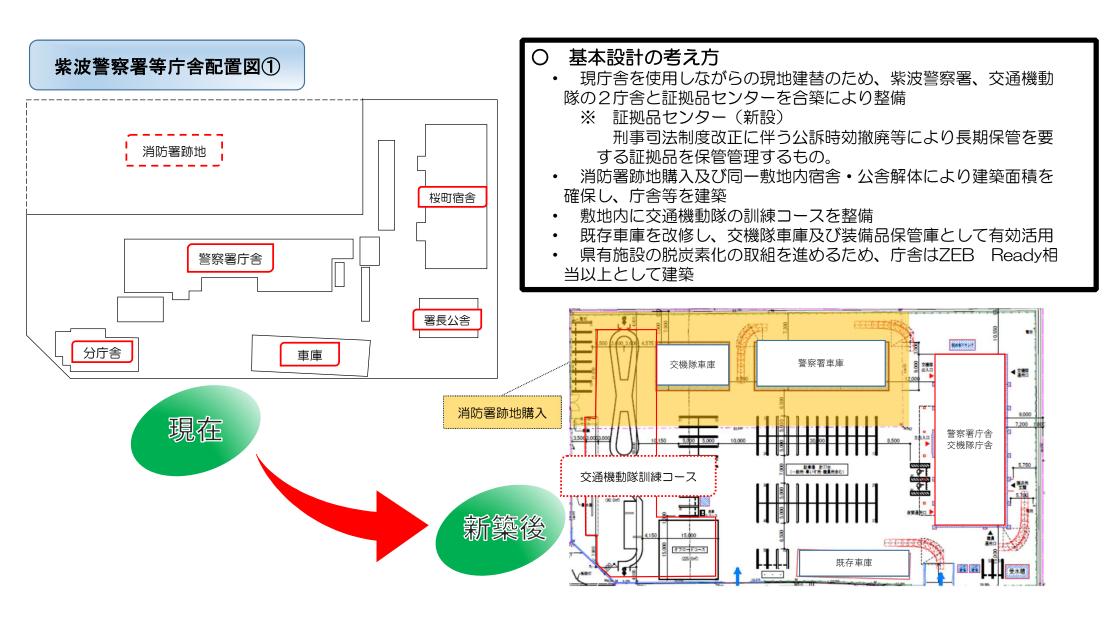


交通機動隊を移転・合築整備

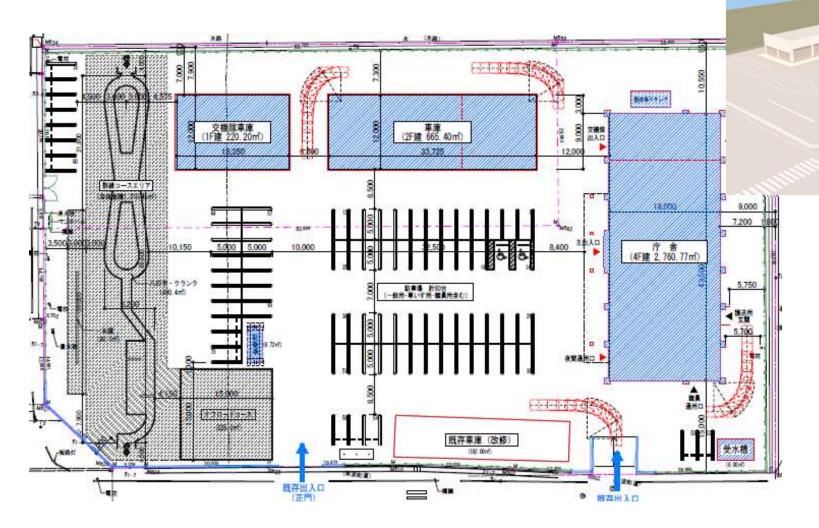
施設名:紫波警察署

所在地:紫波町桜町字大坪51番地2





紫波警察署等庁舎配置図②



完成イメージ(全体)

紫波警察署庁舎等整備事業

(所在市町村:紫波町)

- ▶ 1.事業概要
- ▶ 2. 事業の必要性
- 3.事業の有効性
- 4. 事業の効率性
- ▶ 5. 施設計画の妥当性
- ▶ 6. 環境保全と景観への配慮
- 7.総合評価

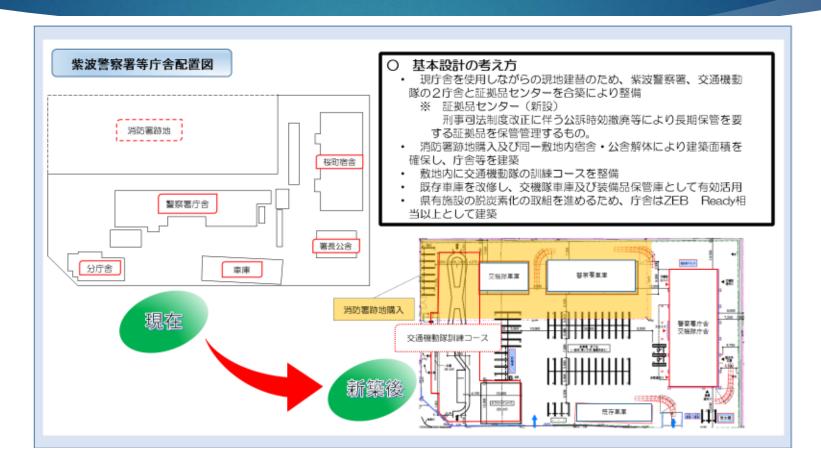


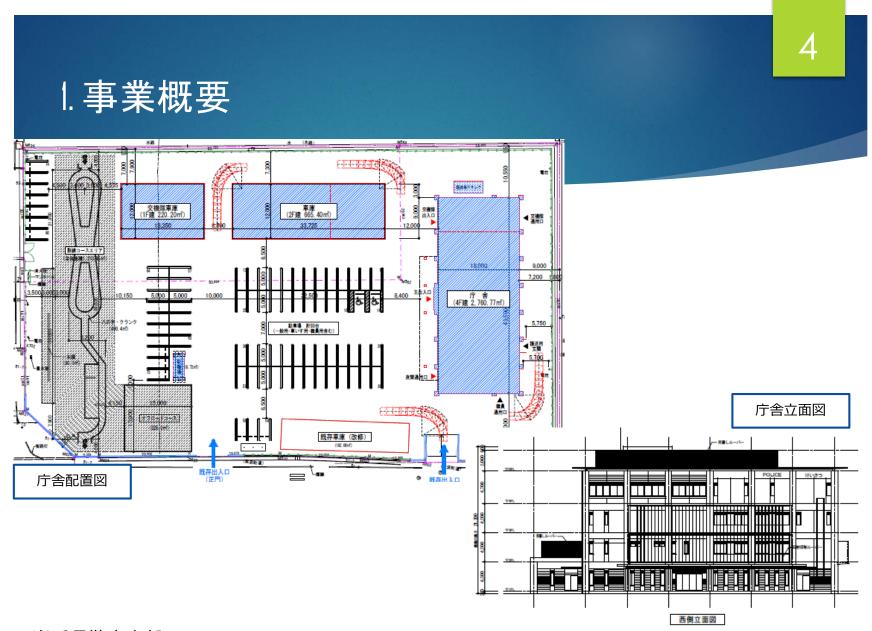
(1) 事業の目的

老朽・狭隘化が著しい紫波警察署と交通機動隊本隊の2庁舎及び 証拠品センター(新設)を効率性、経済性の観点から一体整備し、 施設の機能向上及び防災拠点としての機能維持による治安基盤の強 化により、事故や犯罪が少ない安全・安心に暮らせるまちづくりを 推進する。

(2) 事業の目標

施設の供用開始目標年次(紫波警察署)R9年 施設の供用開始目標年次(証拠品センター)R9年 施設の供用開始目標年次(交通機動隊)R10年





(3) これまでの経緯

- · S47年 3月 交通機動隊本隊・直轄隊庁舎を建設
- · S49年 3月 紫波警察署庁舎を建設
- ・ H27年12月 岩手県警察 警察署再編等長期計画において以下を決定
 - 紫波警察署庁舎の建て替え
 - > 交通機動隊本隊・直轄隊庁舎の移転・併設
 - > 証拠品センターの併設
- · R3年 3月 紫波警察署等庁舎整備事業基本構想を策定
- · R3年11月 PPP/PFI手法導入評価会議において、従来手法による実施検討が 適当と決定
- ・ R4年9月 大規模施設整備事業の事前評価において、県警が「事業実施」とし た評価内容は妥当と認められるとの答申を受けたことから、事業を実 施
- ・ R5年8月 庁舎新築工事設計業務に着手(R6年2月基本設計完了)



(4) 事業の内容

- ○事業主体 岩手県
- ○建設予定地…紫波町桜町字大坪51番2ほか
 - ・紫波町の現在地及び宿舎用地(県有地)※同一敷地内の宿舎を解体撤去
 - ・隣接する町有地(旧紫波消防署跡地)



- ○敷地面積 8,233.79㎡
- ○施設規模(基本設計後)



区 分	構造	階数	延床面積	備考
庁舎棟	鉄筋コンクリート造	4階	2,760.77m ²	警察署、交機隊、証拠品センター
車庫棟(警察署)	鉄骨造	2階	665.40m²	車庫、倉庫
車庫棟(交機隊)	鉄骨造	1階	220.20m	車庫
付属棟	-	_	14.72m²	駐輪場、受水槽室
合 計			3,661.09㎡	
交機隊訓練コース	外構	_	1,210.45㎡	

(5) 事業のスケジュール

- 計画期間: R5年度 ~ R12年度
- スケジュール ※基本設計段階でのスケジュールであり、変更もあり得る。
 - ・R6年度 建築工事実施設計、解体工事設計、用地購入
 - ・R7年度 宿舎・公舎解体・仮設仮眠室設置工事
 - ・R7~R9年度 建築工事(第1期)、警察署運用開始
 - ・R9~R10年度 既存施設解体(警察署・仮設仮眠室)・外構整備・現車庫棟
 - 改修建築工事(第2期)、交通機動隊運用開始
 - ・R11年度 既存施設解体(現交通機動隊)
 - ・R12年度 用地測量等(現交通機動隊用地)

(6) 整備事業費

総事業費は、34億6,200万円で内訳は下表のとおりである。

(単位:百万円)

総事業費	用地購入費	建築工事費	解体工事費	設計費	その他
3,462	95	2,716	279	169	203

【コスト縮減への取り組み】

- 警察署、交通機動隊及び証拠品センターの各庁舎を同一敷地内に集約し、一体的に整備することにより建設費用及び維持管理費用を抑制する。
- 警察署等現在地(県有地)を活用し、総事業費を抑制する。
- ▶ 庁舎はZEB Ready相当以上で建築することとし、外壁、屋根、窓等の断熱性能の向上、遮蔽ルーバー等導入による日射抑制、空気調和設備・換気設備の高効率機器の導入、照明のLED化、照度制御機能の導入、昇降機の省工ネ機器の導入等を行いエネルギー消費量抑制を図る。

(1) 県計画との関連

いわて県民計画の政策項目Nº28

「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」



本項目を支える治安基盤の強化を図る。



【主な取組内容】

- 地域の実態に即した体制の見直し
- <u>治安維持拠点である警察施設の整備</u>
- 事件・事故、災害等の発生現場における早期情報収集機能の充実 など

本事業も老朽・狭隘化した施設を機能向上させて建て替えることで治安基盤の強化を図る。

(2) 課題や県民ニーズとの関連

紫波警察署庁舎は、S49年に建築され築50年が経過している。

 \parallel

老朽・狭隘化が著しく、今後、治安基盤としての機能維持が困難である。

⇓

現在必要とされる警察署の機能を満たした庁舎を整備する必要がある。







岩手県警察本部

(2) 課題や県民ニーズとの関連

交通機動隊本隊庁舎は、S47年に建築され築52年が経過している。

 $\|$

庁舎は老朽・狭隘化が著しいほか、敷地が狭隘のため訓練スペースが不足している。

 \Downarrow

再三にわたり大雨による水害に見舞われ災害警備出動に支障を来すなどしているため、 早期に移転整備する必要がある。







岩手県警察本部

(2) 課題や県民ニーズとの関連



交通機動隊 敷地内浸水 状況 H25年8月



交通機動隊 敷地内浸水 状況 H25年8月



交通機動隊 庁舎1階 浸水状況 H25年8月

(2) 課題や県民ニーズとの関連

証拠品センター(新設)は、人を死亡させた罪の公訴時効の撤廃及び延伸に伴い、長期にわたり証拠品を保管管理する施設である。

 $\|$

各警察署での保管に量的な限界が生じる。



各警察署の長期保管を要する証拠品を一括して保管管理する専用施設を 整備する必要がある。

(3) 県が実施する必要性

警察署、交通機動隊及び証拠品センター(刑事部の所掌)は、警察法 ほか関係法令に基づいて<mark>県が設置、管理する施設</mark>である。

J

各施設の適正な機能維持は、県が実施しなければならない。

(4) 緊急に取り組む必要性

- 現警察署庁舎は、県内で最も建築年が古い警察署庁舎であり、現在 必要とされる警察署の機能を十分に満たしていない。
 - ⇒ 早急な建替の必要有り
- ・ 現交通機動隊は、庁舎の老朽・狭隘、敷地の狭隘のほか、北上川洪水地定浸水区域内であり、再三にわたる大雨冠水を受けて警察活動に支障を来している。
 - ⇒ 治安維持拠点としての機能喪失回避、早急な移転整備の必要有り
- 刑事司法制度改正に伴う公訴時効撤廃等により、各警察署の長期保管を必要とする証拠品の増加が懸念される。
 - ⇒ 一括で保管管理する専用施設を早期確保し、治安基盤の充実・強 化を図る必要有り

3. 事業の有効性

(1) 定量的な効果

警察署と交通機動隊庁舎を合築整備するもので、整備後も同業務内容を継続することから、現在と同程度の来庁者用駐車スペースを確保するとともに、同庁舎は災害時において防災拠点として運用することから、治安維持活動を担う職員用駐車スペースを確保する。

- ▶ 来庁者用駐車スペース 16台→17台、職員用駐車スペース 0台→63台
 - ⇒ 住民の利便性の確保と治安維持が図られる

現交通機動隊訓練コースは、敷地が狭隘で駐車スペースを活用せざるを得ない状況にある。

- ⇒ 訓練コース確保により、業務上・受傷事故防止上の効果が期待される
- ▶ 訓練コース
- 540.67㎡→1,210.45㎡ に拡大
- (2) 定性的な効果

紫波郡内における安全・安心なまちづくりの推進への効果

- 現在の警察署及び交通機動隊に必要とされる諸室とその面積の確保
 - ⇒ 治安維持・防災拠点としての機能向上 ⇒ 治安基盤の強化

4. 事業の効率性

(I) 費用便益分析(B/C)

本事業により建設する施設は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共安全と秩序の維持を責務とする警察活動のためであり、その活動の効果を金額に換算することは非常に困難であることから、費用便益分析(B/C)による効率性の検証は前回(H30年度久慈警察署等庁舎)と同様に行わないこととした。

※ 参考値として下表のとおり費用を算出した。

Σ	至 分	金額(百万円)	備考
	整備費	3,462	
	修繕費	61	初年度を除く49年
費用項目	大規模改修工事費	137	20年後に実施
	長寿命化工事費	101	40年後に実施
	総費用	3,761	社会的割引率4%

4. 事業の効率性

(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性

現警察署敷地内での現地建替を計画

- > 現在地は紫波町の中心部に位置
- ▶ JR紫波中央駅や紫波町役場、紫波消防署などの官公署が1.5km圏内にあり、また、国道にも面していることから管轄区域へのアクセスが良好
 - ⇒ 警察活動の効率性が維持される

(1) 規模の妥当性

庁舎面積は、次の項目を考慮して過大とならないよう配意

- 警察庁の警察署庁舎新築算定基準
- ▶ H29年以降に新築した警察署庁舎面積を参考
- 現在地及び隣接する町有地を取得しての現地建替
 - ⇒ 必要最小限の敷地面積
- ▶ 交通機動隊の訓練場(慣熟走行コース、トライアルコース)の整備に必要な面積確保
 - ⇒ 警察署と同一敷地内に立地する老朽化が著しく入居率が低調な宿舎 を廃止・解体し、敷地を有効活用
- ▶ 証拠品センターは、岩手県の整備事例がないため、東北管内他県警での 同種事例を参考

【現・新庁舎、用地面積の比較】

■ 現・新庁舎、用地面積比較

施設名	区分		用地(㎡)		延	床面積(m	·)	備考	
心故石	区刀	所有	現庁舎	新庁舎	増減	現庁舎	新庁舎	増減	佣名
	庁舎					1,048.00	2,467.15	1,419.15	・新庁舎面積は
	分庁舎					145.75	0	-145.75	警察署のみの面
	車庫	県	5,731.02	8,233.79	2,502.77	182.00	665.40	483.40	積とする。
紫波警察署	倉庫	杰	3,731.02	0,233.13	2,302.11	23.18	0	-23.18	
	ポンプ室					3.23	0	-3.23	
	附属棟					0.00	14.72	14.72	
	小計	_	5,731.02	8,233.79	2,502.77	1,402.16	3,147.27	1,745.11	
	庁舎					416.66	214.64	-202.02	・新庁舎面積に
 交通機動隊	車庫	県	1,884.85	0	-1,884.85	72.00	220.20	148.2	共有部分は含ま
文	物置					16.15	0	-16.15	ない。(新警察
	小計		1,884.85	0	-1,884.85	504.81	434.84	-69.97	署面積に含む)
証拠品センター			0	0	0	0	78.98	78.98	
	小計		0	0	0	0	78.98	78.98	
合計		県	7,615.87	8,233.79	617.92	1,906.97	3,661.09	1,754.12	

【類似施設との比較】

■ 直近整備庁舎の規模比較

			久慈警察署	釜石警察署	宮古警察署
建築年月	建築年月日		R4.3.23	R1.7.9	H29.12.8
定員	定員計	61人	68人	76人	94人
R6.4.1現在	うち内勤	46人	45人	49人	65人
車両台	数	15台	11台	18台	16台
敷地面和	責	8,233.79 m ²	11,818.46 m ²	13,642.12m²	12,843.24m ²
延床面積(全体)	併設施設含む	3,661.09 m ²	4,337.84m²	5,691.39 m ²	4,269.85 m ²
延床面積(合計)	警察署部分	3,147.27 m²	3,237.02 m ²	3,940.86 m²	4,101.10 m²
庁舎棟	構造∙階数	RC4	RC4	RC4	RC4
刀吉休	延床面積	2,467.15m²	2,522.73m ²	2,861.56 m ²	3,036.14m²
車庫棟	構造∙階数	S2	S2	S2	S2
半	延床面積	665.40 m²	673.79 m ²	1,037.27 m ²	1,018.96 m ²
	ゴミ集積場	0.00 m²	15.00 m ²	14.82 m²	15.00 m ²
付属棟	来客自転車置場	8.72 m ²	19.50 m ²	21.21 m ²	25.00 m ²
	受水槽室	6.00m²	6.00 m ²	6.00 m²	6.00m²
外構面和	責	7,240.40 m ²	9,682.16m ²	10,959.83m²	10,565.68m ²

	免許		県北免許C	沿岸免許C	
/++ =n.+/ - =n.	交機隊	交機隊本隊		交機隊沿岸	
1升設施設	高速隊		高速隊久慈	高速隊釜石	高速隊宮古
	その他	証拠品C			

■ 直近整備庁舎の事業費比較

		紫波警察署	久慈警察署	釜石警察署	宮古警察署
事業費(予算ベース)	合計	3,462,130	3,491,975	3,950,077	4,036,652
(千円)	うち工事費	2,715,900	2,919,204	2,999,042	3,625,711

■ 交通機動隊訓練コース比較検討

	面積	定員	一人当たり面積
交通機動隊(本隊)※新庁舎	1,210.45m²	15人	81㎡/人
交通機動隊(沿岸分駐隊)	873.45m²	6人	146㎡/人

(2) 建設予定地選定の妥当性

警察署の位置について、警察法施行令において「警察署の位置は、 管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他事情を参酌して決定すること。」とされている。

> 検討した候補地

紫波警察署現在地及び紫波消防署跡地 (紫波町桜町字大坪51番2ほか)

> 選定理由

警察法施行令の条件を満たす下記事項により選定

交通アクセス	官公署との距離	災害危険区域指定	その他
・紫波町の中心部に位置	・紫波町役場、紫波消防署の	・土砂災害危険区域外	・既存の県有地を活用
・JR紫波中央駅が1.0km圏内	官公署が1.5km圏内	・敷地一部が洪水浸水区域とな	・隣接する町有地を確保
・主要道路への良好なアクセス		るが、庁舎の建築位置は浸水区	(有効活用できる整形地)
(災害時のアクセスも良好)		域外として対応	・施設整備に必要な面積確保
		・治安・防災拠点施設として被	
		災のおそれがない	

5. 施設計画の妥当性



岩手県警察本部

5. 施設計画の妥当性

機械設備



岩手県警察本部

警察活動に支障を来すことのないよう対応する。

上下水道途絶時おいても受水槽内に利用できる水と、排水の一時貯留を可能な設備を設置

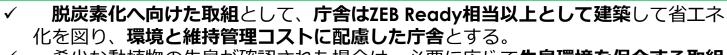
6.環境保全と景観への配慮

(1) 環境に対する影響及び保全対策

建設予定地

- 現況は、現在地及び旧紫波消防署跡地(町有地)である。
- > 岩手県自然環境保全指針による環境保全区分は、**Eランク**である。

保全区分	内容	保全目標	保全方向
Е	自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域	残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	自然環境に留意しながら 適正な利用に努めるととも に、緑地などの自然環境の 修復、育成に努める。



- ´ 希少な動植物の生息が確認された場合は、必要に応じて**生息環境を保全する取組 を実施**
- (2) 景観に対する影響及び配慮

建設予定地は、岩手県景観条例において、一般地域(市街地景観地区)とされている。

■ シンプルなデザインで**周辺の街並みと調和**を図り、**地域に親しまれる施設**とする計画。

岩手県警察本部

6. 環境保全と景観への配慮



岩手県警察本部

7.総合評価

- 紫波警察署は、警察法その他関係法令により「**紫波郡内における安全・安心」を確保**する ために設置しているものである。
- しかし、**施設の老朽・狭隘化が著しい**ため警察署庁舎に備えるべき標準的な設備が整っておらず**治安基盤としての機能維持が困難**な状況にある。
- 交通機動隊は、洪水浸水想定区域内に所在しているため治安基盤としての機能を喪失する 危険性があることから、移転整備の必要に迫られており、「岩手県警察 警察署再編等長期 計画」に基づき、一体整備に向けた取組を確実に推進することとしている。
- 以上のことから、事業の効率性や施設計画の妥当性の観点及び環境や景観への影響の観点 からも、支障となる要因は無いものである。

【対応方針案】 事業実施

大規模公共事業再評価調書の概要

(経営体育成基盤整備事業 若柳中部地区)

担当部課:農林水産部 農村建設課

1 事業概要 (所在市町村:奥州市)

○ 事業目的: 本地区の水田は10 a ほどの小区画で、農道の幅員は2 mと狭く、水路は用排兼用の土水路であるため漏水が著しく湿田の原因ともなっており、農作業の効率化や維持管理の省力化が図られず、意欲ある担い手への農地集積が進展しない状況にある。このような状況を解決するため、本事業を導入し農業生産基盤の整備と経営体の育成を行うものである。

○ 事業内容: 区画整理 313.2ha

○ 事業期間: 平成 27 年度 ~ 令和 9 年度(前回評価時: 平成 27 年度 ~ 令和 5 年度)

○ 総事業費: 6,854.0百万円(令和6年度までの投資額6,500.3百万円、進捗率94.8%)

2 事業の進捗状況等

- ①最終工区の埋蔵文化財試掘調査の結果、遺構等が確認され、この発掘調査期間の延伸により工事着手が遅れたこと、②一部工区において、事業着手後、地権者の死亡により相続関係者から改めて事業着手に係る同意を取得する必要が生じ、その対応に時間を要したが、埋蔵文化財調査及び同意取得は令和5年度に完了。
- 区画整理は令和6年度までに完了し、残工事は暗渠排水約 100ha (全体の3割)となっている。令和7年度以降、 残工事や換地事務等を進め、令和9年度に事業完了する予定としている。

3 社会経済情勢等の変化

○ 全国では、令和3年3月に閣議決定された「土地改良長期計画(令和3~7年度)」において、担い手への農地の 集積・集約化や生産コストの低減を図る農地の大区画化等の推進により、スマート農業や水田の汎用化・畑地化を 推進し、高収益作物への転換とともに、関連施策と連携した輸出の促進を図ることとしている。

また、「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的発展」「農村の振興」を 基本理念とする「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年5月に成立した。

- 本県では、水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、米の生産コストの低減や地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。こうした中、「いわて県民計画 2019~2028」において、農業農村整備事業では、収益力の高い農林水産業を実現するため、水田の大区画化や排水改良など生産基盤の整備を着実に推進することとしており、「いわて農業農村整備の展開方向(2023~2026)」では、「地域の特性に応じた収益力の高い農業の実現」を重点施策の一つに位置付け、地域の特性に応じた基盤整備を推進することとしている。
- 本地域では、事業を契機とし、5つの農地所有適格法人と9名の個人担い手への農地利用の集積・集約化を加速化することとしている。加えて、営農の効率化で生じる余剰労働力を有効活用し、従来から取り組んでいる大豆、ピーマンの生産拡大等を予定している。

4 コスト縮減対策及び代替案

- ①暗渠排水工の非開削自動埋設工法の採用、②再生砕石の利用によりコスト縮減を図っている。
- 「農業生産基盤の整備」と「経営体の育成」を一体的に推進できるのは本事業のみである。

5 総合評価

- 「事業の進捗状況等」については、事業を阻害する要因はあるものの一定の期間を要することにより解決できる 見込みであること、変更内容が施工区域や主要工事内容の大幅な変更ではないことから、大項目評価を【BB】と している。
- 「社会経済情勢等」の変化については、前回評価時から大きな変化はないことから、大項目評価を【AA】としている。
- 以上のことから総合評価は「事業継続」と評価したものである。

大規模公共事業 再評価調書

令和6年5月30日作成

経営体育成基盤整備事業 補助)・単独 事業名 担当部課名 農林水産部農村建設課 わかやなぎちゅうぶ 若柳中部 市町村 路線名等 地区名 奥州市 [事業根拠法令等:十地改良法

(1) 事業目的

〇解決すべき課題

本地区は、奥州市胆沢地内に位置し、一級河川胆沢川右岸沿いに拓けた本県を代表する穀倉地帯である胆沢 扇状地の扇央にある。地区の水田は10 a ほどの小区画で、農道の幅員は2mと狭小であることから、農作業効 率の向上を図るための大型農業用機械の導入が困難な状況である。

また、水路は用排水が兼用の土水路であるため、用水の安定供給と水田の汎用化に支障を来たしているほ か、水路の維持管理に多大な労力を要しており、意欲ある担い手への農地集積が進展しない状況にある。

〇整備によって得られる効果

農地の区画拡大(標準区画1ha)や農道・用排水路の一体的な整備により、農業生産条件が飛躍的に向上す るため、生産コストが大幅に低減されるものである。

また、事業を契機として農地利用集積が進み、担い手の経営規模拡大による農業経営の安定化が図られると ともに、収益性向上につながるものである。

事

業

要

(2) 事業内容

区画整理: 313.2 ha

(3) 整備目標等 概

いわて県民計画(2019~2028)

VI仕事・収入、37収益力の高い「食料・木材供給基地」をつくります、④生産基盤の着実な整備「水田の大 区画化や排水改良など、生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図る農業基盤整備の整備を推進します」 ※目標:水田整備面積 R5(16, 109ha) ⇒ R8(17, 300ha)

事着		度	事業計期	画間	Н27	\sim	R9 R5		価時全体 初全体計		用土		7年度	工事 着手	I	H29年度
	当初計画 総事業費	総	評価時 事業費			事	業	費	の	状	況	〔百	[万円]			
事	(H26年)	Α	(R6年)	ŀ	H27年~		R5年		R6年	投資事業	業費				進捗率	
業	(うち用地費)	(う	ち用地費)	В	R4年	С	Кэ+	D	K0+	E = B + C	C+D	財	源		F = E/A	
費	5, 704. 0	6	854. 0	5	928.8	4	96. 5	7	75. 0	6, 500.	3	国庫	3, 562	2. 0		
	3, 104. 0	104.0 0,034.0 3,920.0 490.3		75.0 0, 500.5			県	1, 950	0.1		94.8%					
	(8.8)	((8.8)	((6,0)	(2.0)	((0,0)	(8.0)) [(他	988	3. 2		

(1) 事業の進捗状況

ア 整備効果の発現状況

- ・区画整理は令和6年度までに完了し、残工事は暗渠排水約100ha(全体の3割)となっている。
- 事業を契機に地域農業の担い手となる農地所有適格法人が4法人設立されたほか令和8年度に新たに1法人 の設立を予定している。
- ・事業導入による区画拡大や道水路整備により生産条件が向上し、担い手への集積・集約化が進んでいる。 ※集積率 H26(事業実施前)67.2%、R9(目標年度)86.8%、R5時点85.1%(17.9ポイント上昇)
- ・用水施設の整備によって用水供給の安定化・効率化が図られたほか、維持管理の負担が大幅に軽減してい

イ 未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通し

①理由

- ・最終工区の埋蔵文化財試掘調査の結果、遺構等が確認され、この発掘調査期間が延伸したことに伴い工事着 手が遅れたこと。
- 一部工区において、事業着手後、地権者の死亡により相続関係者から改めて事業着手に係る同意を取得する 必要が生じ、その対応に時間を要したこと。
- ②解決の見通し (難易度)
- ・埋蔵文化財調査及び同意取得は令和5年度に完了。区画整理工事は令和6年度中に完了する。
- ③解決までの対応及び期間
- ・ 令和7年度以降、残工事や換地事務等を計画的に進め、令和9年度に事業完了する予定としている。

〇中項目評価は、事業の阻害要因が一定の期間を要することで解決が見込まれることから「b」とした。

(2) 事業計画の変更の有無及び内容

①変更内容

- ・区画整理面積の減 (316.2ha→313.2ha)
- 事業期間の延伸(9年→13年)
- ②「b」と判断した理由

〇中項目評価は、事業計画の変更はあるものの、施工区域に大幅な変更がないことから「b」とした。

中項目評価 (b). 変更前 変更後 項目 増減 備 考(単位:百万円) 自然増791、排水路延長増129 工事費 4, 709 5, 629 920 測量試験費 527 645 自然增82、埋文調査増36 用地買収補償費 215 自然増4 219 4 253 換地費 361 108 自然増108 5, 704 6,854 1,150 自然增985、排水路延長增129、埋文調査增36

中項目評価 a (b)

○中項目評価が「b」、「b」であることか ら、大項目評価を「BB」とした。

評 価 $AA \cdot A \cdot (BB) \cdot$ В • С

108

捗

状

事

業

の

進

等

況

(1) 事業に関する社会経済情勢

ア 全国の状況

令和3年3月に、「土地改良長期計画(計画期間:令和3~7年度)」が閣議決定され、「持続的に発展する農業と多様な人が住み続けられる農村の実現」を基本理念とし、3つの政策課題(1.生産基盤の強化による農業の成長産業化、2.多様な人が住み続けられる農村の振興、3.農業・農村の強靭化)が掲げられた。

政策課題1の「生産基盤の強化による農業の成長産業化」の実現に向けて、2つの政策目標(1.担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化、2.高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化)を掲げ、担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図る農地の大区画化等の基盤整備の推進等により、スマート農業や水田の汎用化・畑地化を推進し、野菜や果樹などの高収益作物に転換するとともに、関連施策と連携した輸出の促進を図ることとしている。

また、「食料安全保障の確保」 「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的発展」「農村の振興」を基本理念とする「食料・農業・農村基本法」の改正法が令和6年5月に成立した。

イ 本県内の状況

社

会

経

済

情

勢

等

 σ

変

化

本県の水田整備率が東北で最も低位という背景もあり、米の生産コストの低減や地域の高収益農業の実現に向けたほ場整備の要望地区が増加傾向にある。

こうした中、「いわて県民計画2019~2028」において、農業農村整備事業では、収益力の高い農林水産業を実現するため、水田の大区画化や排水改良など、生産基盤の整備を着実に推進することとしている。

また、「いわて農業農村整備の展開方向(2023~2026)」においては、「地域の特性に応じた収益力の高い農業の実現」を重点施策の一つに位置付け、①水田の大区画化と汎用化の推進、②ほ場整備の導入による担い手への農地集積の促進、③特色ある産地形成に向けた高収益作物等の導入促進、④中山間地域等における地域の特性に応じた基盤整備を推進することとしている。

ウ 施工地域における状況

本地域では、4つの集落営農組織と10数名の担い手が中心となって営農が展開されていたが、本事業を契機に、これまでに4つの集落営農組織が法人化され、更に今後新たな法人を設立し認定農業者へ誘導することで、5つの農地所有適格法人と9名の個人担い手へ農地利用の集積・集約化を加速化することとしている。

加えて、営農の効率化で生じる余剰労働力を有効活用し、従来から取り組んでいる大豆、ピーマンの生産拡大と、 新たにえだまめ、ばれいしょなどの作付けを計画している。

また、本事業は「奥州市農業振興地域整備計画」や「奥州市農業農村整備事業管理計画」など、奥州市の各種農業施策との整合が図られている。

〇中項目評価は、全国又は本県において、政策や事業の在り方についての議論や見直しがない ことから、「a」とした。 中項目評価 (a). b. c

(2) 事業に関する評価指標の推移

	評価指標	配点	事業着手時 評 点(A) H26	再評価時 評 点(B) R6	増 減 (B)-(A)	備考
	米主産地度 (市町村)	15 (-)	15 (5項目)	-	▲ 15	(平成29年度までの評価指標) ①1等米比率が県平均以上、②単収が県平均以上、③特別栽培米が作付されている、④担い手の水稲作付面積が県平均以上、⑤契約栽培(結び付き)が行われている
必要性	水田の生産性 (市町村)	- (15)	_	11.25 (2項目)	11. 25	(平成30年度からの評価指標) ②単収が県平均以上、③経営体の水田耕作利用率が県平均以上
	地区担い手の農地 集積目標	10 (10)	10 (86. 1%)	10 (86. 8%)	0	再評価時:272. 0ha/313. 2ha=86. 8%
重	地域振興計画等 の整合性	5 (5)	5 (5項目)	5 (5項目)	0	①市町村発展計画に登載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③経営基盤強化促進法と整合が図られている(育成する担い手の経営規模等が市町村目標の水準に達する計画である)、④市町村の奨励作物を営農計画に位置付けている、⑤事業管理計画に搭載されている
要性	認定農業者の目標 達成率	10 (-)	6 (65. 7%)	_	▲ 6	(平成29年度までの評価指標)
	中心経営体に占める 認定農業者の割合	- (10)	_	8 (84. 1%)	8	(平成30年度からの評価指標)
緊	他事業との関連	10 (10)	6. 66	6. 66	0	国県営かんがい排水事業胆沢平野地区
急性	営農上の緊急性	10 (10)	7.5 (6項目)	7.5 (6項目)	0	①耕作道が幅員不足、②畦畔が低く深水管理が出来ない、③排水機能 の不備により湿田化、④排水路が断面不足、⑤用水の漏水あり⑦施設 の維持管理費が増加傾向
効率	費用便益比 (B/C)	10 (10)	10 (1. 35)	10 (1. 30)	0	
性	10 a あたり事業費	10 (10)	6 (1,804千円/10a)	4 (2, 188千円/10a)	▲ 2	再評価時:6,854百万円/313.2ha
	同意率	10 (10)	10 (100.0%)	7. 5 (98. 6%)	▲ 2. 5	再評価時:345人/350人=98.6%(当初計画)
熟度	推進組織の活動状況	5 (5)	5 (非常に積極的)	5 (非常に積極的)	0	・推進組織が中心となり意見・要望等を調整(権利者350名) ・工事、換地、営農の各部会により役割分担を明確化 ・定期的な会合の開催
	市町村の支援体制	5 (5)	3.75 (積極的)	3.75 (積極的)	0	・地元説明会に積極的に参加 ・国の示すガイドラインに対応した事業費を負担
	計	100	84. 91	78. 66	▲ 6.25	(再評価時/採択時) 92.6%
*	配点の上段は事業着	手手時点	京、下段は再	評価時。		

109

〇 費用便益分析

費用便益分析手法: 新たな土地改良の効果算定マニュアル (2015年9月)

	区 分	事業着手時	再評価時
		(基準年:H26)	(基準年: R5)
費田	当該事業による費用	4, 345	7, 703
用項	その他費用	1, 889	4, 098
項目	総 費 用 (C)	6, 234	11, 801
	食料の安定供給の確保に関する効果	8, 435	14, 364
	作物生産効果	3, 265	6,013
	営農経費節減効果	5, 301	8, 688
	維持管理費節減効果	▲ 131	▲ 337
便益	農業の持続的な発展に関する効果	7	26
益百	耕作放棄防止効果	7	26
項目	農村の振興に関する効果	1	_
	文化財調査効果	1	-
	その他効果	_	1, 044
	国産農産物安定供給効果	-	1, 044
	総 便 益 (B)	8, 443	15, 434
費	用 便 益 比 (B/C)	1. 35	1. 30

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項 特になし

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

社

会

経

済

情

勢

等

0

変

化

関連事業名:【農林水産省】国営かんがい排水事業 胆沢平野地区(平成10年度完成)

【岩 手 県】県営かんがい排水事業 胆沢平野地区(平成19年度完成)

関連事項: 本地区の用水源である胆沢ダムから、上記事業により整備された幹線用水路

(茂井羅堰及び寿安堰) により本地区へ用水が導かれている。

〇中項目評価は、各評価指標の評点の合計が、事業着手時の92.6%であることから、「a」とした。

中項目評価 (a). b . c

(3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

ア 動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

- ・岩手県自然環境保全指針による保全区分
- B, D

- ・希少野生動植物生息の有無
- あり | 県RDBランク(B)及び環境省レッドリストに該当種あり
- ・ 埋蔵文化財包蔵地の有無
- あり 明神下遺跡、山田城遺跡、箸塚遺跡、若柳要害館遺跡、 作屋敷遺跡ほか隣接する遺跡

着工前に岩手県教育委員会と試掘調査等の確認・協議を行ったうえで工事を進めている。

イ 環境配慮事項及び環境等への配慮に要する事業費

・振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会への付議状況

付議している

(単位:百万円)

- ①主な助言内容
- ・対象動物について、工事期間中は生息が可能な隣接地に移動し、工事の完了後に元の 生息地に移動する。
- ・対象植物について、近傍で同種の植物が自生している場所に移植する。
- ②対応状況
- ・有識者の指導のもと、希少野生動植物の生息適地に移植するなど適切に対応した。

≪その他の環境配慮に要する事業費等≫

・工事にあたっては、排出ガス対策型建設機械の使用による大気汚染(温暖化)防止や、再生資源(砕石)の積極的な使用による資源の有効活用に努めている。 再生砕石の使用による建設資材の有効利用(40,315千円)(R5まで)

〇中間項目評価は、自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿って積極的な対応をしていることから、「a」とした。

中項目評価 (a). b. c

〇中項目評価が「a」、「a」、「a」であることから、大項目評価は「AA」とした。

評 価

 $(\overline{A}A) \cdot A \cdot B \cdot C$

ス ト 縮 減 対 策 及 び 代 替 案 立 案 σ 可 能

性

(1) コスト縮減対策の実施状況及び今後の可能性

・暗渠排水工は非開削自動埋設工法を採用

再生砕石の利用

縮減額 225,000千円 縮減額 7,000千円 合計 232,000千円

(2) 代替案立案の可能性

①代替案として考えられる他の事業手法・工法の比較検討結果

農業従事者の減少や高齢化が進む中、地域農業の持続的発展のためには、小区画水田や土水路など非効率的な生産条件の改良と併せ、分散錯圃の解消と意欲と能力のある経営体への利用集積を促進し、規模拡大を支援することが重要である。

本事業は、水田の大区画化や汎用化、用排水路の整備を行うことにより、大型農業用機械の導入を可能とするなど、農業の生産条件の向上を図るものである。

また、農地を団地化することにより農地の利用集積を促進し、農業経営の高度化を図るとともに、安定した所得確保により意欲ある経営体を支援するものである。

このような、「農業生産基盤の整備」と「経営体の育成」を一体的に推進できるのは本事業だけである。

②今後における代替案立案の可能性

現時点で予想される今後の変化はないため、代替案立案の可能性はない。

(1) 総合評価

総合評価 (対応方針案) 事業継続

要検討

中 止

(事業継続、見直し継続、休止、中止)

(事業名) 経営体育成基盤整備事業 若柳中部地区

着手	完了予 定年度	事業費	投資 事業費	進捗率	率 (1)事		(1)事業進捗状況		(2)社会経済情勢			参考	
年度	X-1X	(,,	事来賃 (百万円)	(%)		進捗状況				評価指標		P 1 7111	B/C
H27	R9	6, 854	6, 500	94.8%	BB	b	b	AA	а	а	a	79	1.3

○総合評価に係るコメント

- ・「事業の進捗状況等」については、埋蔵文化財調査等による工事進捗の遅れはあるものの、区画整理工事は令和6年度中に完了し、残工事である暗渠排水工事についても課題は無く、事業完了の見通しが立っている。 ・「社会経済情勢等の変化」については、「事業に関する社会経済情勢」及び「自然環境等
- ・「社会経済情勢等の変化」については、「事業に関する社会経済情勢」及び「自然環境等 の状況」に関して大きな変化が見られない。
- ・ このことから、「事業継続」と判断したものである。

総合評価

※評価対象事業の位置図、計画平面図、標準横断図等を添付のこと。

大規模公共事業 再評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業		#	〕・単独	担当部課	名	農林を	水産部農村建設課
路線名等	-	地区	名	わかやが 若柳	なぎちゅうぶ 中部	Ħ	可时村	奥州市

1 現在までの事業の経緯等

平成26年度 国庫補助事業として事業採択

平成27年度 土地改良法に基づく計画確定、事業着手

令和6年度(予定) 土地改良法による変更計画確定(事業期間の延伸、一部事業区域の変更)

2 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化の具体的説明

再評価調書に記載のとおり

3 住民意見の状況とこれに対する対応

本地区では、地域住民の意見集約や調整を行うために地区の農家で構成された「県営若柳中部地 区経営体育成基盤整備事業施行委員会」がある。

県では、定期的に当該委員会と意見交換を行い、地域の意見等を調整しながら事業を推進している。

4 費用便益分析の詳細(算定方法、算出根拠等)

費用便益分析手法: 新たな土地改良の効果算定マニュアル (2015年9月) (単位:百万円)

_	/// // // // // // // // // // // // //		
	区 分	事業着手時	再評価時
		(基準年:H26)	(基準年:R5)
費	①当該事業による費用	4, 345	7, 703
用項	②その他費用	1,889	4, 098
目	総 費 用 (C)	6, 234	11, 801
	食料の安定供給の確保に関する効果	8, 435	14, 364
	③作物生産効果	3, 265	6, 013
	④営農経費節減効果	5, 301	8, 688
	⑤維持管理費節減効果	▲ 131	▲ 337
便益	農業の持続的な発展に関する効果	7	26
<u></u> 鱼項	⑥耕作放棄防止効果	7	26
目目	農村の振興に関する効果	1	_
	⑦文化財調査効果	1	-
	その他効果	_	1, 044
	⑧国産農産物安定供給効果		1, 044
	総 便 益 (B)	8, 443	15, 434
費	用 便 益 比 (B/C)	1. 35	1. 30

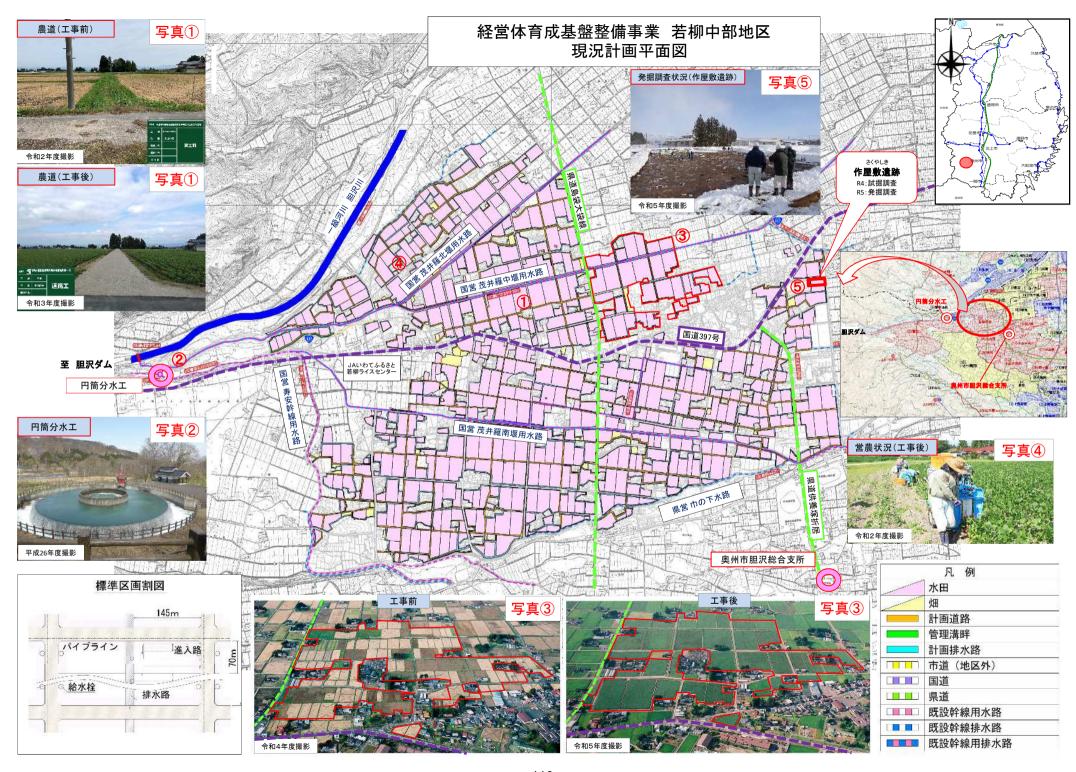
- ①:事業に要する費用を整備期間+評価期間 (13+40年) で現在価値化して合計したもの。なお、基準年 (R5) 以前の費用 は、物価変動を考慮した支出済費用として換算した後に現在価値化している。
- ②:その他費用として、本事業で整備した施設の再整備費、国営・県営の用水施設の関連事業費を①と同様の手法で算出し、また、各費用の評価期間終了時点の資産価額を考慮したもの。
- ③:事業により農用地や水利条件の改良等がなされることに伴って、その受益地域において発生するとみなされる作物生産の量的増減を捉える効果であり、当該事業を実施した場合と実施しなかった場合の作物生産量×単価の比較により年効果額を算定する。
- ④:事業により現況の営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って、作物生産に要する費用が増減する効果であり、 事業を実施した場合と実施しなかった場合の労働費、機械経費、その他生産資材について比較し、それらの営農経費の増減 から年効果額を算定する。
- ⑤:事業を実施した場合と実施しなかった場合を比較し、維持管理費の増減から年効果額を算定する。
- ⑥:区画整理等による農用地の改良及び土地改良施設の更新に伴って耕作放棄の発生が防止され、これにより当該農地での 作物生産が維持される効果であり、事業を実施しなかった場合に耕作放棄の発生が想定される農地が有している作物生産の 年効果額を算定する。
- ⑦:事業を実施することに伴い発現される埋蔵文化財の調査に係る金額(平成27年度より効果計上の考え方が変更となり再評価時未計上)
- ⑧:事業により農用地や水利条件の改良等が成されることに伴って、その受益地域において維持・向上するとみなされる国産農作物の安定供給に対して国民が負担してもよいと感じる金額を効果額として算定する。(平成27年度に新設された評価項目)

5 環境対策の具体的内容

再評価調書に記載のとおり

6 代替案(見直し案)の検討内容

再評価調書に記載のとおり



大規模事業再評価の概要

経営体育成基盤整備事業 若柳中部地区

令和6年6月12日 農林水産部 農村建設課

1 事業概要

【位置図】

【事業目的】

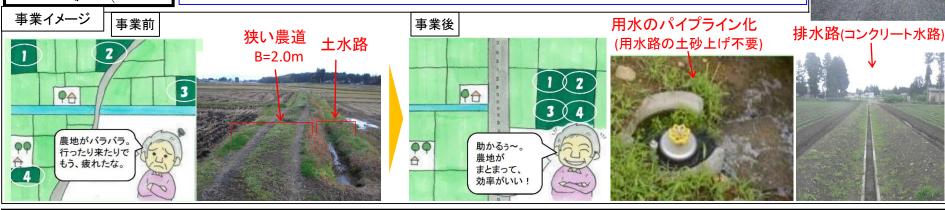
•現 況:小区画(10a)、用排兼用の土水路、狭い農道

- 整備後: 大区画(1ha)、用排水路の分離、広い農道

事業の効果

農業生産条件の向上(大型機械導入,維持管理省力化等)により、 担い手への農地利用集積 を進め、

経営規模拡大 による経営安定化・収益性向上 につながる



事業内容	区画整理 A=313.2ha(当初計画時 A=316.2ha)					
事業期間	平成27年度から令和9年度(当初計画時 平成27年度から令和5年度)					
総事業費	6,854百万円(当初計画時 5,704百万円)・区画整理工事はR6完了令和6年度まで 6,500百万円(進捗率94.8%)・R6以降は暗渠排水工・換地等					
整備目標等	水田整備面積(岩手県民計画) R5:16,109ha⇒R8:17,300ha					

115

-1-

広い農道

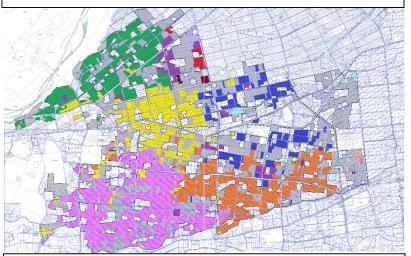
B=5.0m



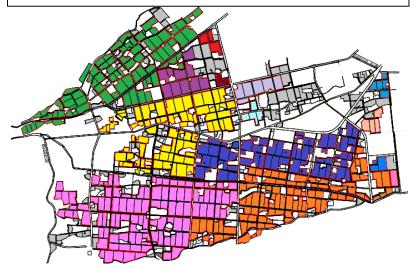
(1)事業の進捗状況

【農地集積状況】

農地集積従前図 H26時点:農地集積率67.2%



農地集積計画図 事業完了後:農地集積率86.8%



農地集積率とは

ほ場整備受益面積に占める担い手[※]が耕作する面積の割合 (担い手の耕作面積/ほ場整備受益面積)

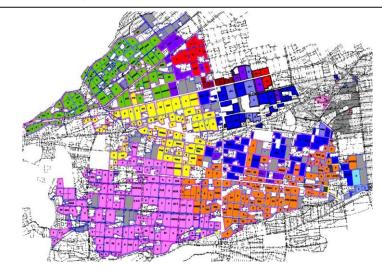
※担い手とは・・・市町村が認定する認定農業者。地域農業の将来を担う 意欲的な農業者(個人、営農組合など)

凡.例

	_		7 6 12 3
	Γ	1	規模拡大志向農家①
		2	規模拡大志向農家②
		3	規模拡大志向農家③
		4	規模拡大志向農家④
		5	規模拡大志向農家⑤
		6	規模拡大志向農家⑥
担い手		7	規模拡大志向農家⑦
(農地集積率対象)	1	8	規模拡大志向農家⑧
(及也不良一八多)		9	規模拡大志向農家⑨
		10	供養塚営農組合
		11	上堰·前田農事組合法人
		12	農事組合法人でだな
		13	農事組合法人たなか
	L	14	農事組合法人南供養塚
		15	自家消費農家
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

農地集積図

R5時点: 農地集積率85.1% ※17.9ポイント向上

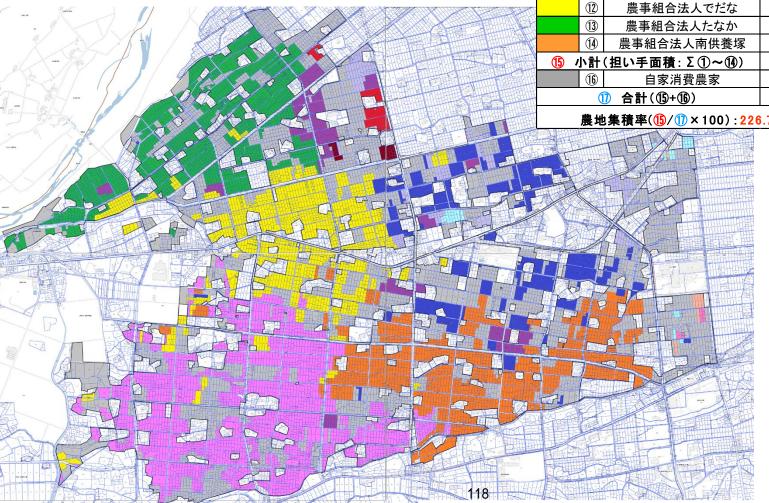


(1)事業の進捗状況

【農地集積状況】事前評価時(平成26年度時点)

農地集積従前図

H26時点:事前評価時(農地集積率)67.2%

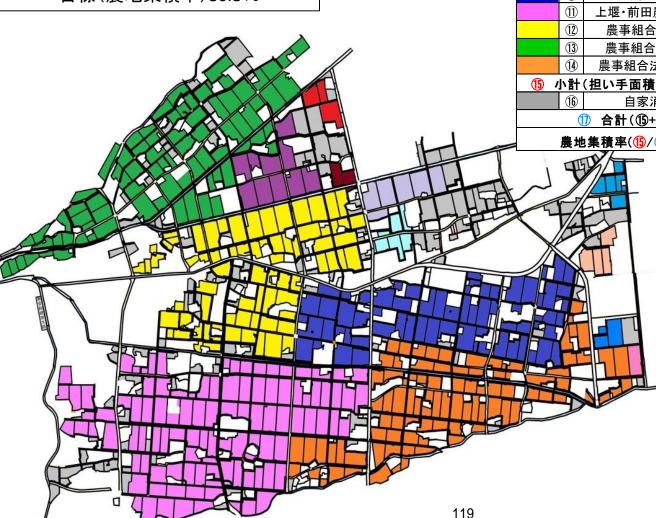


凡例		農業者名	営農面積(ha)	備考
	1	規模拡大志向農家1	6.5	
	2	規模拡大志向農家2	2.1	
	3	規模拡大志向農家3	9.7	
	4	規模拡大志向農家4	0.9	
	⑤	規模拡大志向農家5	0.6	
	6	規模拡大志向農家6	0.0	
	7	規模拡大志向農家7	0.3	
	8	規模拡大志向農家8	0.7	
	9	規模拡大志向農家9	0.8	
	10	供養塚営農組合	22.7	R8年度法人化予定
	11)	上堰·前田農事組合法人	62.6	H27年度法人設立
	12	農事組合法人でだな	39.0	H27年度法人設立
	13	農事組合法人たなか	37.4	H27年度法人設立
	14)	農事組合法人南供養塚	43.4	R2年度法人設立
(5) /	小計	(担い手面積: Σ①~⑭)	226.7	
	16	自家消費農家	110.6	
	() 合計(⑮+⑯)	337.3	
	串土	1年痔液(瓜/瓜×100)・226	7/227 2 × 10	0 = 67.2%

(1)事業の進捗状況

【農地集積状況】 事業完了後(目標)

農地集積計画図 目標(農地集積率)86.8%



農地集積率(⑮/⑪×100):272.0/313.2×100=86.8%

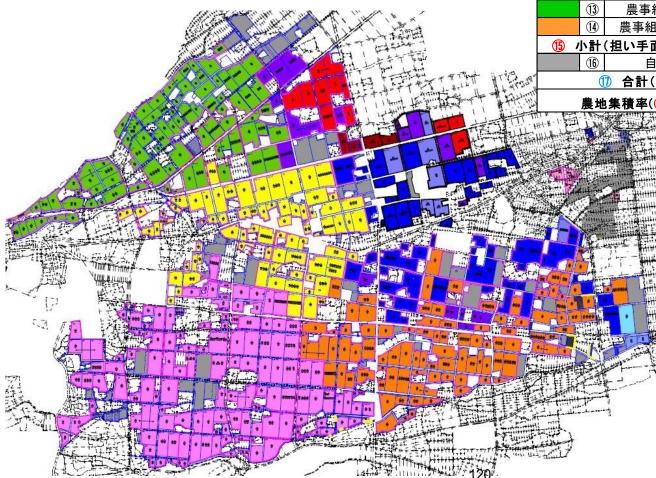
(1)事業の進捗状況

【農地集積状況】再評価時(令和5年度時点)

農地集積図

再評価時:R5時点(農地集積率)85.1%

(H26比17.9ポイント上昇)



凡例		農業者名	営農面積(ha)	備考						
	1	規模拡大志向農家1	7.2							
	2	規模拡大志向農家2	9.5							
	3	規模拡大志向農家3	10.5							
	4	規模拡大志向農家4	2.1							
	⑤	規模拡大志向農家5	0.6							
	6	規模拡大志向農家6	0.0							
	7	規模拡大志向農家7	0.3							
	8	規模拡大志向農家8	0.7							
	9	規模拡大志向農家9	1.0							
	10	供養塚営農組合	32.6	R8年度法人化予定						
	11)	上堰·前田農事組合法人	70.4	H27年度法人設立						
	12	農事組合法人でだな	39.2	H27年度法人設立						
	13	農事組合法人たなか	43.4	H27年度法人設立						
	14)	農事組合法人南供養塚	49.2	R2年度法人設立						
(15) <i>J</i>	小計	(担い手面積: Σ①~⑭)	266.6							
	16	自家消費農家	46.6							
	() 合計(低+低)	313.2							
	農地集積率(⑮/⑪×100):266.6/313.2×100=85.1%									

(1)事業の進捗状況

【農地集積状況の総括】

農地集積状況の推移 (ha)

	(ア)事前評価時 (H26)	(イ)事業完了後 (目標)	(ウ)再評価時 R5時点	増減 (ウ) - (イ)
① 規模拡大志向農家 1	6. 5	6.8	7. 2	0. 4
② 規模拡大志向農家 2	2. 1	2. 5	9. 5	7. 0
③ 規模拡大志向農家 3	9. 7	10. 4	10. 5	0. 1
④ 規模拡大志向農家 4	0. 9	1. 2	2. 1	0.9
⑤ 規模拡大志向農家 5	0. 6	2. 6	0. 6	-2.0
⑥ 規模拡大志向農家 6	0.0	1. 8	0.0	-1.8
⑦ 規模拡大志向農家 7	0. 3	1. 1	0. 3	-0.8
⑧ 規模拡大志向農家 8	0. 7	2. 8	0. 7	-2. 1
⑨ 規模拡大志向農家 9	0.8	2. 3	1. 0	-1. 3
⑩ 供養塚営農組合	22. 7	38. 4	32. 6	-5.8
⑪ 上堰・前田農事組合法人	62. 6	70. 5	70. 4	-0. 1
② 農事組合法人でだな	39.0	41. 5	39. 2	-2.3
③ 農事組合法人たなか	37. 4	45. 2	43. 4	-1.8
⑭ 農事組合法人南供養塚	43. 4	44. 9	49. 2	4. 3
⑤ 小計(担い手面積:Σ①~⑭)	226. 7	272. 0	266. 6	-5.4
16 自家消費農家	110. 6	41. 2	46. 6	5. 4
① 合計 (15+16)	337. 3	313. 2	313. 2	0.0
農地集積率(%) (⑮/⑪×100)	67. 2%	86.8%	85. 1%	-1.7%

121

17.9ポイント上昇

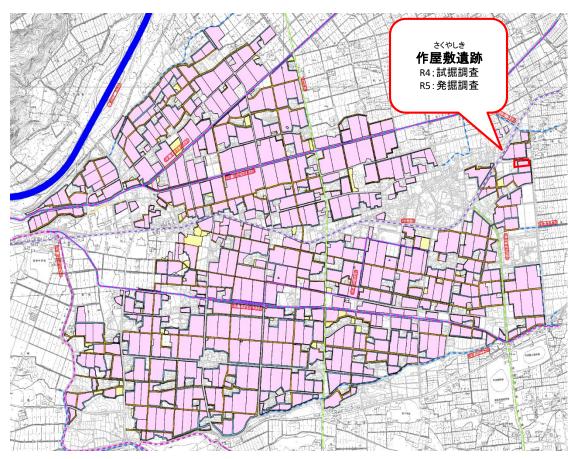
-/-

(1)事業の進捗状況

〇未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通し

①理由

最終工区の埋蔵文化財試掘調査の結果、遺構等が確認され、この発掘調査期間が延伸したことに伴い、工事着手が遅れたこと。







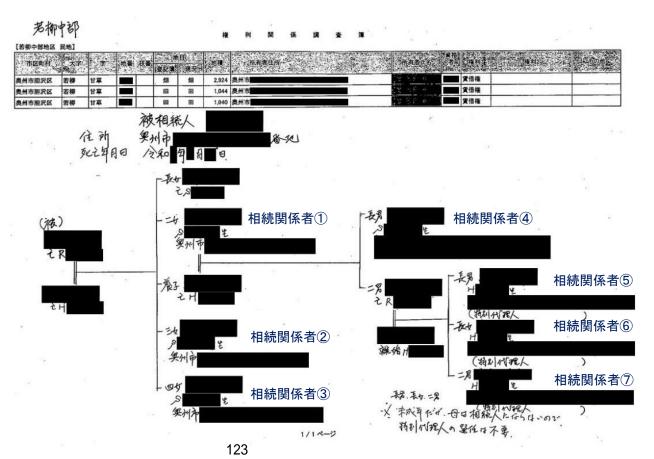
(1)事業の進捗状況

〇未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通し

①理由

・一部工区において、事業着手後、地権者の死亡により相続関係者から改めて事業着手に係る同意を取得する必要が生じ、その対応に時間を要したこと。

相続関係図 (イメージ)



(1)事業の進捗状況

〇未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通し

②解決の見通し(難易度)

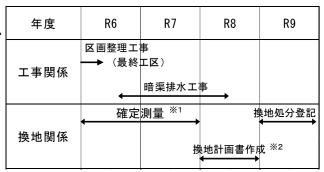
- ・埋蔵文化財調査及び同意取得は令和5年度に完了。
- ・区画整理工事は令和6年度中に完了。

③解決までの対応及び期間

・令和7年度以降、残工事や換地事務等を 計画的に進め、令和9年度に事業完了予定。



【令和6年度以降のスケジュール】



※1 確定測量とは…

区画整理工事完了後、一筆ごとの土地 の境界点の位置を現地に標示し、土地 の形状および地積を確定するもの。

※2 換地計画書とは…

工事前後の地番・地目・地積等の明細 を権利者ごとに整理したもの。

換地計画書に基づき、法務局へ登記 申請を行う。

・中項目評価(事業の進捗状況)は、事業の阻害要因が一定の期間を要することで解決が見込まれることから「b」とした。

中項目評価 a . (b) . c

124

-10-

(2)事業計画の変更の有無及び内容

①変更内容

- ・区画整理面積の減 (316.2ha→313.2ha)
- 事業期間の延伸 (9年→13年)

項目	変更前	変更後	増減	備 考(単位:百万円)
工事費	4, 709	5, 629	920	自然增791*、排水路延長増129
測量試験費	527	645	118	自然增82*、埋文調査増36
用地買収補償費	215	219	4	自然增4**
換地費	253	361	108	自然増108 **
計	5, 704	6, 854	1, 150	自然增985*、排水路延長増129、埋文調査増36

※自然増とは、<mark>労務費、材料費、機械経費等の変動</mark>(震災復興に伴う資材等の高騰や近年の物価高の影響を受けたもの)と、消費税(R1:8%→10%)によるもの。



・中項目評価(事業計画の変更の有無及び内容)は、事業計画の変更はあるものの、施工区域に大幅な変更がないことから「b」とした。

中項目評価 a . b . c

大項目評価(事業の進捗状況等)

・中項目評価が「b」、「b」であることから、大項目評価を「BB」とした。

評価 AA·A·BB·B·C

-11-

(1)事業に関する社会経済情勢

ア 全国の状況 ⇒ 政策に変更なし

- ▼「土地改良長期計画」(計画期間:令和3~7年度) 農地の集積・集約化及び大区画化による担い手の生産コストの削減を推進
- ▼「食料・農業・農村基本法」

「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「農業の持続的発展」 「農村の振興」を基本理念とする改正法が成立(令和6年5月)

イ 本県内の状況 ⇒ 事業のあり方に変更なし

- ▼「いわて県民計画(2019~2028)」 水田の大区画化や排水改良など、生産基盤の整備を着実に推進
- ▼「いわて農業農村整備の展開方向(2023~2026)」 水田の大区画化と汎用化の推進、ほ場整備の導入による担い手への農地集積などを推進

126

-12-

- (1)事業に関する社会経済情勢
- ウ 施工地域における状況 ⇒ 取組や施策に変更なし
- ▼事業導入を契機として、集落営農組織の法人化等、機能強化を図り、効率的・安定的な農業経営の確立に向けた取組が進められている
- ▼「奥州市農業振興地域整備計画」や「奥州市農業農村整備事業管理計画」 など、奥州市の各種農業施策との整合が図られている
- ・中項目評価(事業に関する社会経済情勢)は、全国又は本県において、政策や事業の在り方についての議論や見直しがないことから「a」とした。

中項目評価 (a). b. c

127

-13-

(2)事業に関する評価指標の推移

	評価指標		事業着手時 評点(A)	再評価時 評点(B)	增 減 (B)-(A)	備考		
必	米主産地度(市町村)	-	15	_	▲15	(平成29年度までの評価指標) ①1等米比率が県平均以上、②単収が県平均以上、③特別栽培 米が作付されている、④担い手の水稲作付面積が県平均以上、 ⑤契約栽培(結び付き)が行われている		
要 性	水田の生産性(市町村)	15	_	11.25	11.25	(平成30年度からの評価指標) ②単収が県平均以上、 ③経営体の水田耕作利用率が県平均以上		
	地区担い手の 農地集積目標	10	10	10	0	再評価時 : 272.0ha/313.2ha=86.8%		
重要	地域振興計画等の整合性	5	5	5	0	①市町村発展計画に登載されている、②市町村農振計画と整合が図られている、③経営基盤強化促進法と整合が図られている (育成する担い手の経営規模等が市町村目標の水準に達する計画である)、④市町村の奨励作物を営農計画に位置付けている、 ⑤事業管理計画に搭載されている		
性	認定農業者の目標達成率	10	6	_	▲6	(平成29年度までの評価指標)		
	中心経営体に占める 認定農業者の割合	-	_	8	8	(平成30年度からの評価指標)		
緊	他事業との関連	10	6.66	6.66	0	国県営かんがい排水事業胆沢平野地区		
急 性	営農上の緊急性	10	7.5	7.5	0	①耕作道が幅員不足、②畦畔が低く深水管理が出来ない、③排水機能の不備により湿田化、④排水路が断面不足、⑤用水の漏水あり⑦施設の維持管理費が増加傾向		
効率	費用便益比(B/C)	10	10	10	0	再評価時:1.30		
性	10aあたり事業費	10	6	4	▲2	再評価時 : 6,854百万円/313.2ha		
	同意率	10	10	7.5	▲ 2.5	再評価時:345人/350人=98.6%(当初計画)		
熟度	推進組織の活動状況	5	5	5	0	・推進組織が中心となり意見・要望等を調整(権利者350名) ・工事、換地、営農の各部会により役割分担を明確化 ・定期的な会合の開催		
	市町村の支援体制	5	3.75	3.75	0	・地元説明会に積極的に参加 ・国の示すガイドラインに対応した事業費を負担		
	計	100	84.91	78.66	▲ 6.25	(B)/(A) 92.6%		

・中項目評価(事業に関する評価指標の推移)は、各評価指標の評点の合計が、事業着手時の92.6%(90%以上)であることから「a」とした。 中項目評価 (a) b c

128

-14-

評価指標:効率性(費用便益比 B/C)について

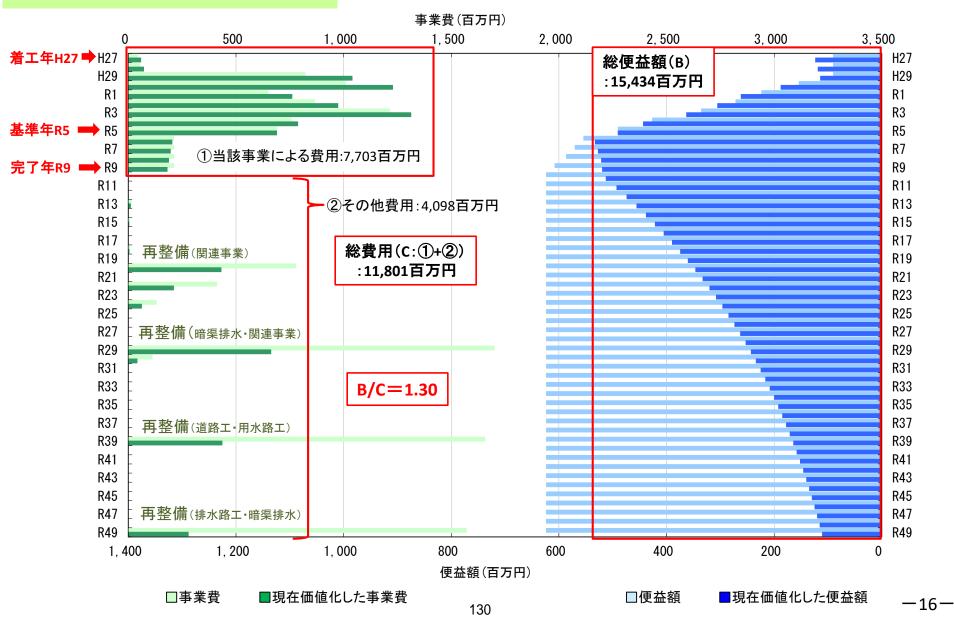
〇費用便益分析(手法:新たな土地改良の効果算定マニュアル(2015年9月) (単位:百万円)

			事業着手時 ①	再評価時 ②	変動割合	主な
		区分	(基準年:2014(H26))	(基準年: 2023(R5))	2/1	増減内容
費	当言	該事業による費用	4,345	7,703	1.77	・自然増及び工法変更に伴う事業費の増
用項		ン他費用 整備費、評価期間終了時点の資産価額)	1,889	4,098	2.16	・評価期間の延長に伴う再整備費の増
目	総引	費用【C】	6,234	11,801	1.89	
	食料	料の安定供給の確保に関する効果	8,435	14,364	1.70	
		作物生産効果	3,265	6,013	1.84	・作物単収、単価(県標準値)の更新
		営農経費節減効果	5,301	8,688	1.63	・ 労務、機械経費等(県標準値)の更新
		維持管理費節減効果	▲ 131	▲ 337	2.57	・物価高による減
便	農美	業の持続的な発展に関する効果	7	26	3.71	
益項		耕作放棄防止効果	7	26	3.71	・作物単収、単価(県標準値)の更新
	農村	村の振興に関する効果	1		皆減	
		文化財調査効果	1	1	皆減	・平成27年より計上の考え方変更に伴 い再評価時は未計上
	そ(の他効果	_	1,044	皆増	
		国産農作物安定供給効果		1,044	皆増	・平成27年新設効果
	総化	更益額【B】	8,443	15,434	1.82	・評価期間の延長に伴う便益額の増
	総引	費用総便益比【B/C】	1.35	1.30		

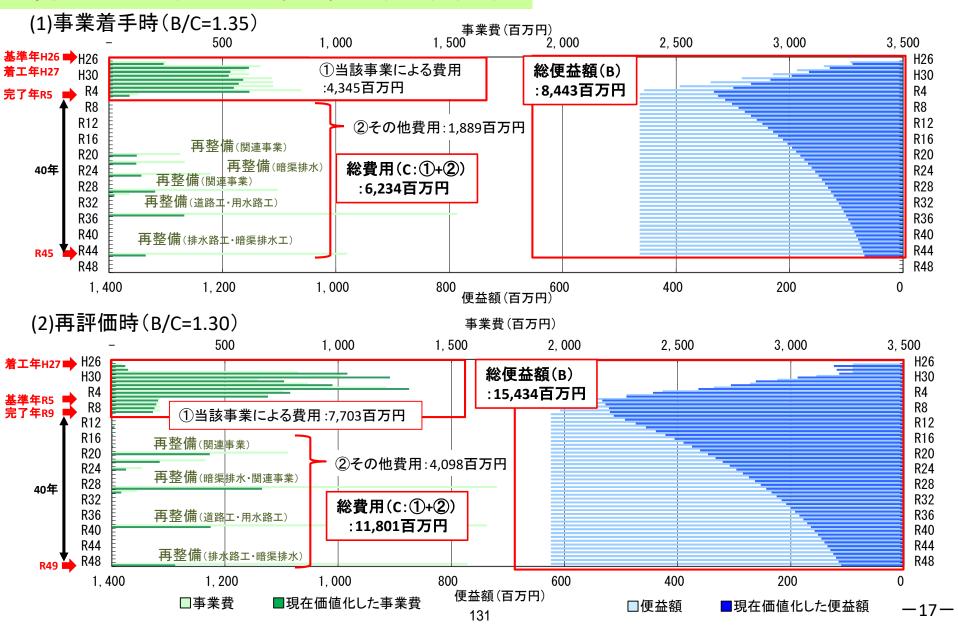
129

-15-

総費用・総便益額(再評価時)



総費用・総便益額の比較(事業着手時・再評価時)



(3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

- ・岩手県自然環境保全指針による保全区分 「B、D」
- ・希少野生動植物生息の有無 「あり」
 - → 希少野生動植物調査検討委員会へ付議、有識者指導のもと生息適地へ移植(植物)
- ・埋蔵文化財包蔵地の有無 「あり」
 - → 着工前に県教育委員会と協議を実施、試掘調査・発掘調査後に工事着手
- ・工事に当たって、排出ガス対策型建設機械の使用による大気汚染(温暖化)防止や、再生資源(砕石)の積極的な使用による資源の有効活用
- ・中間項目評価(自然環境等の状況及び環境配慮事項)は、自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全方向に沿って積極的な対応をしていることから「a」とした。 中項目評価 a . b . c

大項目評価(社会経済情勢等の変化)

・中項目評価が「a」、「a」、「a」であることから、大項目評価を「AA」とした。

評価 AA - BB - B - C

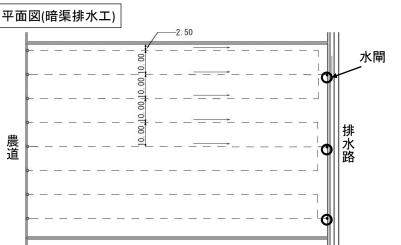
4 コスト縮減対策及び代替案立案の可能性

(1)コスト縮減対策の実施状況及び今後の可能性

暗渠排水工は非開削自動埋設工法を採用 縮減額

市大功大へ利用

・再生砕石の利用





(2)代替立案の可能性

本事業は、水田の大区画化や汎用化、用排水路の整備を行うことにより、大型機械の導入を可能とするなど、農業の生産条件の向上や農地の利用集積の促進、農業経営の高度化を図り、高い所得を安定的に確保できる経営体を育成するものである。

このような、「農業生産基盤の整備」と「経営体の育成」を一体的に推進できるの は本事業だけであり、現時点で予想される今後の変化はないため、代替案立案の 可能性はない。

133

-19-

5 総合評価

着手年度	完了予 定年度	事業費 (百万円)	投資 事業費	進捗率 (%)	(1)事業進捗状況		(2)社会経済情勢				参考		
十尺	龙 十皮		于 不良 (百万円)	(70)	進捗状況	計画変更		社会経済	評価指標	自然環境	評点	B/C	
H27	R9	6,854	6,500	94.8%	ВВ	b	b	AA	а	а	а	79	1.3

「事業の進捗状況等」については、埋蔵文化財調査等による工事進捗の遅れ はあるものの、区画整理工事は令和6年度中に完了し、残工事である暗渠排水 工事についても課題は無く、事業完了の見通しが立っている。

「社会経済情勢等の変化」については、「事業に関する社会経済情勢」及び「自然環境等の状況」に関して大きな変化が見られないことから、「事業継続」と判断したものである。



事業継続

134

-20-

大規模公共事業再評価調書の概要

(一級河川馬淵川広域河川改修事業)

担当部課:県土整備部河川課

1 事業概要 (河川名:一級河川馬淵川、 所在市町村:二戸市、八幡平市、一戸町)

○事業目的: 馬淵川上流域及び安比川は、河川断面が狭小で治水安全度が低いため、たびたび家屋等

の浸水被害が生じており、近年では平成18年、平成23年、平成25年及び令和4年に大規模な浸水被害が発生していることから、本事業により河川改修を行い、浸水被害を軽減す

ることにより、安全で安心できる地域づくりに寄与するものである。

○事業内容:延長 L= 16,790m

築堤 V=96,800m³、掘削 V=821,200m³、護岸 A=124,700m²、橋梁 N=10 橋

○事業期間: H25 年度~R27 年度(前回評価時: H25 年度~R27 年度)

○総事業費: 7,605.1 百万円 (R6 年度までの投資額1,532.9 百万円、進捗率20.2%)

2 事業の進捗状況等

- 〇 当事業は、平成23年9月、平成25年9月の大規模な浸水被害を踏まえて事業計画の見直しを行った上で、平成29年度に馬淵川堀野工区の河道掘削工事、令和3年度に安比川門崎・下藤工区の護岸・築堤工事に着手しており、順次、効果が発現している。
- 〇 平成 27 年 11 月には、馬淵川及び安比川について既往最大洪水に対応した河川整備に水系一体として取り組むため、地元からの意見も踏まえて「一級河川馬淵川水系馬淵川上流圏域河川整備計画(以下「河川整備計画」という。)」を策定している。
- 当事業区間の治水安全度について、馬淵川は県境から安比川合流点が 1/20 (20 年に1度程度の確率で発生すると想定されている降雨に対応)、安比川合流点から上流側が 1/30、安比川は 1/20 として河道を整備することとしている。

3 社会経済情勢等の変化

- 本県では、令和4年8月の馬淵川(一戸町)や、令和元年10月の小屋畑川・沢川(久慈市)、平成28年8月の小本川(岩泉町)、平成25年7月の砂鉄川(一関市)、8月の岩崎川(矢巾町)及び雫石川(雫石町)など、近年大規模な浸水被害が各地で発生しており、治水対策事業に対する関心は依然として高く、効率的・効果的な事業の推進を図る必要がある。
- 当事業区間は、平成23年9月、平成25年9月、令和4年8月等の大雨で甚大な浸水被害を受けていることから、地域住民の治水事業に対する関心も非常に高く、地元の二戸市、八幡平市、一戸町から早期改修について知事への要望が行われている。
- ソフト施策として、県では平成29年度に簡易型河川監視カメラ、平成30年度に危機管理型水位計を整備し、ホームページで公開しているほか、平成25年3月に馬淵川、平成26年7月に安比川を水位周知河川に指定し、一定の水位を超えた際は水防管理者等に河川水位を周知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知するなどの対策を講じている。また、平成30年9月に馬淵川及び安比川の想定最大規模の浸水想定区域をホームページで公開し、地域住民の円滑な避難を促している。

4 コスト縮減対策及び代替案

- 河道掘削で発生した土砂を有効活用し、築堤盛土材に流用することにより、運搬費や残土処分費の抑制などコスト縮減を図っている。
- 治水代替案としては、遊水池、ダム建設、放水路との組合せによる手法が考えられるが、流域の地 形、土地利用状況、経済性等を総合的に判断した結果、河川改修による治水対策が妥当と判断してい る。

5 総合評価

○ 馬淵川上流域及び安比川では、河川断面が狭小で治水安全度が低いため、過去にたびたび家屋等の 浸水被害が生じていることから、流下能力が不足している区間の改修を実施し、浸水被害の軽減を図 る必要がある。

- 「事業の進捗状況等」については、今回、事業費を変更するものの、事業計画に大幅な変更はなく、 確実な竣工が見込まれることから、今後もソフト施策と一体的に事業を推進し、治水安全度の向上を 図っていく。
- 「社会経済情勢等の変化」については、「事業に関する社会経済情勢」、「自然環境等の状況」、「事業に関する評価指標の推移」について、大きな変化はないところ。

以上のことから、総合評価は「事業継続」と評価したものである。

大規模公共事業 再評価調書

令和6年5月29日作成

						14 14 0 1 0 7 1 2 0 11 1 7 7 4
事業名	広域河川改修事業		補助単独	担当部課名		県土整備部 河川課
路線名等	まべちがわ 一級河川 馬淵川	地区名	きんだいち 金田一	_{ほどさか} 〜保戸坂	市町村	二戸市、 八幡平市、一戸町

[事業根拠法令等: 河川法 第9条]

(1) 事業目的

○解決すべき課題

- ・馬淵川上流域及び安比川では、河川断面が狭小で治水安全度が低いため、昭和60年~令和5年にかけてたびたび家屋等の浸水被害が生じている。近年では平成18年、平成23年、平成25年及び令和4年に大規模な浸水被害が発生しており、平成25年9月洪水においてはこれまで比較的被災規模が小さかった支川安比川でも被害が発生するなど、床上78戸、床下37戸にのぼる既往最大の被害が発生した。
- ・このことから、流下能力が不足している区間の改修を実施し、浸水被害の軽減を図る必要がある。

○整備によって得られる効果

・河川改修工事を行うことにより、近年で最も浸水被害の著しい平成18年10月洪水及び平成25年9月洪水と同等規模の 洪水を安全に流下させ、家屋等の浸水被害の軽減を図ることができる。

事

業

概

要

(2) 事業内容

計画延長 L=16,790m、築堤 V=96,800㎡、掘削 V=821,200㎡、護岸 A=124,700㎡、橋梁 N=10橋

(3) 整備目標等

治水安全度:馬淵川 1/20~30 (H18.10月洪水対応、H25.9月洪水対応)

安比川 1/20 (H25.9月洪水対応)

[治水基準点:石切所]

١.		211-211 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7															
		F業 H	25年度	事業計画期	町間	H25	~	R27 R27 R9	前回		体計画期間 体計画期間 動期間)	用 着		H28 年度	工着		H29 年度
		当初計画 総事業費 H25年度	 総事業費	今回 再評価時 総事業費 R6年度			事	業	費	Ø	状	況		〔百万	円)		
	事業費	(うち用地費)	R1年度 (うち用地費)	A (うち用地費)	Н2 В	25年度~ R4年度	С	R5 年度	D	R6 年度	投資事業費 E=B+C	1	財	· 1	Ę.		進捗率 F=E/A
		2, 393. 0 (153. 0)	6, 983. 0 (1398. 0)	7, 605. 1 (1546. 8)	l ´	033. 3 175. 5)		173. 7 (0. 0)		325. 9 100. 0)	1, 532. 9 (275. 5)		国県 他		66. 4 66. 5		20. 2%

(1) 事業の進捗状況

ア 整備効果の発現状況

・平成29年度に馬淵川堀野工区の河道掘削工事、令和3年度に安比川門崎・下藤工区の護岸・築堤工事に着手しており、順次、効果が発現している。

イ 未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通し

・事業の進捗は順調であり、計画どおりの竣工が見込まれる。

〇中項目評価は、事業の進捗が順調であり計画どおり確実な竣工が見込まれることから「a」とした。

事

業

の進

捗

状

況

等

(2) 事業計画の変更の有無及び内容

· 事業費 (6,983百万円→7,605.1百万円)

	変更前		変見	更後	備考
築堤工	96, 800 m³	166.0百万円	96, 800 m³	181.0百万円	物価上昇増15
掘削工	821, 200 m³	1,806.0百万円	821, 200 m³	1,960.0百万円	物価上昇増154
護岸工	124, 700 m²	1,623.0百万円	124, 700 m²	1,760.3百万円	物価上昇増137.3
橋梁工	10橋	1,990.0百万円	10橋	2,157.0百万円	物価上昇増167
用地補償費		1,398.0百万円		1,546.8百万円	自然増148.8
合計		6,983.0百万円		7,605.1百万円	

○ 中項目評価は、変更内容が施工区間の変更や主要な工事内容の変更ではなく社会的要因(労務費や資材単価の上昇)が発生するが大幅な変更でないため「b」とした。

中項目評価	a	. (b).	С	

b

С

la

○ 中項目評価が、「a」、「b」であることから、 大項目評価は「A」とした。

評 価	A A •	$\left(A\right)$) ·	вв.	В	•	С	
-----	-------	-------------------	-----	-----	---	---	---	--

中項目評価

(1) 事業に関する社会経済情勢

ア 全国の状況

西日本を中心に被害をもたらした平成30年6、7月の集中豪雨や岩手県を含む東日本、北日本に被害をもたら した令和元年10月の台風第19号、九州地方に大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨、九州、中国地方を中心 に被害をもたらした令和3年7月、8月の豪雨、東北、北陸を中心に被害をもたらした令和4年8月3日からの 豪雨、九州南部を中心に被害をもたらした令和4年9月の台風第14号、東海地方を中心に被害をもたらした台風 第15号など、毎年、自然災害により尊い人命や家屋等の財産が甚大な被害を受けていることから、今後も着実に ハード対策を進めるとともに、安全な避難等のための洪水情報等の提供の充実などソフト施策の充実を図り、災 害時に避難が行われるよう住民の意識啓発に努めていく必要がある。

イ 本県内の状況

- ・近年、本県では、令和4年8月の馬淵川(一戸町)や、令和元年10月の小屋畑川・沢川(久慈市) 8月の小本川(岩泉町)、平成25年7月の砂鉄川(一関市)、8月の岩崎川(矢巾町)及び雫石川(雫石町)な ど、各地で大規模な浸水被害が発生しており、治水事業に対する関心度は依然として高く、効率的・効果的な事 業の進捗に努める必要がある。
- ・県では、近年洪水被害が発生した河川や背後地に資産の集中している河川について重点的に整備を進めること としており、過去の被災流量相当の洪水被害から地域を守ることを当面の目標として、段階的な整備により治水 安全度の向上を図ることとしている。
- ・河川改修などのハード対策を進めているとともに、住民の迅速かつ円滑な避難を促すため、ソフト施策として 水位計や河川監視カメラを設置のうえ、ホームページやメール等により洪水情報を提供しているほか、洪水浸水 想定区域図の作成、市町村への洪水ハザードマップの作成支援を行っている。

ウ 施工地域における状況

・当事業区間は、平成23年9月、平成25年9月、令和4年8月等の大雨で甚大な浸水被害を受けていることか ら、地域住民の治水事業に対する関心も非常に高く、地元の二戸市、八幡平市、一戸町から早期改修について知事への要望が行われている。ソフト施策として、県では平成29年度に簡易型河川監視カメラ、平成30年度に危機 管理型水位計を整備し、ホームページで公開しているほか、平成25年3月に馬淵川、平成26年7月に安比川を水 位周知河川に指定し、一定の水位を超えた際は水防管理者等に河川水位を周知し、必要に応じて報道機関の協力 を求めて一般に周知するなどの対策を講じている。また、平成30年9月に馬淵川及び安比川の想定最大規模の浸 水想定区域をホームページで公開し、地域住民の円滑な避難を促している。

前回再評価時

(R1年度)

点(A)

評

中項目評価

卢(B)

今回再評価時

(R6年度)

5

(あり)

5

(あり)

83

0

0

4

評

b

С

備考

二戸市、八幡平市、

一戸町要望あり

(今回/前回)

105%

a

増 減

(B)-(A)

〇中項目評価は、本県内又は施工地域において議論や見直しの検討はないことから「a」

事業着手時

(H25年度)

評

配点

(2) 事業に関する評価指標の推移

評価指標

地元の要望

地元の協力

計

度

	想定氾濫被害額	15	12	15	15	0	138億円→142億円
	心足化值伙音領	10	(15億円以上30億円未満)	(30億円以上)	(30億円以上)	U	130 息 一/142 息
	防護人口	5	3	4	4	0	875人→747人
必	が受入口	5	(100人以上500人未満)	(500人以上1000人未満)	(500人以上1000人未満)	U	015八→141八
要	公共施設·弱者施設	5	5	5	5	0	町立一戸小学校、
性	公共旭畝、羽有旭畝	δ	(あり)	(あり)	(あり)	U	市立御返地小学校
	輸送施設	5	5	5	5	0	県道一戸浄法寺線等
		δ	(あり)	(あり)	(あり)	U	帰 し ア 伊 は す が 守 し に す が す し に す い に の に の に の に の に の に の に の に の に の に
重要	総合計画等の位置付け	5	5	5	5	0	河川整備率
性	松口引 四寺の仏里的り	5	(あり)	(あり)	(あり)	U	何川金浦平
	過去10年間の	5	5	5	4	-1	40億円→6億円
	水害被害実績	5	(10億円以上)	(10億円以上)	(5億円以上10億円未満)	1	40周月 70周月
₽\$T7	過去10年間の被災回数	3	3	3	3	0	H26、H28、R2、R4
緊急	週五10年间の放火国教	3	(3回以上)	(3回以上)	(3回以上)	U	1120, 1120, 112, 114
性	他事業関連の有無	5	5	5	5	0	二戸駅周辺地区
'	世尹未民生97月	3	(あり)	(あり)	(あり)	U	区画整理事業
	流下能力比	2	1	2	2	0	31. 3%→31. 3%
	ANIL T. BESTAPE		(50%以上)	(50%以下)	(50%以下)	U	31. 3/0 731. 3/0
効率	弗田価光比(p/c)	40	25	20	25	5	B/C=1. 6→2. 0
性	率 費用便益比(B/C) 性		2.0≦B/C<3.0	1.0≦B/C<2.0	2.0≦B/C<3.0	υ	D/ U−1. 0→2. U

5

(あり)

5

(あり)

79

79 **※** 1 治水経済調査マニュアル(案) (令和6年4月)に基づき算出した結果によるもの。

5

(あり)

5

(あり)

5

5

100

社 会

経 済 情

勢 等 D

変

化

○ 費用便益分析 (案)

費用便益分析手法:治水経済調査マニュアル(案) 令和6年4月国土交通省河川局

		事業着手時	前回再評価時	今回再評価時	/#
	区 分				備考
		(基準年:H23)	(基準年:H30)	(基準年: R5)	77
	建設費	1, 774. 0	4, 438. 3	5, 503. 0	※ 1
	維持管理費	199. 0	512. 8	630. 4	※ 1
費用					
項					
目					
	総費用(C)	1, 973. 0	4, 951. 1	6, 133. 4	
	被害軽減の便益	4, 840. 0	7, 836. 1	12, 055. 2	※ 2
便	残存価値	28. 0	58. 8	60. 3	※ 2
益項					
項					
目					
	総 便 益 (B)	4, 868. 0	7, 894. 9	12, 115. 5	
費用	便益比 (B/C)	2.5	1.6	2. 0	

※1 費用項目の増は、全体事業費の増と、現在価値化による。

※2 便益項目の増は、治水経済調査マニュアル(案)(令和6年4月)に基づき算出した結果によるもの。

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

二戸都市計画事業新幹線二戸駅周辺地区土地区画整理事業(二戸市、H8年度~R12年度)

〇中項目評価は、各評価指標の評点の合計が前回再評価時の105%であることから「a」とした。

中項目評価 **(**a). b. c

(単位:百万円)

(3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

ア 動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

・岩手県自然環境保全指針による保全区分

、 る保至区分

・希少野生動植物生息の有無

あり なし

・埋蔵文化財包蔵地の有無・その他特記事項

イ 環境配慮事項及び環境等への配慮に要する事業費

・振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会への付議状況

付議している

①主な助言内容

・事業実施にあたっては、希少野生動植物等保護検討会に諮り、有識者等の意見を取り入れて、必要に応じて現地確認 や希少動植物等の対策を講じることとしているが、これまでの検討会等での意見や要望は出ていない。

A

②対応状況

社

会

経

済

情

勢

等

Ø

変

化

- ・H21年度に馬淵川流域において環境調査を実施しており、魚類の遡上・降下を妨げる横断工作物等に対する縦断的な連続性への配慮や、礫や砂礫が浮き石状となる産卵環境の保全、生育環境となる瀬や淵・河畔林の保全等に努め、工事を進めていくこととしている。
- ・なお、工事着工前に有識者の意見を聴きながら環境への影響が極力低減されるよう適切に対応することとしている。

≪環境等への配慮に要する経費≫

・景観等に配慮した護岸を設置した。 緑化プロック積工: C=約278,000千円

○中項目評価は、自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全区分に沿って積極的な対応をしていることから「a」とした。

評 価

〇中項目評価が「a」「a」「a」であることから、 大項目評価は「AA」とした。

1.谷口川岡	а	٠	D	•	C	
(AA)·	A	•	В	•	С	

性

合評価

(1) コスト縮減対策の実施状況及び今後の可能性

・掘削残土を築堤盛土に流用することで運搬費や残土処分費の抑制などコストの低減を図る。 C=約426百万円

(2) 代替案立案の可能性

- ①代替案として考えられる他の事業手法・工法の比較検討結果
 - 次の案と比較検討した結果、次の理由から現計画を適用したものである。
 - ・治水ダム案 必要容量を確保でき、かつダム高や堤長が効率的となる適地がない。
 - ・遊水池案 谷底平野を流れる河川であり、河川沿いに必要容量を確保できる適地がない。
 - ・放水路案 浸水被害箇所が点在しており複数個所に設置する必要があって効率が悪い。 周辺地盤にも岩が多い可能性があり、掘削に時間と費用を要する。

これらを総合的に勘案し、現在の河川改修案を選定しているものである。

②今後における代替案立案の可能性

現時点で技術革新や社会経済情勢の大きな変化はないため、代替案立案の可能性は低い。

(1) 総合評価

総合評価 (対応方針案) 事業継続

要検討

中 止

(事業継続、見直し継続、休止、中止)

(事業名) 一級河川馬淵川広域河川改修事業

着手 年度	完了予	事業費	投資	進捗率		(1)事業進捗状況		(2)社会経済情勢					:考
T/X	定 中及	(1371)	(百万円)	(%)		進捗状況	計画変更		社会経済	評価指標	自然環境	評点	B/C
H25	R27	7, 605. 1	1, 532. 9	20. 2	A	a	b	AA	a	а	а	83	2.0

○総合評価に係るコメント

- ・馬淵川上流域及び安比川では、河川断面が狭小で治水安全度が低いため、過去にたびたび家屋等の浸水被害が生じていることから、流下能力が不足している区間の改修を実施し、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ・「事業の進捗状況等」については、今回、事業費を変更するものの、事業計画に大幅な変更はなく、確実な 竣工が見込まれることから、今後もソフト施策と一体的に事業を推進し、治水安全度の向上を図っていく。
- ・「社会経済情勢等の変化」については、「事業に関する社会経済情勢」、「自然環境等の状況」、「事業に関する評価指標の推移」について、大きな変化はないところ。

以上のことから、総合評価は「事業継続」とした。

※評価対象事業の位置図、計画平面図、標準横断図等を添付のこと。

様式5

大規模公共事業 再評価調書 (付表)

事業名	広域河川改修事業		(浦里・単独	担当部課名	1	県	上整備部 河川課
路線名等	まべちがわ 一級河川 馬淵川	地区名	,	きんだいち 金田一へ	ほどさか ~保戸坂	市	可时村	二戸市、 八幡平市、一戸町

1 現在までの事業の経緯等

H24年度 公共事業事前評価 H25年度 広域河川改修事業着手

H25年度 9月に大規模な浸水被害が発生

H26年度 公共事業随時再評価(平成25年9月の大規模な洪水により浸水した区間を事業区域として追加)

H27年度 一級河川馬淵川水系馬淵川上流圏域河川整備計画を策定 R1年度 大規模事業随時再評価(河川整備計画に基づき整備区間内の工区を追加) R4年度 8月に大規模が設備を通り

8月に大規模な浸水被害が発生 R4年度

R6年度 大規模公共事業再評価

2 事業を取り巻く社会経済情勢等の変化の具体的説明 再評価調書に記載のとおり

3 費用便益分析の詳細(算定方法、算出根拠等)

算出根拠:治水経済調査マニュアル(案) 令和6年4月 国土交通省河川局

(単位:百万円)

21	1 1X/C · 11/1/1/11/11/11/11/11/11	()()	14 JEO 1 174 DT		D 1 37 . 1763			
	区分		事業着手時		前回再評価時	1	7回再評価時	
			(基準年: H23)		(基準年: H30)	((基準年: R5)	残事業B/C
費	①建設費	(A)	1, 774. 0	(H)	4, 438. 3	(0)	5, 503. 0	4, 203. 1
用	②維持管理費	(B)	199. 0	(I)	512. 8	(P)	630. 4	480.7
項								
目	③総費用 (C) ①+②	(C)	1, 973. 0	(J)	4, 951. 1	(Q)	6, 133. 4	4, 683. 8
便	④被害軽減の便益	(D)	4,840.0	(K)	7, 836. 1	(R)	12, 053. 0	9, 732. 7
益	⑤残存価値	(E)	28. 0	(L)	58.8	(S)	60. 0	76. 4
項								
目	⑥総便益(B) ④+⑤	(F)	4,868.0	(M)	7, 894. 9	(T)	12, 113. 0	9, 809. 1
		(G)	2.5	(N)	1.6	(U)	2.0	2.1

①建設費:施設整備に要する費用(河川改修費)を整備期間、評価期間で現在価値化して合計したものである。基準 年以前の費用は、物価変動を考慮した実質価値に換算した後に現在価値化している。

②維持管理費:毎年定常的に支出される除草等の費用で、近年の実績費用から想定される毎年の平均値を現在価値化 して合計したものである。

④被害軽減の便益:施設整備によって想定される年平均被害軽減額を現在価値化して合計したものである。

⑤残存価値:評価対象期間終了時点における施設等の価値。構造物は価値を10%とし、構造物以外(堤防・用地な ど) は減価しないものとしている。

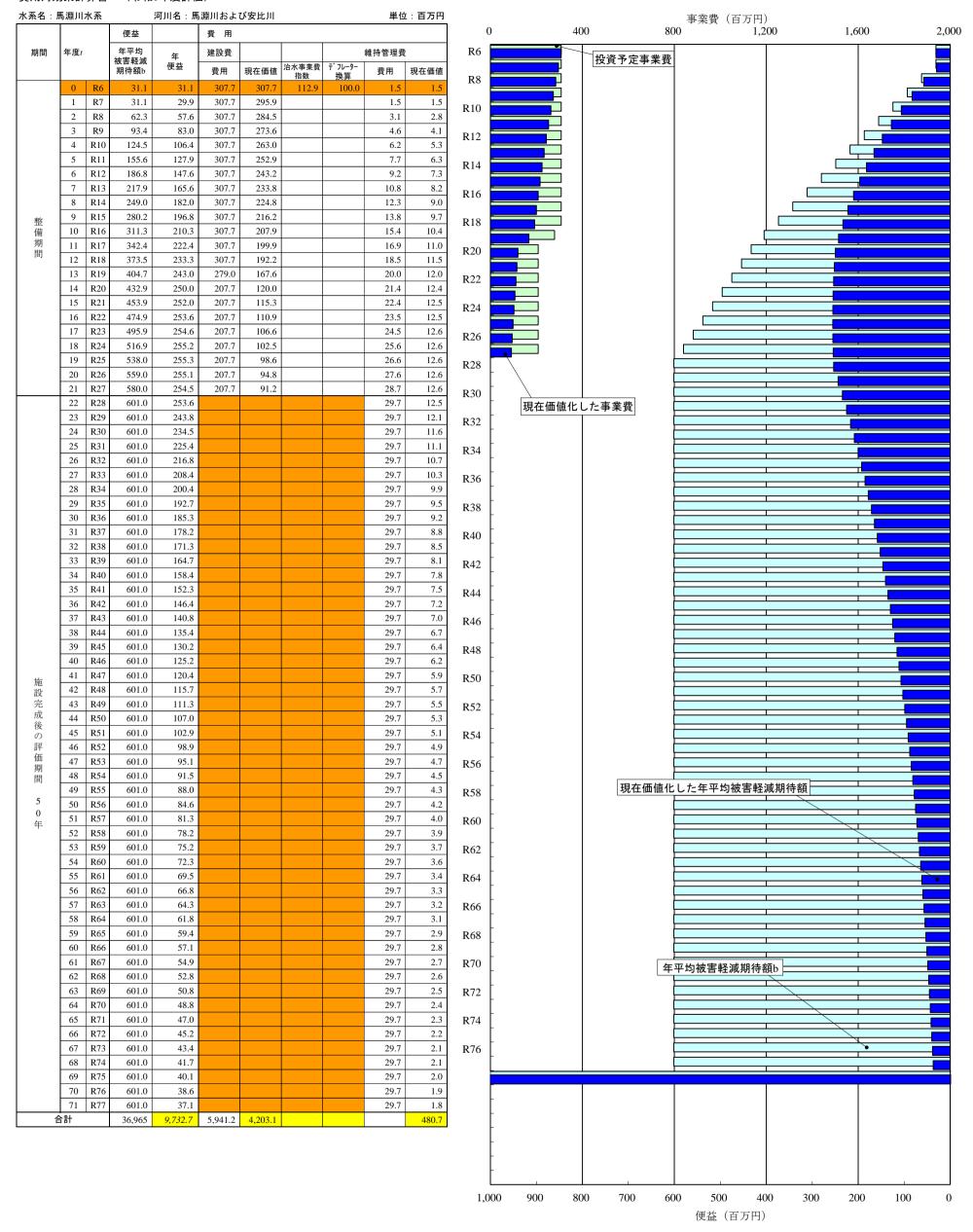
4 環境対策の具体的内容

再評価調書に記載のとおり

5 代替案(見直し案)の検討内容 再評価調書に記載のとおり

※評価対象事業の位置図、計画平面図、標準横断図等を添付のこと。

費用対効果計算書 (令和5年度評価)

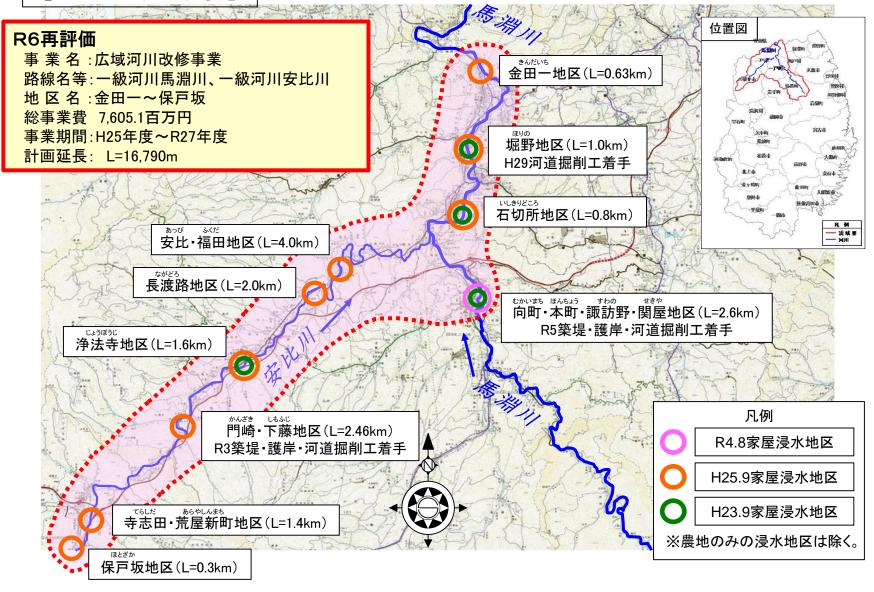


便	益	9,733	百万円	= (R)	建設費	4,203.1	百万円 = (O)	
残	存価値	76.4	百万円	= (S)	維持管理費	480.7	百万円 = (P)	
	築堤等	39.3	百万円	- = (築堤等の総費用)/ (1+0	1.04) s+49 = 636/ (1+0.04) 71 s	:整備期間	 間	
	護岸等構造物	6.8	百万円	= (護岸等構造物の総費用)	$\times 0.1/(1+0.04))^{s+49} = 1106 \times 0.1$	/ (1+0.0	4) ⁷¹ s:整備期間	
	用地費	30.3	百万円	=(用地費の総費用)/(1+0	1.04) s ⁺⁴⁹ =490/ (1+0.04) ⁷¹ s	:整備期間		
総便益B		9,809	百万円	= (T) = (R) + (S)	総事業費 C	4,683.8	百万円 = (Q) = (O) + (P)	B/C = 2.09 = (U)

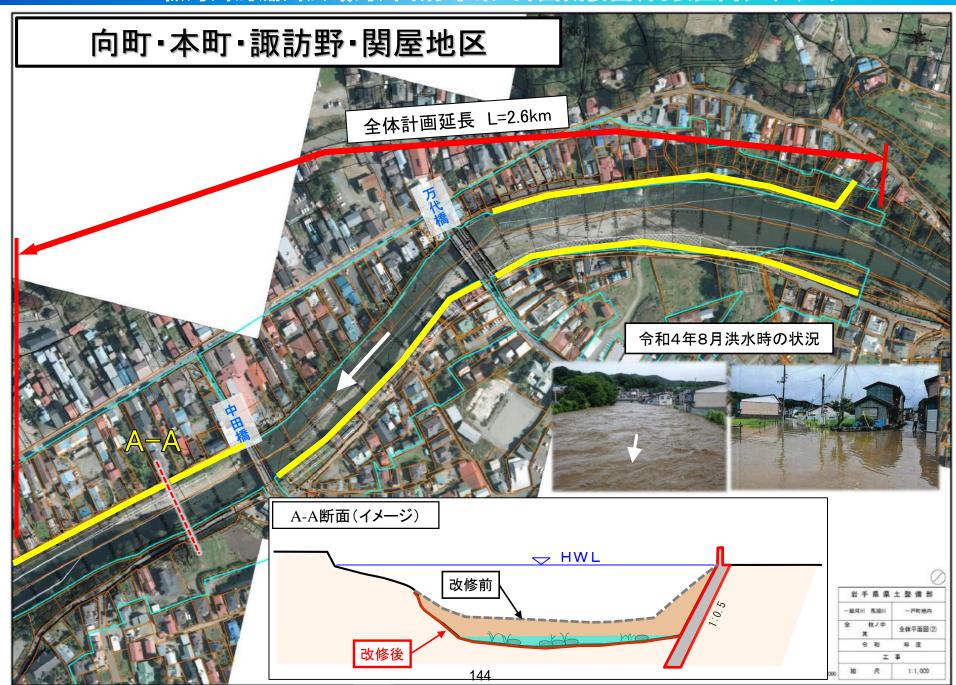
年平均被害軽減期待額b 601.0 百万円

一級河川馬淵川広域河川改修事業 計画概要図 (1/2)

【R6再評価の概要】



一級河川馬淵川広域河川改修事業 計画概要図(代表区間)(2/2)



大規模公共事業 再評価の概要

一級河川馬淵川広域河川改修事業

令和6年6月12日 岩手県県土整備部 河川課

本日の説明内容

大規模公共事業 再評価調書への記載内容について説明

- I 事業概要
- Ⅱ 事業目的
- Ⅲ 事業の進捗状況等
 - → 大項目評価①
- Ⅳ 事業に関する社会経済情勢等の変化
 - → 大項目評価②
- V コスト縮減対策及び代替案立案の可能性
- Ⅵ 総合評価 5

I事業概要

〇河川名:一級河川 馬淵川

一級河川 安比川

〇計画延長:L=16,790m

〇整備目標等 治水安全度:

馬淵川 1/20~30(H25.9月洪水対応)

安比川 1/20(H25.9月洪水対応)

〇事業計画期間

当初計画(H25) H25~R9

前回再評価時(R1) H25~R27

今回再評価時(R6) H25~R27

〇総事業費

当初計画(H25) C=2,393.0百万円

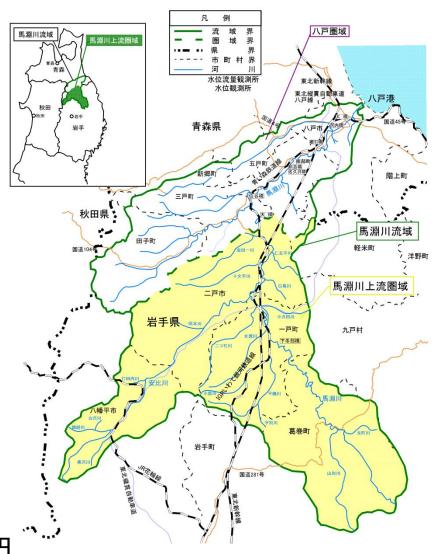
前回再評価時(R1) C=6,983.0百万円

今回再評価時(R6) C=7,605.1百万円

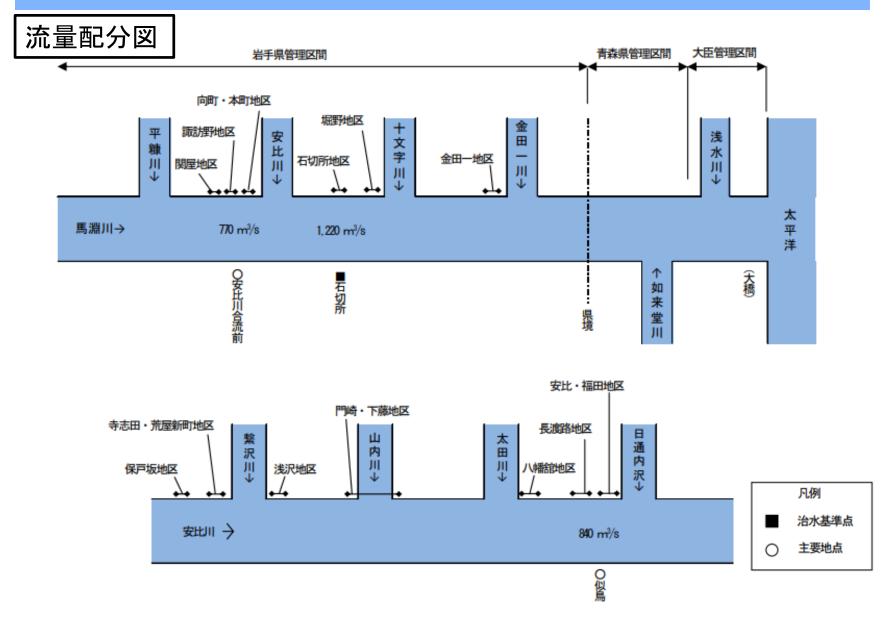
○事業費の状況

投資事業費(H25~R6) C=1,532.9百万円

進捗率 F=20.2%



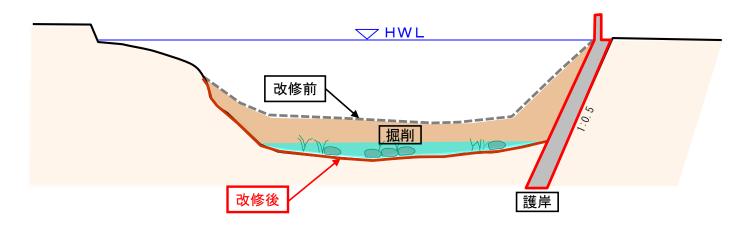
Ⅱ事業概要



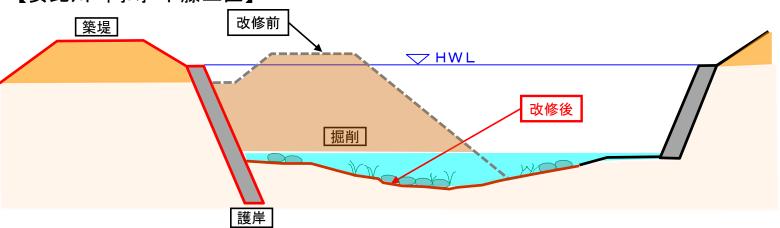
Ⅱ事業概要

河川改修断面

【馬淵川 向町・本町・諏訪野・関屋工区】



【安比川 門崎・下藤工区】



Ⅱ事業目的①

〇馬淵川及び安比川の現状

馬淵川上流域及び安比川では、昭和60年~令和5年にかけてたびたび家屋等の 浸水被害が生じている。

近年では平成18年、平成23年、平成25年及び令和4年に大規模な浸水被害が発生しており、平成25年9月洪水においてはこれまで比較的被災規模が小さかった支川安比川でも被害が発生するなど、床上78戸、床下37戸にのぼる既往最大の被害が発生している。 ⇒ 治水安全度の向上が課題である。

【洪水被害の状況 H23.9洪水】



馬淵川 関谷工区(岩根橋上流)の状況



馬淵川 本町工区(斗米橋上流)状況

Ⅱ事業目的②

【洪水被害の状況 H25.9洪水】



【洪水被害の状況 R4.8洪水】



馬淵川 堀野工区(斗米橋上流)



○整備によって得られる効果

近年で最も浸水被害の著しい平成18年10月洪水及び平成25年9月洪水と同等規模の洪水を安全に流下させ、家屋等の浸水被害の軽減を図る。

Ⅲ事業の進捗状況等①

○事業の経緯

平成24年 公共事業事前評価

平成25年 事業着手

平成25年9月 大規模な浸水被害が発生

平成26年 公共事業随時再評価

(H25.9洪水により浸水被害が著しかった工区を追加)

平成27年11月 河川整備計画策定

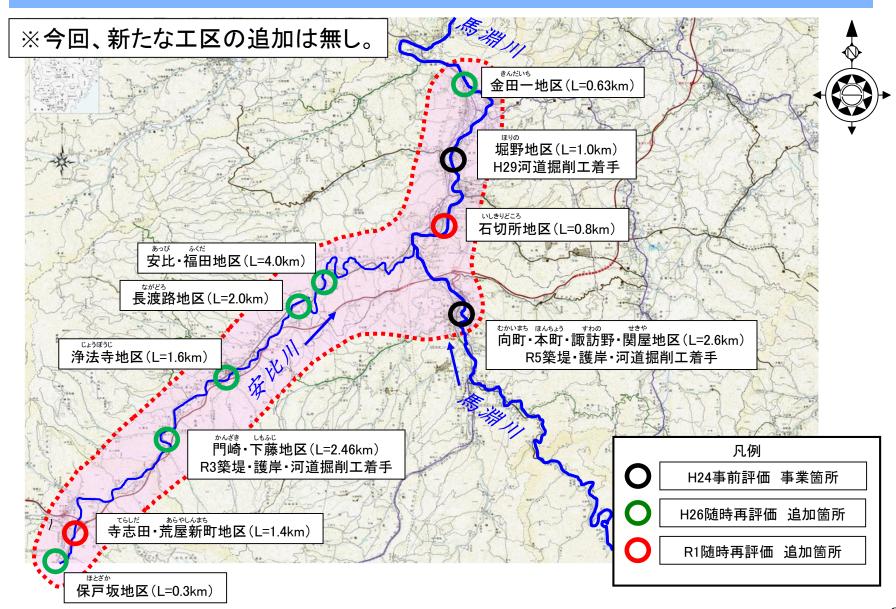
令和元年 大規模事業随時再評価

(河川整備計画に基づき整備区間内の工区を追加)

令和4年8月 大規模な浸水被害が発生

令和6年 大規模事業再評価

Ⅲ事業の進捗状況等②



Ⅲ事業の進捗状況等③

〇事業の進捗状況

平成29年度に馬淵川堀野工区の河道掘削工事、令和3年度に安比川門崎・下藤工区の護岸・築堤工事に着手しており、順次、効果が発現している。



馬淵川堀野工区 掘削工事の状況





安比川門崎・下藤工区 護岸・築堤の整備状況

事業の進捗状況(中項目評価)

・事業の進捗が順調であり計画どおり確実な竣工が見込まれることから「a」とした。

「事業の進捗状況」の中項目評価



b • (

Ⅲ事業の進捗状況等④

〇事業計画の変更の有無及び内容

前回再評価時(R1)

今回再評価時(R6)

総事業費

6,983百万

7,605.1百万円

計画延長

16,790m



16,790m

事業費内訳 (参考)

	変更前		変見	備考	
築堤工	96, 800 m ³	166.0百万円	96, 800 m³	181.0百万円	物価上昇増15
掘削工	821, 200 m ³	1,806.0百万円	821, 200 m ³	1,960.0百万円	物価上昇増154
護岸工	124, 700 m²	1,623.0百万円	124, 700 m²	1,760.3百万円	物価上昇増137.3
橋梁工	10橋	1,990.0百万円	10橋	2,157.0百万円	物価上昇増167
用地補償費		1,398.0百万円		1,546.8百万円	自然増148.8
合計		6,983.0百万円		7,605.1百万円	

事業計画の変更の有無及び内容(中項目評価)

- 変更内容が施工区間の変更や主要な工事内容の変更ではなく、社会的要因(労務費や資材単価の上昇)が発生するが大幅な変更でないため「b」とした。

「事業の進捗状況」の中項目評価

a •



• C

Ⅲ事業の進捗状況等⑤

事業の進捗状況等(大項目評価)

・中項目評価が「事業の進捗状況」が「a」、「事業計画の変更の有無」が「b」であることから、大項目評価を「A」とした

「事業の進捗状況等」の大項目評価 AA · A · BB · B · C

Ⅳ事業に関する社会経済情勢等の変化①

ア 全国の状況	・自然災害により尊い人命や家屋等の財産が甚大な被害を受けている。 ・ハード対策を進めるとともに、ソフト施策の充実により、住民の水害に対する意識啓発に努めていく。
イ 本県内の状況	・大規模な浸水被害が県内各地で発生しており、治水事業に対する関心が依然として高い。・近年洪水被害が発生した河川等について重点的に整備しており、段階的な整備により治水安全度の向上を図ることとしている。・河川に係るハード対策とソフト施策を一体的に進めている。
ウ 施工地域における 状況	・当事業区間は、平成23年9月、平成25年9月、令和4年8月等の大雨で甚大な浸水被害を受けていることから、地元の二戸市、八幡平市、一戸町から早期改修について知事への要望が行われている。 ・ソフト施策としては、県では平成29年度に簡易型河川監視カメラ、平成30年度に危機管理型水位計を整備しホームページで公開しているほか、平成25年3月に馬淵川、平成26年7月に安比川を水位周知河川に指定し、水位情報を周知するなどの対策を講じている。また、平成30年9月に馬淵川及び安比川の想定最大規模の浸水想定区域をホームページで公開し、地域住民の円滑な避難を促している。

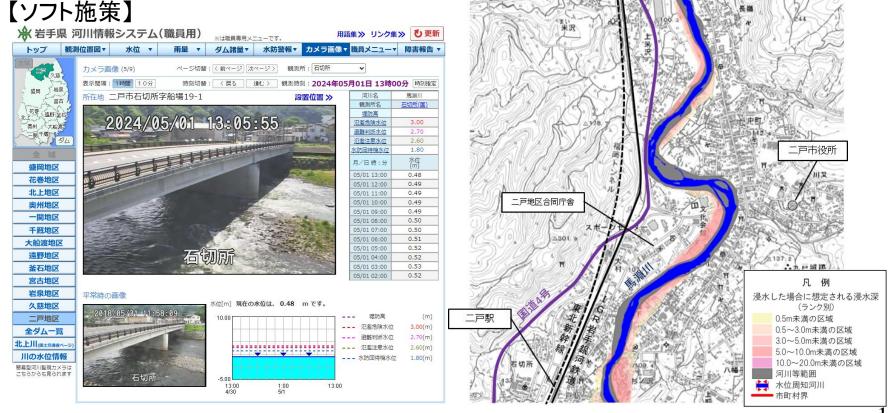
IV事業に関する社会経済情勢等の変化②

事業に関する社会経済情勢(中項目評価)

・本県内又は施工地域において議論や見直しの検討はないことから「a」とした。

「事業計画に関する社会経済情勢」の中項目評価

(a) · b · c



河川監視カメラの運用開始(H30.3)

洪水浸水想定区域の指定(H30.9)

IV事業に関する社会経済情勢等の変化③

事業に関する評価指標の推移(中項目評価)

・各評価指標の評点の合計が前回再評価時の105%であることから「a」とした

	評価指標	配点	事業着手時 評点	前回再評価 時評点(A)	今回再評価 時評点(B)	増減 (B)ー(A)	備考
必要性	想定氾濫被害額、防護人口、 公共施設·弱者施設、輸送施設	30点	25点	29点	29点		
重要性	総合計画等の位置付け	5点	5点	5点	5点		
緊急性	過去10年間の水害被害実績、過去10年間の被 災回数、他事業関連の有無、流下能力比	15点	14点	15点	14点	-1点	
効率性	費用便益比 (B/C)	40点	25点	20点	25点	5点	前回 B/C:1.6 今回 B/C:2.0
熟度	地元の要望、地元の協力	10点	10点	10点	10点		
	計	100点	79点	79点	83点	4点	今回評価/前回評価 105%

前回再評価時(R1)

今回再評価時(R6)

過去10年間の 水害被害実績 費用便益比 (B/C) 評点5 (10億円以上)

評点20 (1.0≤B/C<2.0) 評点4 (5億円以上10億円未満)

> 評点25 (2.0≦B/C**<**3.0)

事業計画に関する評価指標の推移」の中項目評価

(a) · b · c

IV事業に関する社会経済情勢等の変化4

【過去10年間の水害被害実績】

・前回再評価(R1)時点に比べ、今回再評価(R6)時点の方が水害被害実績が少なかったことによるもの。

前回再評価(R1)時点と今回再評価(R6)時点の比較

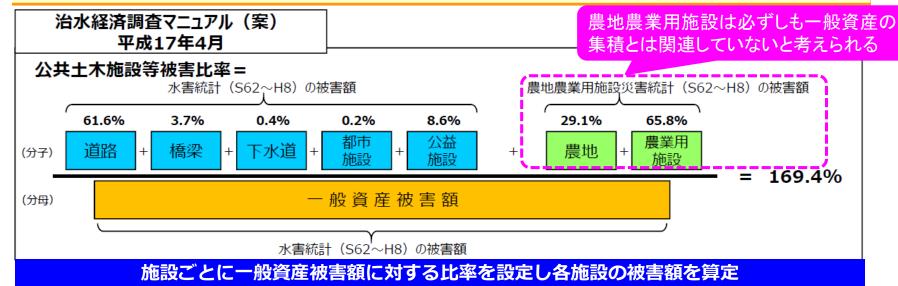
事業評価	過去10年間	水害被害実績
前回再評価(R1)	H21~H30	40.3億円
今回再評価(R6)	H26~R5	6.0億円

◆水害被害実績の減少理由

今回再評価(R6)においては、近年で洪水被害の大きかった<u>平成23年9月、</u> 平成25年9月の水害被害実績が対象とならないため、減少したもの。

補足:治水経済調査マニュアル(案)の改訂内容

(参考)公共土木施設等被害の算出方法



治水経済調査マニュアル(案) 令和2年4月 農地・農業用施設の 公共土木·公益施設被害比率= 単位面積当たり被害額= 農地農業用施設災害統計(S62~H28)の被害額 水害統計 (S62~H28) の被害額 6.3% 541円/m² 998円/m² 62.8% 3.7% 0.7% 0.7% 都市 公益 農業用 道路 橋梁 下水道 農地 施設 施設 = 74.2% ·=1,539円/m² 水害により被災した 一般資産被害額 水害統計 (S62~H28) の被害額 農地農業用施設災害統計 (S62~H28) の被害面積1

IV事業に関する社会経済情勢等の変化⑤

費用便益比(B/C)の変化

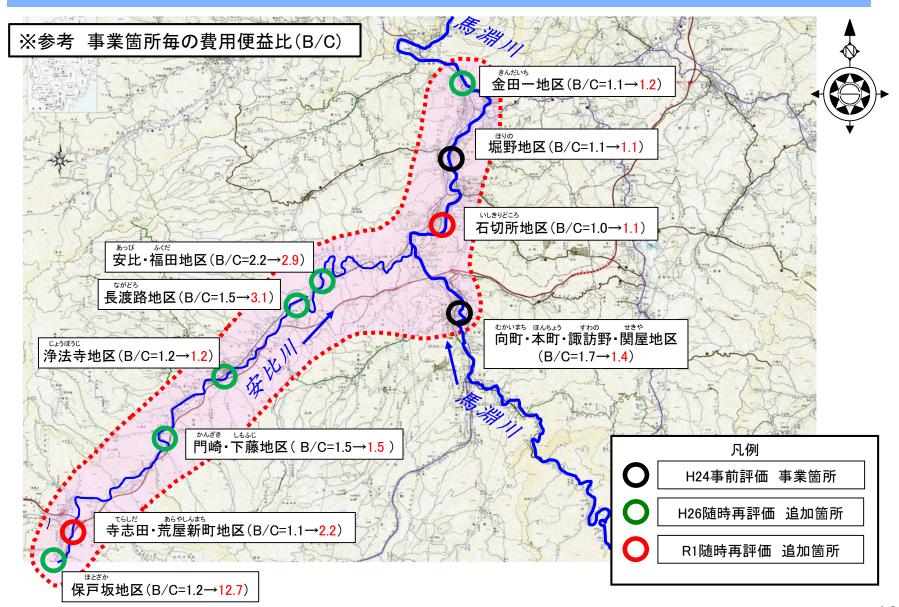
	区分	前回再評価時	今回再評価時
	建設費	4,438.3	5,503.0
費用用	維持管理費	512.8	630.4
713	総費用(C)	4,951.1	6,133.4
/-	被害軽減の便益	7,836.1	12,055.2
便益	残存価値	58.8	60.3
	総便益(B)	7,894.9	12,115.5
費月	用便益比(B/C)	1.6	2.0

OB/C増加の理由

- ・費用項目の増は、全体事業費の増と基準年の変更による現在価値化 によるもの。
- ・便益項目の増は、前回再評価以後に改定された治水経済調査マニュアル(案)(R6.4月)に基づき算出した結果によるもの。

【参考】 残事業B/C=2.1

IV事業に関する社会経済情勢等の変化⑥



Ⅳ事業に関する社会経済情勢等の変化⑦

自然環境の状況及び環境配慮事項(中項目評価)

状況	・岩手県自然環境保全指針による保全区分: A・希少野生動植物の有無:あり
対応	・H21年度に馬淵川流域において環境調査を実施しており、魚類の遡上・降下を妨げる横断工作物等に対する縦断的な連続性への配慮や、礫や砂礫が浮き石状となる産卵環境の保全、生育環境となる瀬や淵・河畔林の保全等に努め、工事を進めていくこととしている。・なお、工事着工前に有識者の意見を聴きながら環境への影響が極力低減されるよう適切に対応することとしている。

・自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全区分に沿って積極的な対応をしていることから「a」とした

「自然環境等の状況及び環境配慮事項」の中項目評価

(a) · b · c

社会経済情勢等の変化(大項目評価)

・中項目評価が「a」、「a」、「a」であることから、大項目評価を「AA」とした

「社会経済情勢等の変化」の大項目評価



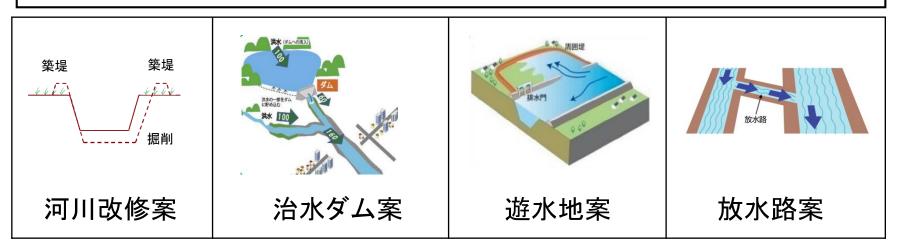
• A • BB • B • C

Vコスト縮減対策及び代替案立案の可能性

- ○コスト縮減対策の実施状況
- ・掘削残土を築堤盛土に流用することで運搬費や残土処分費の抑制などコストの低減を図る。C=約426百万円。

〇代替案立案の可能性

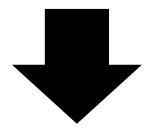
- •河川改修案、治水ダム案、遊水地案、放水路案と比較検討したが現在 の河川改修案が適当であると判断したものである。
- ・今回追加となる工区についても水系一体の河川整備を図るため、他工区と同様に河川改修案で整備を進めるもの。
- •今後においても、現時点で技術革新や社会経済情勢の大きな変化はないため、代替案立案の可能性は低い。



VI総合評価

〇再評価の総括

- 馬淵川上流域及び安比川では、河川断面が狭小で治水安全度が低いため、 過去にたびたび家屋等の浸水被害が生じていることから、流下能力が不足している区間の改修を実施し、浸水被害の軽減を図る必要がある。
- ・「事業の進捗状況等」については、今回、事業費を変更するものの、事業計画に大幅な変更はなく、確実な竣工が見込まれることから、今後もソフト施策と一体的に事業を推進し、治水安全度の向上を図っていく。
- ・「社会経済情勢等の変化」については、「事業に関する社会経済情勢」、「自然環境等の状況」、「事業に関する評価指標の推移」について、大きな変化はないところ。



以上のことから、総合評価を「事業継続」とした。

大規模公共事業再評価調書の概要

(都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋))

担当部課:県土整備部都市計画課

1 事業概要 (路線名等:都市計画道路盛岡駅本宮線、所在市町村:盛岡市)

○事業目的: 本路線は、盛岡広域都市計画に定められた都市計画道路であり、また、中心市街地と盛岡南新都市地区とを結び、「もりおか交通戦略」にバスを中心とした公共交通軸として位置付けられた重要な路線である。第 I 期事業として平成 1 8 年度に 2 車線で暫定供用したが、その後、関連する土地区画整理事業等が完了し、市街地が整備されたことから、交通量の増加が見込まれる。

第Ⅲ期となる本事業では、下り線の橋梁架設による4車線化により、交通混雑の緩和を図り、車両の円滑な通行を確保するとともに、公共交通(バス等)の定時性・速達性の確保が図られる。

また、本路線は地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられた公共施設や指定避難場所を結んでおり、災害時における輸送路の確保が図られるものである。

○事業内容:全体計画延長 L=918m 計画幅員 W=23~26m

橋梁整備: 杜の大橋 L=494m、中央公園高架橋 L=163m、道路改築 L=261m

○事業期間:平成23年度 ~ 令和8年度(前回評価時:平成23年度 ~ 令和7年度)

○総事業費:5,500 百万円(前回評価時:3,610 百万円)

(令和6年度までの投資額4,943.7百万円、進捗率89.9%)

2 事業の進捗状況等

- 中央公園高架橋及び杜の大橋の橋梁上部架設工は完成しているが、残工事があり4車線化は未供用のため、現時点では事業効果は発現していない。
- 事業期間の延伸は、残工事の工事工程を再精査したことにより、事業期間を1年間延伸するもの。
- 令和6年度に橋梁付属物工、融雪施設工及び道路照明工に着手し、その後、舗装工事等の仕上げを 行って令和8年度までに事業完了する予定である。

3 社会経済情勢等の変化

- 全国では、東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等による「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・ 安心の確保」、「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」及び「豊かで活力ある地域づくり」 の4分野に重点化し、施策効果の早期発現を図ることとしている。
- 本県では「いわて県民計画 (2019~2028)」で、快適で魅力あるまちをつくるため、都市計画道路などの都市基盤の整備や老朽化が進む施設の適切な維持管理を推進することとしている。

また、「岩手県道路事業実施計画」では、交通渋滞の緩和、中心市街地の活性化、安全な歩行空間の確保などを図るための道路整備を進めていくこととしている。

○ 本地域では、市街地整備が進んでおり、居住人口の増加により通勤通学等の交通量が増加傾向にあり、盛岡市地域公共交通網形成計画に本路線が公共交通軸として位置付けられ、市街化の進捗に応じた計画的なバス路線整備を進めることとされている。

4 コスト縮減対策及び代替案

- 橋梁上部工の防水層をシート系から塗膜系に変更することによりコスト縮減を図っている。
- 本路線は、盛岡広域都市計画に定められた都市計画道路であり、本事業はその決定に基づき4車線に拡幅するものであり、第 I 期事業にて4車線に対応した橋梁下部工が完成しており、代替案立案の可能性はない。

5 総合評価

- 「事業の進捗状況等」については、今回、事業費及び工事期間を変更するものの、施工区間や主要な工事内容の変更ではなく、令和8年度までに工事完了の見通しとなっていることから大項目評価を【BB】としている。
- 「社会経済情勢等」の変化については、前回評価時から大きな変化はないことから、大項目評価を【A A】としている。
- 以上のことから総合評価は「事業継続」と評価したものである。

大規模公共事業 再評価調書

会和6年5月29日作成

						1-10-1-241-11/24
事業名	都市計画道路整備事業	Image: Control of the	ibb· 単独	担当部課	名 県	上整備部都市計画課
路線名等	もりおかえきもとみや 都市計画道路盛岡駅本宮線	地区名		大橋	市町村	盛岡市
			〔事業根拠	法令等:土	地計画法59	· 条 〕

(1) 事業目的

○解決すべき課題

本路線は、盛岡広域都市計画に定められた都市計画道路であり、また、中心市街地と盛岡南新都市地区とを結 び、「もりおか交通戦略」にバスを中心とした公共交通軸として位置付けられた重要な路線である。第 I 期事業として平成 1 8 年度に 2 車線で暫定供用したが、その後、関連する土地区画整理事業等が完了し、市街地が整備 されたことから、交通量の増 ○整備によって得られる効果 交通量の増加が見込まれる。

第Ⅱ期となる本事業では、下り線の橋梁架設による4車線化により、交通混雑の緩和を図り、車両の円滑な通

行を確保するとともに、公共交通 (バス等) の定時性・速達性の確保が図られる。 また、本路線は地域防災計画において広域防災拠点として位置付けられた公共施設や指定避難場所を結んでお り、災害時における輸送路の確保が図られるものである。

(2) 事業内容

業

要

全体計画延長 L=918m 計画幅員 W=23~26m

橋梁整備:杜の大橋L=494m 、中央公園高架橋L=163m 道路改築:L=261m

概 (3) 整備目標等

市街地における幹線道路密度3.50km/km2(都市計画中央審議会中間答申)

(令和5年度岩手県実績値: 2.10km/km2)

7	事業	手		其	事業計画 明 間		H23	~	R8 R7			計画期間 ·画期間)	用地 着手		-	工事 着手	H24
		当初計画 総事業費 (H22年度)	再割	が回 呼価時 事業費	今回 再評価時総 事業費			事	業	費	の	状	況	(百万円〕		
事	<u>-</u>	(旧22十尺)		年度)	(R6年度)	ŀ	H23年~		R5年		R6年	投資事	業費				進捗率
業	± _	(うち用地費)	(うち	用地費)	(うち用地費)	В	R4年	С	110	D	110	$E = B + \epsilon$	C+D	財	源		F = E/A
費		2,600.0	,	10.0	5, 500. 0	2,	949. 9	1, (037. 9	955.	. 9	4, 943.		国庫 県 他	2, 898. 1864. 180.1	7	89. 9%

(1) 事業の進捗状況

ア 整備効果の発現状況

中央公園高架橋及び杜の大橋の橋梁上部架設工は完成しているが、残工事があり4車線化は未供用のため、現時 点では事業効果は発現していない。

イ 未着工及び工事遅延等の理由並びに解決の見通し

①理由(阻害要因):事業期間の延伸は、残工事の工事工程の再精査によるもの。

②解決の見通し(難易度): 令和6年度に橋梁付属物工、融雪施設工及び道路照明工に着手し、その後舗装工事 等の仕上げを行い、令和8年度までに事業完了する予定である。 〇中項目評価は、事業期間が延伸するものの、施工時期に制約のあった橋梁上部架設工が完了済みであり、確実

な竣工の見通しがあることから、「b」とした。

事 業

Ø

進

捗 状 況 等

(2) 事業計画の変更の有無及び内容

①変更内容

【事業期間】 (変更前) 令和7年度まで⇒ (変更後) 令和8年度まで 【事業費】 (変更前) 3,610百万円 ⇒ (変更後) 5,500百万円

	増額理由	増額
社会的	要因による増額	1,323百万円
内訳	労務費の高騰による増額	354百万円
りはい	資材の高騰による増額	969百万円
工事費の	の増額	567百万円
内訳	耐震対策工の増	279百万円
八百亿	河川管理者協議による仮設工の増	288百万円

中項目評価

b

②「b」と判断した理由

○中項目評価は、変更内容は施工区間や主要な工事内容の変更ではなく、事業費及び事業期間に関する変更である ことから「b」とした。

	中項目評価	a .	b) .	С		
評価	AA· A	В	В).	В	•	С	

(1) 事業に関する社会経済情勢

ア 全国の状況

・東日本大震災や熊本地震、九州北部豪雨等による「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」 「生産性の向上と新需要の創出による成長力の強化」及び「豊かで活力ある地域づくり」の4分野に重点化し、 施策効果の早期発現を図ることとしている。

イ 本県内の状況

- ・「いわて県民計画(2019~2028)」では、快適で魅力あるまちをつくるため、都市計画道路などの都市基盤の
- 整備や老朽化が進む施設の適切な維持管理を推進することとしている。
 ・また、「岩手県道路事業実施計画」では、交通渋滞の緩和、中心市街地の活性化、安全な歩行空間の確保などを図るための道路整備を進めていくこととしている。

ウ 施工地域における状況

- ・市街地整備が進んでおり、居住人口の増加により通勤通学等の交通量が増加傾向にある。
- ・盛岡市地域公共交通網形成計画に本路線が公共交通軸として位置付けられ、市街化の進捗に応じた計画的なバ ス路線整備を進めることとされている。

○中項目評価は、全国又は本県において、政策や事業のあり方について議論や見直しの大きな変化がみられないことから、「a」と

(2) 事業に関する評価指標の推移

中項目評価	a	.) b	С	

来(に関する評価指標の	推移						
	評価指標	配点	事業着手時 評点 H22年度	前回再評価時 評点(A) R2年度	今回再評価時 評点 (B) R6年度	増 減 (B)-(A)	備考	
			3	3	3		H19調査	
	混雑度	3	混雑度1.19	混雑度1.61	混雑度1.46	0	H27センサス R3センサス	
			3	3	3		H19調査	
	歩行者交通量	3	184(人/12h)	357 (人/12h)	253 (人/12h)	0	H27センサス R3センサス	
必			0	3	0		H19調査	
要性	自転車交通量	3	476(台/12h)	858(台/12h)	172(台/12h)	-3	H27センサス R3センサス	
	157关节(集/1720	_	5	5	5	0		
	歩道整備状況	5	未整備	未整備	未整備	0		
	前後区間の整備状況	6	6	6	6	0		
	削仮区间の登開状況	б	整備済	整備済	整備済	U		
	交通機能、防災機能	10	10	10	10	0		
	父坦俄化、例火饿化	10	4車線	4 車線	4 車線	U		
	中心市街地活性化支	5	5	5	5	. 0		
	援	5	商業地	商業地	商業地	U		
重	公共交通支援	5	5	5	5	0		
要性	五六文地文版	J	駅と市街地を結ぶ	駅と市街地を結ぶ	駅と市街地を結ぶ	V		
1生	景観への配慮	5	0	0	0	0	電線地中化指定無し	
	京能。107日に應	3	その他	その他	その他	U	电水地で行行を無し	
		地域課題等との関連	10	10	8	8		他プロジェクト関連
	地域深趣寺との関連	10	2項目該当	1項目該当	1項目該当	0	の整備	
緊	老朽橋、渋滞箇所、		0	0	0			
急性	通行危険箇所等	10	該当無し	該当無し	該当無し	0		
効率	費用便益比(B/C)	20	20	20	20	0		
性) () () () () () () () () () (4. 1	3. 9	3. 1	-		
熟	地域の合意形成	15	15	15	15	0	用地補償完了済	
度	地域の日息形成	15	大方の合意	大方の合意	大方の合意	U		
							(今回再評価時/前回再評価時	
	計	100	82	83	80	-3		
	пI	100	02	00	00	_ე		
							96%	

経 済 情

勢 等 の 変 化

社 会

〇 費用便益分析

費用便益分析手法:街路事業における費用便益分析マニュアル(平成12年6月) 費用便益分析マニュアル(令和5年12月)

(単位:百万円)

_						
	区 分	事業着手時	前回再評価時	今回再評価時		
	L %	(基準年: H22)	(基準年: R2)	(基準年: R6)		
	事業費	9, 569. 0	13, 168. 0	17, 448. 6		
	維持管理費	7. 1	50.8	34. 0		
費田						
用 項						
目						
	総 費 用 (C)	9, 576. 1	13, 218. 8	17, 482. 6		
	走行時間短縮便益	38, 365. 0	50, 996. 6	53, 623. 4		
便	走行経費減少便益	1, 043. 0	719. 3	1, 490. 8		
益	交通事故減少便益	△ 354.0	△ 407.8	△ 301.1		
項						
目						
	総 便 益 (B)	39, 054. 0	51, 308. 1	54, 813. 1		
費	用 便 益 比 (B/C)	4.1	3. 9	3.1		
糸	老	13 300台 / 日	15 297台 / 日	14 499台 / 日		

参考 将来交通量

13,300台/日 15, 297台/日

В

14,499台/日

※費用便益分析において地域特性等考慮すべき特記事項

・上記の費用便益分析は、供用済みの2車線区間が未供用の状況から完成形(4車線供用)に整備した場合にお ける算出としている。

○各評価指標の評点の合計が、事業着手時の90%以上であることから中項目評価は「a」とした。

○ 関連する開発プロジェクト等の状況

- ·盛岡南新都市地区都市開発整備事業 (平成25年度完了)
- ・一般国道46号盛岡西バイパス (令和7年度開通予定)

中項目評価 a b

(3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

ア 動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分

・岩手県自然環境保全指針による保全区分

あり

・希少野生動植物生息の有無

・埋蔵文化財包蔵地の有無

なし

• その他特記事項

イ 環境配慮事項及び環境等への配慮に要する事業費

・振興局公共事業等に係る希少野生動植物調査検討委員会への付議状況 付議している

①主な助言内容

付近で猛禽類が営巣中。抱卵時期を避けるなど施工時期に留意のこと。工事用道路の仮桟橋を設置する際は、 柱の位置が川の淀みにかからないよう配慮のこと。

②対応状況

施工にあたっては、着手前に専門家の助言を受け、施工途中も必要に応じて助言を求める。平成25~28年にか けて架橋地周辺の環境調査を実施しており、杜の大橋の工事着手前の令和2年度にも再度環境調査を実施し、適切 に対応している。

≪その他の環境配慮に要する事業費等≫

平成25~28年度 環境調査 35,963千円 令和2年度 環境調査 12,720千円

○中項目評価は、自然環境保全指針の「優れた自然」の保全区分毎の保全区分に沿って積極的な対応をしていること から「a」とした。

中項目評価 a b С

○中項目評価が「a」「a」「a」であることから、大 項目評価は「AA」とした。

評 価 ΑA Α . В · C

済 情

勢

等

の

変

化

経

社 슾

(1) コスト縮減対策の実施状況及び今後の可能性

・橋梁上部工の防水層をシート系から塗膜系に変更

縮減額 約 5,472千円

(2) 代替案立案の可能性

ス

縮減

策

及

び

代

替

案

立 案 の 可 能 性

①代替案として考えられる他の事業手法・工法の比較検討結果 橋梁上部工の架設工法は、河川管理者との協議を踏まえ、施工性、経済性等を総合的に比較検討し、現計画と している。

②今後における代替案立案の可能性

本路線は、盛岡広城都市計画に定められた都市計画道路であり、本事業はその決定に基づき4車線に拡幅する ものである。第 I 期事業にて4 車線に対応した杜の大橋の下部工が完成しており、代替案立案の可能性はない。

(1) 総合評価

要検討 総合評価 事業継続 中止 (対応方針案) (事業継続、見直し継続、休止、中止)

(事業名)都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)

	着手 年度	完了予 定年度	事業費 (百万円)	投資 事業費 (百万円)	進捗率 (%)	(1) 事業進	捗状況		(2)社会経済情勢			参考	
							進抄从优	計画変更		社会経済		自然環境	評点	B/C
ſ	H23	R8	5, 500	4, 943. 7	89. 9%	ВВ	b	b	AA	а	а	а	80	3. 1

○総合評価に係るコメント

- ・「事業の進捗状況等」については、今回、事業費及び事業期間を変更するものの、施工区間や主要な工事内容の変更ではなく、令和8年度までに工事完了の見通しとなっている。 ・「社会経済情勢等の変化」については、事業に関する社会経済情勢、評価指標、自然環境等の状況に関して特に大
- きな変化は見られない状況である。
- ・以上のことから、総合評価は「事業継続」とした。

合 評 価

(2) 要検討、中止の場合の対応

※評価対象事業の位置図、計画平面図、標準横断図等を添付のこと。

様式5

大規模公共事業 再評価調書 (付表)

事業名	都市計画道路整備事業	(a	前助・単独	担当部課	名 県	· 上整備部都市計画課
路線名等	もりおかえきもとみや 都市計画道路盛岡駅本宮線	地区名		大橋	市町村	盛岡市

1 現在までの事業の経緯等

H24年度 都市計画法に基づく事業認可取得

H27年度 中央公園高架橋概成

R2年度 社会資本整備総合交付金事業における重点配分の決定

R3年度 杜の大橋上部工着手

2 費用便益分析の詳細(算定方法、算出根拠等)

費用便益分析手法:街路事業における費用便益分析マニュアル (平成12年6月) 費用便益分析マニュアル (令和5年12月)

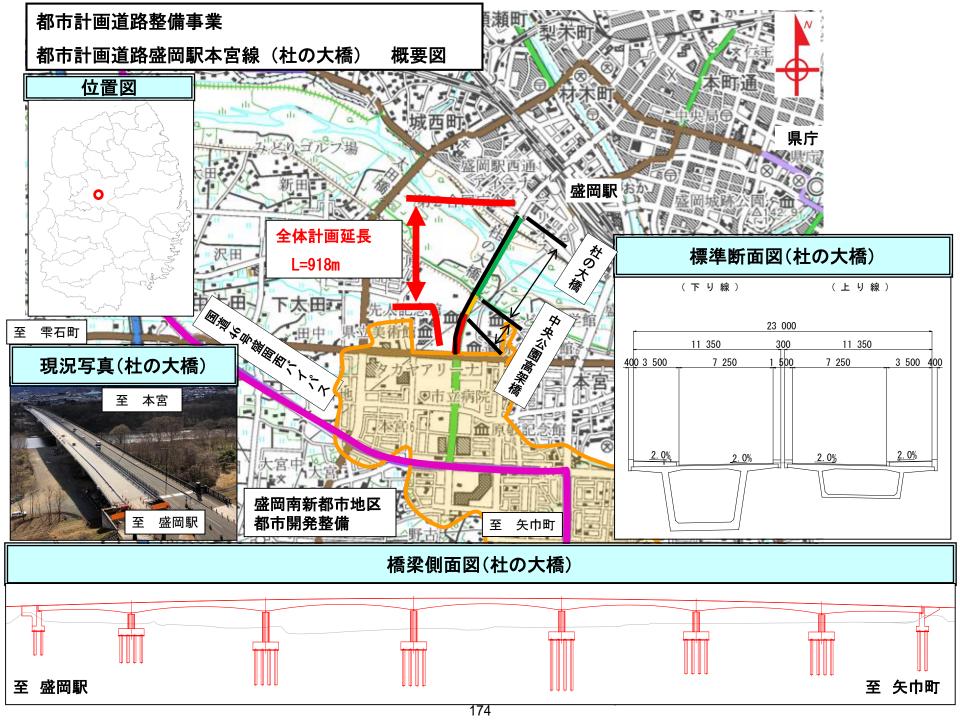
	区分	事業着手時	前回再評価時	今回再評価時			
		(基準年: H22)	(基準年: R2)	(基準年: R6)	残事業B/C		
費	①事業費	9, 569. 0	13, 168. 0	17, 448. 6	482.9		
用	②維持管理費	7. 1	50.8	34.0	34.0		
項							
目	③総 費 用 (C) ①+②	9, 576. 1	13, 218. 8	17, 482. 6	516.9		
	④走行時間短縮便益	38, 365. 0	50, 996. 6	53, 623. 4	53,623.4		
便 益	⑤走行経費減少便益	1, 043. 0	719. 3	1, 490. 8	1,490.8		
血 項	⑥交通事故減少便益	△ 354.0	△ 407.8	△ 301.1	△ 301.1		
目							
	⑦総 便 益 (B) ④+5+6	39, 054. 0	51, 308. 1	54, 813. 1	54,813.1		
費用值	更益比 (B/C)	4. 1	3. 9	3. 1	106.0		

参考 将来交通量

13,300台/日 15,297台/日 14,499台/日

- ①事業費:道路建設に要する費用を基準年において現在価値化したもの。
- ②維持費:道路の供用開示後50年間における維持管理費
- ④走行時間短縮便益:道路の供用開示後50年間における自動車に乗車していなければ、生産活動を行うことによって産み出されるであろう価値(資源価値)、または自動車に乗車している時間を、他の目的に使用できるなら支払ってもよいと思う金額(行動価値)を、基準年において現在価値化したもの。
- ⑤走行経費減少便益: 道路の供用開始後50年間における燃料費、オイル費、タイヤ・チューブ費等の減少効果を、基準年に おいて現在価値化したもの。
- ⑥交通事故減少便益:道路の供用開始後50年間における人身事故、物損事故、救急や事故処理などにともなう公的損害及 び事故により発生する交通渋滞による損失の減少効果を、基準年において現在価値化したもの。

※評価対象事業の位置図、計画平面図、標準横断図等を添付のこと。



大規模事業再評価の概要

都市計画道路整備事業 都市計画道路盛岡駅本宮線

令和6年6月12日(水) 県土整備部 都市計画課

I事業概要

○路線名 :都市計画道路盛岡駅本宮線 №

〇地区名:杜の大橋

〇計画延長:L=918m

橋梁整備: 杜の大橋L=494m

中央公園高架橋L=163m

道路改築:L=261m

〇計画幅員:W=23~26m

〇総事業費

当初計画 C=2,600百万円

前回再評価時 C=3,610百万円

今回再評価時 C=5,500百万円

〇事業計画期間

当初計画 H23~H27

前回再評価時 H23~R7

今回再評価時 H23~R8



Ⅱ事業目的(1)

〇現状

- ・中心市街地と盛岡南新都市地区とを結び、「もりおか交通戦略」にバスを中心とした公共交通軸として位置付けられた重要な路線。
- ・第 I 期事業として平成18年度に2車線で暫定供用したが、その後、関連する土地区画整理事業等が完了し、市街地が整備されたことから、交通量の増加が見込まれる。



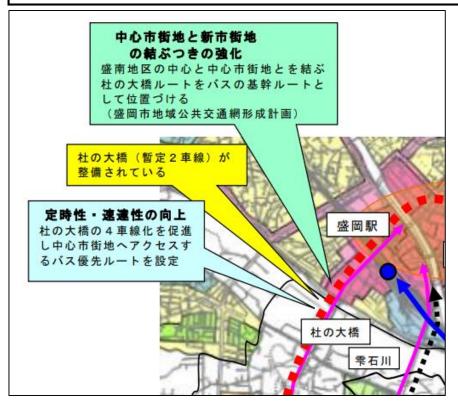


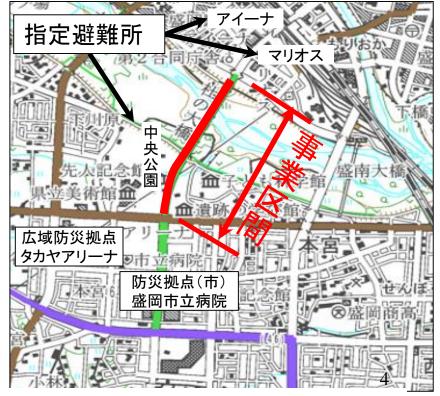
【第Ⅰ期事業後の状況】

Ⅱ事業目的(2)

〇効果

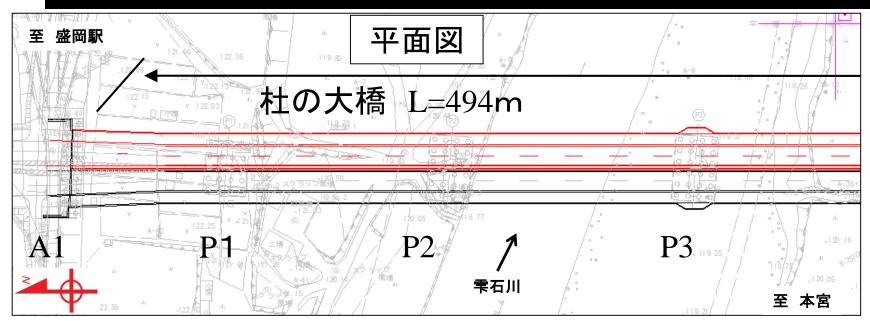
- ・下り線の橋梁架設による4車線化により、交通混雑の緩和を図り、車両の円滑な通行を確保するとともに、公共交通(バス等)の定時性・速達性の確保が図られる。
- ・広域防災拠点として位置付けられた公共施設や指定避難場所を結んでおり、 災害時における輸送路の確保が図られる。

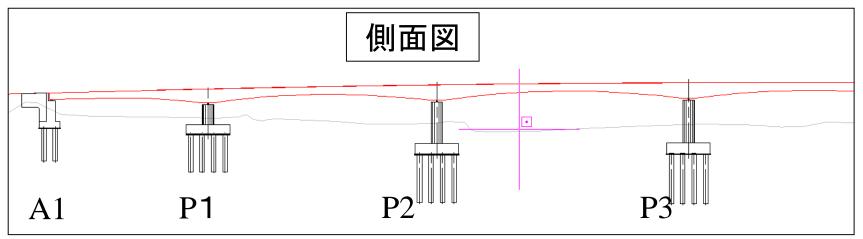




【出典:もりおか交通戦略(第二期)(令和3年9月)】

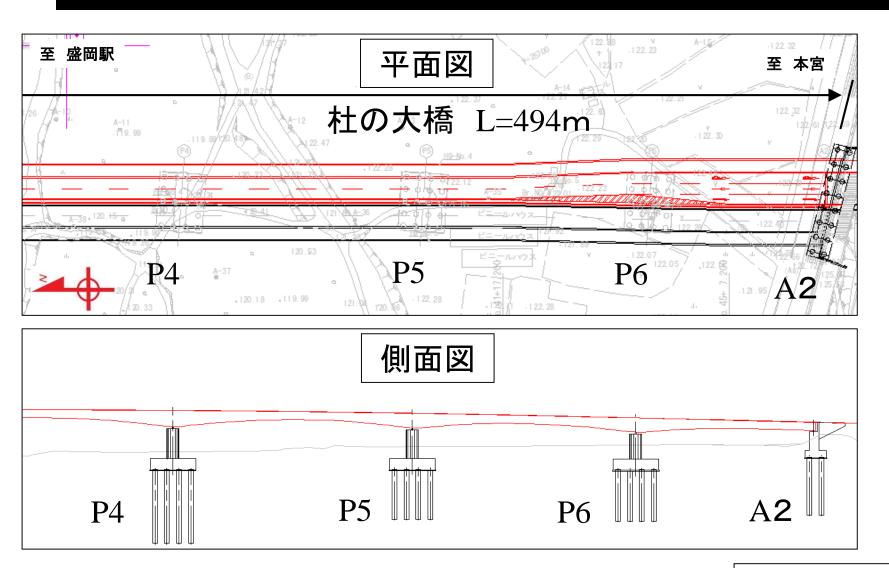
Ⅲ事業内容(1)





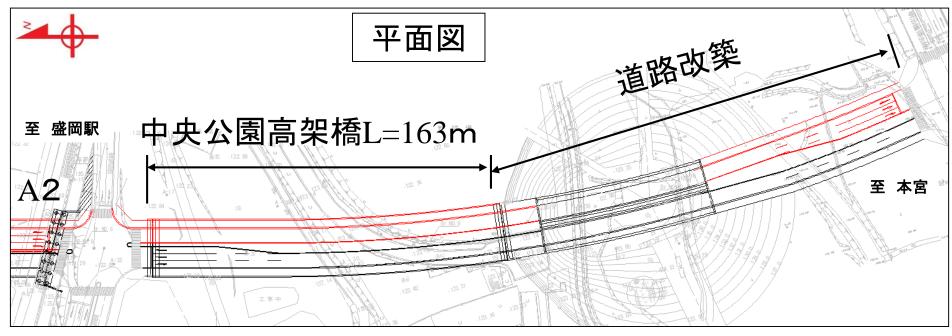
凡例 —— 本事業区間 —— 第Ⅰ期事業

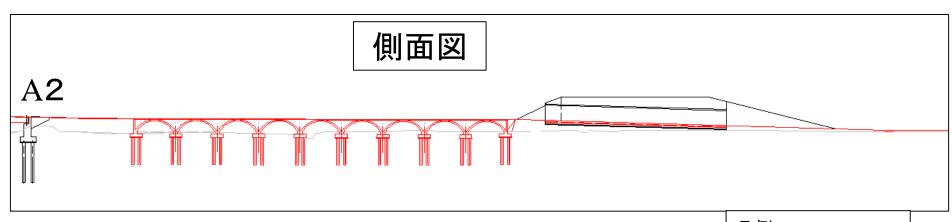
Ⅲ事業内容(2)



凡例 —— 本事業区間 —— 第 I 期事業

Ⅲ事業内容(3)





凡例

—— 本事業区間

── 第Ⅰ期事業

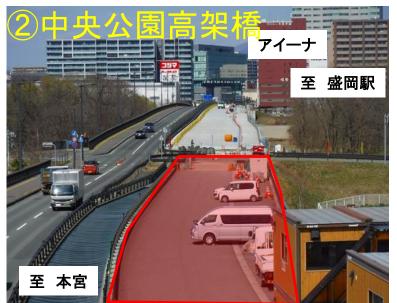
Ⅳ事業の進捗状況等①

〇現在の施工状況(R6年3月撮影)

至 本宮







至 盛岡駅

IV事業の進捗状況等②

- 〇工事遅延等の理由並びに解決の見通し
 - ・事業期間の延伸は、残工事の工事工程の再精査によるも の。
 - ・令和6年度に橋梁付属物工、融雪施設工及び道路照明工に着手し、その後舗装工事等の仕上げを行い、令和8年度までに事業完了する予定である。

事業の進捗状況(中項目評価)

・事業期間が延伸するものの、施工時期に制約があった橋梁上部架設工が完了済みであり、確実な竣工の見通しがあることから「b」とした。

「事業の進捗状況」の中項目評価 a ・ b ・ c

Ⅳ事業の進捗状況等③

事業計画の変更の有無及び内容(中項目評価)

〇変更内容

項目	当初	前回再評価時	今回再評価時
総事業費	2,600百万円	3,610百万円	5,500百万円
計画期間	平成23年度~ 平成27年度	平成23年度~ 令和7年度	平成23年度~ 令和8年度

【参考】総事業費増額内訳

	計	1,890百万円
③仮設工の増	河川協議や出水時の河岸浸食を 踏まえた仮設工の増	288百万円
②耐震対策の増	耐震対策の精査による増	279百万円
①社会的要因に係るもの	人件費、資材の高騰など	1,323百万円

IV事業の進捗状況等④

増額理由① 社会的要因に係るもの

- ・機械・労務・材料単価の上昇による増額
- ・当該事業は橋梁の上部工架設工が主な工種であり、特殊作業であることや、施工のうちコンクリート及び<mark>鉄筋</mark>が占める割合が大きいため、人件費、資材高騰の影響が他事業よりも大きくなるものである。

主な労務単価の推移

名称	単位	①H22単価 (事前評価)	②R5単価 (今回評価時)	增加割合 ②/①
橋りょう特殊工	人	16,500	31,700	1.92
橋りょう世話役	人	20,800	42,400	2.04

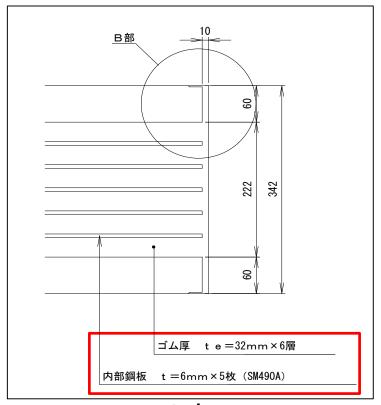
主な材料単価の推移

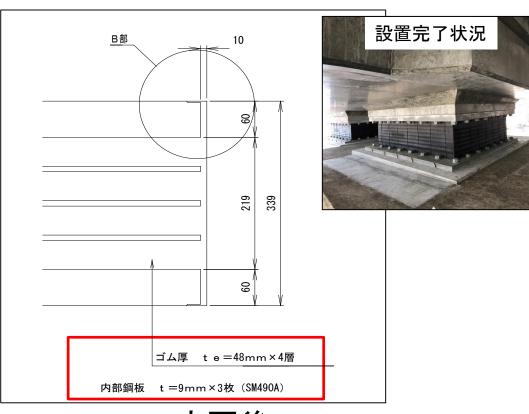
名称	単位	①H22単価 (事前評価)	②R5単価 (今回評価時)	増加割合 ②/①
鉄筋 D16~25	t	62,000	120,700	1.95
生コンクリート 40-12-25	m3	17,600	22,800	1.30

IV事業の進捗状況等⑤

増額理由② 耐震対策工の増

- ・耐震基準改定に伴う設計内容の精査の結果、ゴム支承1層当たりの厚さを厚くするもの。
- •1層当たりの厚さが厚くなることで、一般製品ではなく、特殊製品となることから、1個当たりの単価が増となったもの。





当初

変更後

IV事業の進捗状況等⑥

増額理由③ 仮設工の増

- ・河川協議結果により、出水期中の存置が不可となったことから、仮桟橋の設置撤去の回数が増となったもの。
- ・出水時の河岸浸食を踏まえ施エヤード整備が増となったもの。



仮桟橋設置期間及び設置撤去回数

年度		R3				R4				R5														
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	_	非出水期					뷥	北	期	_	非出水期				出水期									
当初予定	設	置													撤	去								
) 変更後	設記	置					搶	去				設	置						撤	去				

Ⅳ事業の進捗状況等⑦

⇒ 中項目評価は、変更の内容が施工区間や主要な工事内容の変更ではなく、事業費及び事業期間に関する変更であることから「b」とした。

「事業計画の変更の有無及び内容」の中項目評価

a · (b) ·



事業の進捗状況等(大項目評価)

・中項目評価が「b」、「b」であることから、大項目評価を「BB」 とした。

「事業の進捗状況等」の大項目評価

AA • A • (BB) • B • C

V事業に関する社会経済情勢等の変化①

事業に関する社会経済情勢(中項目評価)

・政策や事業のあり方について議論や見直しの検討が無いため「a」とした

「事業計画に関する社会経済情勢」の中項目評価

(a) · b · c

事業に関する評価指標の推移(中項目評価)

評価指標		配点	事業着手時 評 点 H22	前回再評価 時評点(A)	今回再評 価時評 点(B) R6	増減 (B)-(A)	備考
	T		ПZZ	NZ NZ	NO NO		
必要性	 混雑度等 	20	17	20	17	△3	自転車交通量 の減
重要性	交通機能等	35	30	28	28	0	
緊急性	老朽橋等	10	0	0	0	0	
効率性	費用便益比	20	20	20	20	0	B/C4.1→3.9 →3.1
熟度	地域の合意形成	15	15	15	15	0	
	計	100	82	83	80	Δ3	(B)/(A)96%

<u>・各評価指標の評点の合計が、前回再評価時の90%以上であるため「a」とした</u>

「事業計画に関する評価指標の推移」の中項目評価



b - 0

V事業に関する社会経済情勢等の変化②

事業に関する社会経済情勢(中項目評価)

〇費用便益分析手法:

街路事業における費用便益分析マニュアル(平成12年6月)

費用便益分析マニュアル(令和5年12月)

単位:百万円

	区分	事業着手時 基準年∶H22	前回再評価時 基準年∶R2	今回再評価時 基準年∶R6
費用項目	事業費	9,569.0	13,168.0	17,448.6
	(内、今回事業費)	(2,302.0)	(3,330.9)	(5,573.3)
	維持管理費	7.1	50.8	34.0
	総費用(C)	9,576.1	13,218.8	17,482.6
便益項目	走行時間短縮便益	38,365.0	50,996.6	53,623.4
	走行経費減少便益	1,043.0	719.3	1,490.8
	交通事故減少便益	△ 354.0	△ 407.8	△301.1
	総便益(B)	39,054.0	51,308.1	54,813.1
費用	 便益比(B/C)	4.1	3.9	3.1

[・]上記の費用便益分析は、供用済みの2車線区間が<u>未供用の状況から完成形(4車</u> <u>線供用)に整備した場合における算出</u>としている。190

費用便益分析について(参考)

〇費用便益分析手法:

街路事業における費用便益分析マニュアル(平成12年6月) 費用便益分析マニュアル(令和5年12月)

	区分	評価調書 事前評価 基準年H22	評価調書 前回再評価 基準年R2	評価調書 今回再評価 基準年R6	(参考) 第Ⅱ期のみ 事業着手時 基準年H22	(参考) 第Ⅱ期のみ 前回再評価 基準年R2	(参考) 第Ⅱ期のみ 今回再評価 基準年R6	
費用項目	総費用(C)	9,576.1	13,218.8	17,482.6	2,309.1	3,381.7	5,665.6	
便益 項目	総便益(B)	39,054.0	51,308.1	54,813.1	13,030.0	23,252.8	25,751.4	
費用便益比(B/C)		4.1	3.9	3.1	5.6	6.9	4.5	

計画交通量 13,300 15,297 14,499 (R12推計) 台/日 台/日 台/日

〇費用便益分析の算出条件

評価調書 : 未供用の状況から完成形(4車線供用)に整備した場合

第Ⅱ期のみ: 暫定供用(2車線供用)から完成形(4車線供用)に整備した場合

単位:百万円

V事業に関する社会経済情勢等の変化③

自然環境の状況及び環境配慮事項(中項目評価)

自然環境 等の状況	 岩手県自然環境保全指針による保全区分:B 希少野生動植物生息の有無:あり 埋蔵文化財包蔵地の有無:なし 希少野生動植物調査 検討委員会への付議状況:付議している
主な 助言内容	・付近で猛禽類が営巣中。抱卵時期を避けるなど施工時期に留意のこと。 ・工事用道路の仮桟橋を設置する際は、柱の位置が川の淀みにかからないよう配慮のこと。
対応状況	・ 施工にあたっては、着手前に専門家の助言を受け、施工途中も必要に応じて助言を求める。平成25~28年にかけて架橋地周辺の環境調査を実施しており、杜の大橋の工事着手前の令和2年度にも再度環境調査を実施した。

・保全区分に沿って積極的な対応をしていることから「a」とした。

「自然環境等の状況及び環境配慮事項」の中項目評価 (a) · b · C

社会経済情勢等の変化(大項目評価)

・中項目評価が「a」、「a」、「a」であることから、大項目評価を「AA」とした

「社会経済情勢等の変化」の大項目評価



VIコスト縮減対策の実施状況

〇橋梁上部工の防水層をシート系から塗膜系に変更することで コストの縮減を図る。

縮減額:C=5,472千円

Ⅷ代替案立案の可能性

〇本路線は、盛岡広域都市計画に定められた都市計画道路であり、本事業はその決定に基づき4車線に拡幅するものである。 第I期事業にて4車線に対応した杜の大橋の下部工が完成しており、代替案立案の可能性はない。

哑総合評価

〇再評価の総括

- •「事業の進捗状況等」については、今回、事業費及び事業期間 を変更するものの、施工区間や主要な工事内容の変更ではなく、 令和8年度までに工事完了の見通しとなっている。
- •「社会経済情勢等の変化」については、事業に関する社会経済情勢、評価指標、自然環境等の状況に関して特に大きな変化は見られない状況である。



事業継続

令和6年度大規模事業評価専門委員会 現地調査行程(案)

【案の1】 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業 (宮古市)及び 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)(盛岡市) を調査

県庁発(9:45)→杜の大橋→宮古商工・宮古水産→県庁着(17:20)

【案の2】 馬淵川広域河川改修事業(二戸市、八幡平市、一戸町) 及び 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)(盛岡市) を調査

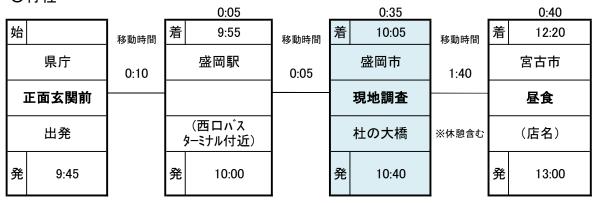
県庁発 (9:45) →杜の大橋→馬淵川→県庁着 (16:25)

【案の3】 写真等で現況を確認(現地に赴かず、盛岡市内の会場にて調査)

令和6年度大規模事業評価専門委員会 現地調査行程(案の1)

- 〇開催日: 令和6年7月10日(水)
- 〇対象事業
 - ① 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎等新築事業(宮古市)
 - ② 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)(盛岡市)

〇行程



		0:40	_	0:40				0:40	ı	0:05		
移動時間	着	13:10	移動時間	着	14:00	移動時間	着	14:45	移動時間	着	17:05	
0:10	宮古市		0:10	宮古市		0:05	宮古市		1:40	盛岡駅		
		現地調査			現地調査			現地調査				
	宮古商工 (工業校舎)			宮古水産			宮古商工 (商業校舎)		※休憩含む	5	(西ロバス ユミナル付近)	
	発	13:50		発	14:40		発	15:25		発	17:10	

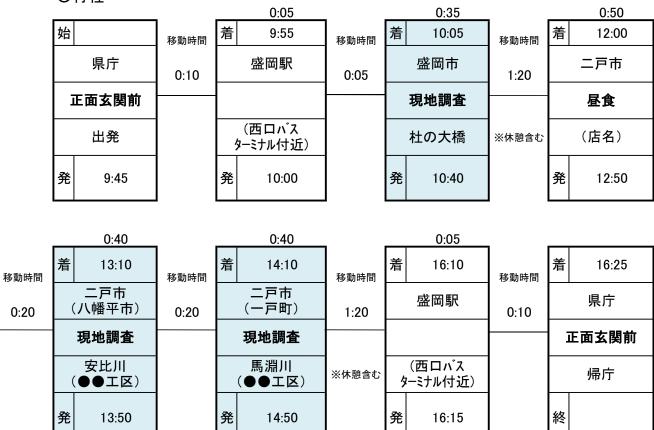


◎時間は現時点での目安であり、交通状況等により変更になる場合があります。

令和6年度大規模事業評価専門委員会 現地調査行程(案の2)

- 〇開催日:令和6年7月10日(水)
- 〇対象事業
 - ① 馬淵川広域河川改修事業(二戸市、八幡平市、一戸町)
 - ② 都市計画道路整備事業 盛岡駅本宮線(杜の大橋)(盛岡市)

〇行程



◎時間は現時点での目安であり、交通状況等により変更になる場合があります。

公共事業評価から大規模公共事業評価へ移行する場合の取扱いについて

1 趣旨

- ・ 公共事業評価については、前回評価(事前評価もしくは再評価)時の事業費が50億円未満であっても、事業途中で50億円以上となった場合には大規模事業評価の対象となるもの。
- ・ しかしながら、大規模事業評価へ移行する場合の手続きについて、過去の事例においても、 移行したタイミングに違いが見られるところ。

【参考】大規模事業評価に移行したタイミングの内訳

- ①定時再評価(諮問対象) 6事業
- ②随時再評価(諮問対象) 0事業
- ③継続評価(諮問対象外) 5事業(うち再評価(諮問)の機会なく事業完了1事業)
- ・ 昨今の物価高騰、労務単価上昇(社会的要因)を背景とし、予算配分の都合等により、止む を得ず事業期間が長期化する中で、主要な工事内容等に変更がなくとも、結果的に事業費が50 億円以上となる事案の発生が今後も想定されることから、今般、取扱いを整理したもの。

2 基本的な考え方

- ・ 大規模事業評価については、より一層詳細で慎重な評価を行う観点から、本来であれば、事 前評価段階(原則、基本構想後・基本設計後の2回)から、政策評価委員会(大規模事業評価 専門委員会)に諮問するとともに、パブリックコメントを実施するなど、公共事業評価よりも 厳格な手続きを経て事業化するものであり、事業途中で移行(公共→大規模)した場合であっても、適正な制度運用の観点から大規模事業評価専門委員会に諮問すべきものと考える。
- ・ こうしたことから、公共事業評価のフレームを超えて、大規模公共事業評価に移行する場合 には、「事業計画の重要な変更」に相当するものと捉え、原則随時再評価の対象とする。

3 公共事業評価から大規模事業評価へ移行する場合の対応

	対 応	大規模事業評価専門委員会との関係
原則	事業費の変動要因を問わず、大規模事業評価	随時再評価結果を 諮問 する。
	へ移行することが判明した時点で、随時再評価	
	(※定時再評価時含む)を実施する。	
例外	①事業費の主な変動要因が社会的要因によ	報告案件として、事業実施状況(進
	るもの であり、且つ、② 事業完了の直前 *に大	捗状況、事業費動向、B/C など)を説
	規模事業評価へ移行することが判明した場合	明する。
	は、例外として、随時再評価を不要とする(当	
	該年度の継続評価で大規模へ移行)。	
	⇒ 委員会で 審議・パブコメを実施する意義に	
	乏しいため。	

- ※ 事業完了の直前とは、定時の再評価の対象から除くこととされている、「再評価を行おうとする年度の翌年度内に 事業が完了すると見込まれる事業 (規則 第9条第2項)」の考え方を準用。
- 〈例〉当初計画が事業期間 (R2→R12) の公共事業が 50 億円以上となるケース
 - ①R2~R10 に判明→随時再評価実施(大規模諮問)
 - ②R11 (定時再評価年度) に判明 (R12 完了のまま) ⇒主に社会的要因の場合、随時再評価不要 (大規模報告)
 - ③R11 (定時再評価年度) に判明 (R13 以降完了に延伸) ⇒随時再評価実施 (大規模諮問)